

はじめに

2011年6月30日最賃裁判提訴当時の神奈川の地域最賃は時間額818円、2017年10月17日裁判終結時は時間額956円。ナントこの6年3か月で138円も最賃を上げました。裁判で請求した「少なくとも最賃額は1000円に」まであと44円です。またこの最賃裁判をたたかうなかで、全国各地方の生計費調査にもとづく「最賃額は1500円にすべき」との大義ある要求と新たな運動のひろがりを生み出しました。

毎年の最賃額引き上げによって、低賃金・不安定雇用者が40%を占める神奈川県下の労働者約400万人のうちの10%近く、40万人前後の労働者の賃金を直接押し上げるまでの現実的効果をもたらしています。まさに罰則付きで賃金規制をおこなう最賃制の本領発揮です。

さらに、この毎年の最賃闘争は、最賃法違反の是正は勿論のこと、全国的かつ全労働者の賃金引き上げに、大きなインパクトをあたえる『社会的賃金闘争』までに発展してきています。

原告133人を擁し最賃ギリギリの労働と生活からの痛烈な叫びを前面にした最賃裁判の挑戦は、生活保護基準以下の逆転現象の最賃を抜本的に是正するという直接的な目標だけでなく、労基法第1条の「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべき」賃金・労働条件、憲法25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、27条の「働く権利」、13条の「幸福追求権」、ILO提唱のディーセントワーク「良質な労働と生活」、国連の社会権規約の実現をもとめる、大志と意義あるものになりました。

カール・マルクスの「労働組合の過去・現在・未来（1866年）」にある「労働組合は、異常に不利な環境のために無力化されている農業労働者のような、賃金の最も低い業種の労働者の利益を細心にはからなければならない。労働組合の努力は狭い利己的なものではけっしてなく、ふみにじられた幾百万の大衆の解放を目標とするもの」の実践であるといえます。

この最賃裁判のスタート時の神奈川労連内の議論はどうだったか。西暦2010年代、全労連・神奈川労連を結成して20年がたち、財界の「新時代の『日本的経営』」戦略による正社員減少・非正規労働者増加、組織率減少、賃上げ相場づくりの春闘も高揚感を失うなかで、労働運動として何をなすべきか。ナショナルセンター、ローカルセンター結成時の熱い思いをどういかすのか。ILOが提唱するディーセント・ワーク（良質な労働と生活の実現）をどう実践するのか。世界の先進的な労働運動に学び何を実践するのか。

この労働運動の任務と社会的役割発揮を、神奈川労連と弁護団、先進的な学者などで、正面から議論し深めながらこの最賃裁判闘争を闘いぬいたことも今後の教訓とすべきと思います。

この最賃裁判の闘いのなかで、「全国どこでもただちに最賃額1000円、めざせ1500円」の全国一律最賃の要求が当たり前になってきました。この闘いの教訓である、①最賃ギリギリの賃金で苦しむ労働者の要求と思いを中心に位置付けて、②労働運動の最大の任務と社会的役割としての全国闘争・立法闘争を取組み、③憲法の理念と世界の最賃運動の到達点を活かし、大志をもった国民的闘争に発展させ、世界最先端の全国一律最賃制度を確定するチャンス到来です。

神奈川労連は、この全国最賃実現のために、その中心的役割を發揮していこうではありませんか。

最賃裁判の原告、弁護団、サポーターとして、さらに裁判傍聴や署名活動などに関わってくださったすべての皆さんに敬意と感謝を申し上げます。ありがとうございました。

2018年4月15日
神奈川労連副議長 水谷 正人

もくじ

はじめに 水谷神奈川労連副議長

1. 原告を代表して 猪井 伸哉 P 2

2. 支援・共闘団体・個人からの一言 P 3～10

全労連 小田川議長

北海道労連 黒沢議長

エキタス 栗原 耕平さん

生協労連 北口委員長

新宿一般 保科副委員長

國學院大學名誉教授 小越 洋之助さん

神奈川生健会 市木会長

神奈川年金者組合 杉沢委員長

3. 最低賃金裁判 6 年半 福田神奈川労連議長 P 11

4. 弁護団からの言葉 田渕弁護士、大川弁護士 P 28

5. 最賃裁判傍聴記 下山 房雄 P 35～72

岡本 一

小越 洋之助

牧野 富夫

※最低賃金裁判における重要な資料は大量であり、全て本報告書に収めることはできませんでした。以下の資料は、神奈川労連ホームページにアップしてまいります。是非、ダウンロードしてご参照下さい。

1. 毎回の法廷で行われた、18人の原告意見陳述。
2. 横浜地裁における、原告側弁護団の最終準備書面。
3. 横浜地裁、東京高裁、最高裁の3つの判決文。
4. 最賃裁判では、最低賃金引き上げの正当性の根拠に関して、憲法学者や社会政策学者、経済学者との連携により理論的に下支えしていただきました。裁判所に提出した以下の4つの意見書は、2018年現在時点においてもなお、最低賃金闘争の理論的最高の到達点を示すものと考えます。
 - ①「労働者の生計費」を最も重視して最低賃金を決定すべきことについて、制度・歴史・政策における総合的観点からまとめられた、小越洋之助氏（國學院大学名誉教授・経済学）の意見書。
 - ②憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」には、最低限度の衣食住の満足だけでなく、親族・友人との交際や地域社会への参加及び趣味等を含む文化的・社会的活動も含まれると解されており、最低賃金の決定においてこれらの観点も不可欠であることについての、遠藤美奈氏（早稲田大学教授・憲法）の意見書。
 - ③金澤誠一氏（佛教大学教授・経済学者）の全面協力の下、裁判と並行して神奈川労連が「憲法25条『健康で文化的な最低限度の生活』実現をめざす『労働者生活実態調査』」の結果を踏まえて、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」とはどういう生活なのか、明らかににした金澤誠一氏の意見書。
 - ④133人の原告らの生活と労働実態をまとめた神奈川労連の議長を長く務めた水谷正人氏の意見書。
5. 最低賃金裁判ニュース。

私達は、あきらめない



原告団
代表 猪井 伸哉

司法は一体何を考えているのか、
最低賃金が低すぎるから何とかしてくれと、訴えているだけなのに、
正面から答えて判断することもしない、門前払い。
司法の責任放棄。
裁判官はどういうつもりでいるのかと。
我々は訴える道もない。裁判官の本意が分からない。
許せない。

だからといって、あきらめる気などさらさらしない。別の運動を起こしていく。
結果は残念だが、我々は力を合わせて闘っていけること。
誰でも、弱い人間でも闘えることを示すことができた。
そして、私たちは、相手は国でもみんなが力を合わせて喧嘩することができる、泣き寝入りしたり、黙る必要もないことが分かった。
今の私たちの置かれた状況は、自己責任なんかじゃない、社会の問題なのだ。おかしいと思うならばおかしいと、声を上げるべきだと。
それができることを強く実感した裁判だった。

うれしかったこと。
私の職場の同僚もそうだが、いろいろな人たちから裁判のことを知って「頑張ってください」と声をかけてもらったこと。原告一人ひとりが、それぞれの経験を持ち寄って闘い続けることができたこと。ここに希望がある。

今後について。
最低賃金上げろ!! という強い声を市民団体や労働組合と協力して味方を増やしていくことが大切だと思う。
そして全国一律の最低賃金であるべきだ。
同じ仕事をしているのに200円以上も時給格差があることはおかしい。

7年にわたるご支援。本当にありがとうございました。

最低生活保障の闘いは続く



全国労働組合総連合
議長 小田川 義和

史上初めての最低賃金裁判は、裁判所が内容にふみ込まずに訴えを門前払いした大変残念な結果でした。原告、弁護団、たたかいを支えた神奈川県労連と多くの支援の皆さん一体の奮闘に、心から敬意を表します。

原告の方々の思いは、一生懸命働いても生活保護を下回る賃金しか手にできない状態を放置し続ける政府は憲法25条の実現をさぼっている、それを司法に断罪してほしいということではなかったでしょうか。

実際、非正規労働者として就業している世帯の貧困率が失業や無業世帯よりも高い、という他の先進国には見られない実態が日本にはあるのです。原告の皆さんの思いを裁判官は受けとめませんでした。深刻な労働者の実態を可視化し、社会問題化した裁判の意義は決して小さくはありません。

多くのマスコミが裁判を報道し、直近の2017年10月の総選挙公約では、自民党までもが最低賃金時給1000円の実現を掲げるところまで来ています。運動で得た成果は大きい、と言える状況です。

ところで、第1審の横浜地裁判決は、最低限度の生活は勤労収入だけでなく生活保護法による保護などの種々の施策によって実現されることが前提、と述べています。大変気になる点です。

2012年4月16日付の「The Jimin NEWS」は、生活保護3人世帯で24万円と、最低賃金で働いた場合の月収13万円とを比較し、生活保護水準10%引き下げを主張しました。この主張は、そのまま2012年総選挙の自民党公約となり、その後の生活保護費の引き下げにつながっています。

政治は「どん底への競争」を煽っているのに、司法は無邪気に生活保護が最低生活費を保障しているから、と最低賃金額の低さに目をむけていないのです。残念な結果は、実態や社会の現実を見ずに、法律の条文を頭で考えた裁判官が導き出したものだ、そう思います。

ここを変えるたたかいは、これからも必要です。それは、最低賃金の大幅な引き上げとともに、国による最低生活保障制度の創設、憲法25条の具体化まで続くのではないのでしょうか。長い闘いのテープを切ったのも最低賃金裁判、その思いを強くしています。

当事者が声を上げ、 労働組合を社会に見せた 神奈川最賃裁判に北海道から共感と連帯



北海道労働組合総連合
議長 黒澤 幸一

6年半に渡る歴史的な「最低賃金裁判」本当にご苦労様でした。

この裁判で、最低賃金が生活保護の水準を下回る現実にあることを裁判所に認めさせたのは、当事者の皆さんの勇気ある発言と、その声に誠実に答えようと腹を固めてたたかった神奈川労連のみなさんの奮闘によるものです。裁判所は、最終的に司法判断をしないことで、逃げましたが、逃がすまいと裁判所の大法廷を包囲し続けたみなさんの熱意は、私たち北海道の仲間たちに最賃闘争に立ち上がるきっかけとエールとなりました。

道労連は、この神奈川でのたたかいを最賃闘争に火を付ける画期となるものと位置づけ、期日や集会の度に参加させていただきました。また、何度も北海道に足を運んでいただき、たたかいの息吹を届けていただきました。

このたたかいから学んだことが多くあります。一つは、当事者が声を上げることの重要性です。原告に名乗り出た130人を超える労働者の勇気が、この運動の原動力でした。「最賃887円では自立できない」「友人とのつきあいを断るしかない」などのリアルな訴えが運動をつくりました。二つ目には、労働組合を見せて、社会的にたたかうことの重要性を学びました。デモや集会だけでなく、貧困に喘ぐリアルな実態をマスメディアで社会的に可視化することの有効性と戦略に多くの示唆を得ました。三つ目は、労働組合が大きく強くなり結集を強めることの重要性です。原告の仲間が労働組合に入り、声を上げている姿がありました。そして、既存の組織の仲間の結集も強まり、労働組合運動への確信を広げていることが教訓的でした。これらの三つの教訓は、北海道のたたかいに大きな刺激を与え、実践へと導いていただいたと思っています。

この6年半で北海道の最低賃金は、119円引き上がり、691円が810円になりました。引き上げ率は17.2%。10円前後だった引き上げ幅が裁判の判決が出される年には20円を超えました。まさに、神奈川のたたかいが全国の運動をリードした結果です。

私は、たたかいは負けても大負けしないことが大切だと思っています。労働組合の仲間が職場や地域にあれば、次のたたかいにつながられます。この裁判闘争は、そのことを実践で示してくれました。組織化頑張りましょう。

ありがとうございました。

最低賃金制度と生存権を結びつける 実践となった最低賃金裁判



AEQUITAS (エキタス)
栗原 耕平

憲法25条・生存権と最低賃金制との関係を先駆的に問うた最低賃金裁判の闘いに敬意を表します。そして、報告集の作成、大変嬉しく思います。

AEQUITAS (エキタス) は最低賃金1500円の実現を求めて2015年9月に結成された市民運動団体です。私たちは、最低賃金制度と生存権とを結びつけていくことが、ワーキングプアを中心とする現在の貧困の改善にとって根本的なものだと考えています。そのような思想をエキタスよりも先に表明し実践していたのが最賃裁判であり、エキタスはいくまでその思想的な系譜に連なるものです。

生活が苦しい、生存権を保障しろ、と訴える人に対して厳しい視線が強固に存在する日本で、声を上げることはとてもしんどいことだと思います。にもかかわらず立ち上がった原告の方々に敬意を表します。そしてその怒りに連帯します。それは原告の方々の怒りであるとともに、私や私たちの怒りです。

まだまだ闘いはこれからです。お疲れ様でしたとは言いません。これからも共に、闘いの中にありたいと思います。この報告集が、その闘いの糧になることを願っています。

133人の当事者の声が 「最賃引き上げ」の世論を作る —最賃裁判の成果



全国生協労働組合連合会
中央執行委員長 北口 明代

最賃裁判の原告はじめ、裁判にかかわったすべての皆さま、6年半という長きに渡っての裁判闘争、本当にお疲れ様でした。最高裁で「上告棄却・上告申立不受理」との結果は原告の思いを踏みにじる判決となりました。しかし、国を相手にたたかったこの裁判の意義は大きく、低賃金で苦しむ133人もの当事者が立ち上がり、そのことによって、低賃金労働者の生活実態が可視化され、最低賃金を大幅に引き上げよう、という世論を高める大きな力になったと確信しています。

生協労連は、7割がパート・非正規労働者で、中執・中央委員の構成、各種会議や交流会の参加もほぼ4割を占めています。委員長の子自身もパート出身という労働組合です。生協労連が、最賃やパート法の改正無期転換などに全力を注ぐことができるのは、当事者が中心となって活動していることが大きいと感じています。

18春闘では、3県にまたがるユーコープ労働組合が、パートの基本時給の格差を解消しろと求め続け、静岡県・山梨県35円、神奈川県30円と格差を解消するベア回答を得たのは画期的な勝利です。この背景には最賃裁判闘争があったことはまちがいありません。

現状の最低賃金の決定方式は各県バラバラです。2017年度の改定では、一番高い東京958円と一番低い県との格差は221円にも広がり、年々格差が拡大しています。そして、貧困と格差を解消するためにも、全国一律最賃制度と大幅引き上げが必要です。最賃裁判で求めた「1000円」にただちに引き上げ、生計費試算調査で「単身1人暮らしには全国どこでも時間額1500円は必要」との結果から、生活できる最低水準として「1500円」を実現させるべきです。

毎回の裁判の傍聴や報告会には参加できませんでしたが、行けば、必ず勇気をもらえる、闘志が湧いてくる、そんな裁判でした。私の古巣であるユーコープ労働組合のパートのなかまたちが原告に立ち上がってくれたことが、本当に嬉しく、元気をもらえました。

パート・非正規の労働組合組織率は1割強という中、「パートだって労働者だ！」この声を力に、1人でも多くのなかまを迎え入れ、全労連に結集し、「だれでもどこでも今すぐ1000円以上に、めざせ1500円」をかかげ、最低賃金闘争に奮闘する決意を申し上げ、メッセージとさせていただきます。

最低賃金裁判が社会に広げた 希望と怒り



全労連・新宿一般労働組合
副委員長 保科 博一

果敢に闘うことを決意した原告のみなさん、そして弁護士、すべての支援者のみなさん、長い闘い本当にお疲れ様でした。

みなさんが神奈川から作り出していった裁判闘争は、文字通り歴史的闘いであったと思います。そして闘いは法廷だけではなくと考えます。みなさんが、生活実感からの想いを言葉に紡ぎ訴えた“最低賃金引き上げろ！！”は、日本全国で働く多く仲間を励ましたものであったと思います。

私はこれまでの神奈川労連との付き合いからこの最低賃金裁判を知りました。原告のみなさんの訴えに心を動かされ、自分自身長く非正規労働者として働いていましたから、いま現在労働組合に関わる者として、“本気の闘い”に出会ったとそう実感するのに時間はかかりませんでした。

新宿区労連・新宿一般労組は、神奈川の闘いに励まされ、東京で胸を張って「最低賃金1500円」を訴える本格的運動のスタートへ、その先頭を切って走ることができました。

これまで東京で訴えられてきた最賃1000円から1500円へ、運動のステージを上げていける勇気を原告のみなさんからいただいたものだと思っています。

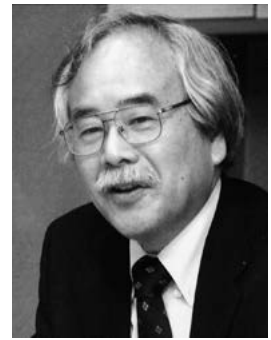
またある日の裁判傍聴には、東京から若い学生と参加しました。彼はその後エキタスの創設メンバーとして奔走していくこととなりました。

原告のみなさん、あらためて長い闘い本当にお疲れ様でした。様々な想いが交錯されていることかとお察しします。

しかし、今度は一緒に闘っていこうではありませんか。

必ずや、みなさんの闘いが生きて、全国で働く仲間の成果となる日が来るはずです。

最賃裁判に一言



國學院大學
名誉教授 小越 洋之助

日本の歴史上初めての最賃裁判が低賃金に苦しむ多くの原告、それをサポートする神奈川労連や多くの他地域の労働者、有能な弁護団によって取り組まれた。長期間、真摯な原告の意見陳述が行われたが、横浜地裁判決（石井浩裁判長）はこの訴訟を「却下」、高裁、最高裁は門前払い。

とくに地裁での不当判決は今でも忘れられない。原告の「処分性」の有無について「最低賃金を定める決定は不特定多数に適用されるものであり、限られた特定の者の権利や義務を形成する行政処分とは異なる」と否定。訴訟の名簿から児童扶養手当を受けているシングルマザー、学童保育などダブルワークに従事する青年（かれは体調のよくない妻と未就学児2人と4人で生活し、生活保護を受給していた）、パート就労の女性（受け取る賃金だけでは生活できず、生活保護を受給していた事例）などを取り上げ、「個々の国民の健康で文化的な生活は、現在の法制度上は、勤労収入だけでなく、生活保護による保護、国民年金等の公的年金、国民健康保険等の医療保険、老人福祉法や児童福祉法等に基づく社会福祉施策等、種々の施策によって総合的に実現されることが前提されている」（判決文19頁）とした。

最低賃金が1000円に引き上げられなくても、直ちに原告に重大損害が生じる恐れはない、と書いたことに腹立たしく、怒りを覚えた。現行最賃制のあまりの低さを免罪し、別の手段で賄えば足りるであろう、などとよく言えたものだ。この裁判官は生活保護自体が就労できる人を排除している現実を知っていたのか、とも言いたい。

社会保障の財源は元をただせば労働者の生きた労働であり、その労働には生活できる最低限の賃金の保障がなくてはならないはずだ。そうでなければ「労働の尊厳」は確立できない。この裁判は時給1000円以上、生活保護との正しい整合性に真正面からチャレンジし、今後の時給1500円実現の架け橋となるものである。

全国一律1500円の最低賃金へ、 憲法25条の具現化へ、 闘いが始まりました



神奈川県生活と健康を守る会連合会
会長 市木 眞二

神奈川最賃裁判では、現行の最低賃金は生活保護基準すら下回るとの原告の訴えに対して、行政側から「だったら生活保護を取ったらいいいじゃないか」の意味の反論があったと聞いています。セーフティーネットとしての生活保護とそれ以前にあるべき社会保障とを混同した発言に心底憤りを感じました。そこが大問題なのです。

めいっぱい掛けても月約6万5千円足らずの国民年金、それ以下の年金で暮らしている高齢者がたくさんおられます。お風呂も2日か3日に一度、3食を2食にして暮らしている方々。捕捉率（生活保護基準以下の収入で生活保護を利用している世帯の比率）は日本は18%程度と言われています（政府は調査すらしていない、イギリスは90%、フランスは91.6%）。2月5日、共産党の志位委員長は生活保護利用者213万人の背後に数百万人の生活困窮者が存在することをあげ、生活保護基準の切下げの問題点を指弾しました。

まず安心して暮らせる全国一律1500円の最低賃金がある。3か月で切れる雇用（失業）保険ではなく少なくとも1年以上の失業保険制度がある。そして老後の生活も月15万円の最低保障年金制度がある。こうした生活保護利用前の社会保障制度が充実しておれば、生活保護バッシングもなく、捕捉率も90%以上となるでしょう。

森友学園問題での国会提出の公文書の偽造、働き方改革法案での裁量労働の労働時間が短いというデータの偽装報道を見るにつけ、2013年からの生活保護基準削減の根拠となった「生活扶助CPI」なる物価偽装に怒りがこみ上げます。法案や予算を通すためなら国会と国民を欺いてもいい。こんな安倍政治を終わらせるために共にがんばりましょう。

最低賃金裁判が残した大きな財産 憲法25条共闘



全日本年金者組合神奈川県本部
委員長 杉沢 隆宣

「時給1000円」。とてもみずみずしい響きがありました。グローバル化による多国籍企業の弊害、「格差と貧困」の広がり。その結果といえるのでしょうか、アジアをはじめ世界各地で同時に「最低賃金引き上げ」の運動が湧き起っています。日本では神奈川労連がサポートする「最低賃金裁判」が名誉ある一角を占めていると思います。

国内においても、熟語となり「官製春闘」と揶揄される労働運動に、「新しい何かを予兆」させる一石を投じました。

勇気ある50人の労働者が立ち上がったのが2011年6月。それから4年後の2015年5月、アメリカの「時給15ドル」（1650円）に呼応して36カ国で「ファストフード世界同時アクション」が実施されました。

最高裁の「上告却下・上告申立不受理」にはとても承服できるものではありませんが、裁判運動は、若者、労働者に「労働の価値」「最賃運動」への賛同を着実に広めました。たたかいは「時給1500円」に引き継がれ、運動も韓国労働者との連帯、インターナショナルになっていくことでしょう。

「最低賃金裁判」原告団に「年金者組合員」も加わりました。とても「誇り」とするところです。

最後に、神奈川労連の「最賃裁判」は大きな財産を残しました。生活と健康を守る会の「生存権裁判」、年金者組合の「年金裁判」、社会保障推進協議会を加えて4者による「憲法25条共闘」を誕生させました。全国で初めてのことです。

最低賃金裁判は、 何を明らかにし、何を生み出したのか！

当事者が訴え続けた6年半

神奈川労連議長 福田 裕行

2011年6月30日13時に私たちは横浜地方裁判所に「最低賃金時給千円以上」を求め、国と神奈川労働局長を相手に行政訴訟を起こしました。原告は時給千円未満で働き生活する50人。当日の神奈川新聞は1面トップでこれを報道しました。その後、続々と最低賃金ぎりぎり働く当事者たちが原告として立ち上がり、総勢133人の大原告団となりました。最低賃金ぎりぎり働き生きることにより命や健康が破壊される深刻さ、自立も結婚もできない、将来の希望ももてない、友人との付き合いや趣味など社会的文化的な生活ができない、この実態を2011年6月の提訴以来、原告らは裁判官に赤裸々に語り続け、その根本原因である国による最低賃金の憲法違反の異常な低額放置を断罪し、最低賃金を少なくとも1000円以上に引き上げる歴史的判決を強く求めてきました。

あれから、6年半後の2017年10月17日、最高裁判所は上告棄却・上告申立不受理の判決を出し、裁判所は判断せず＝「門前払い」という不当判決で裁判闘争が終結しました。最低賃金の水準が生活保護の水準を下回っており、生存権や勤労権の侵害が生じているという原告の提起について正面から判断することを回避し、低賃金で苦しむ労働者が裁判所へ訴える道も閉ざすもので、人権の救済機関である司法の責任放棄を確定するものでした。

神奈川の最低賃金は提訴時の2011年818円から138円引きあがり956円となりました。

「最低賃金1000円以上！」という原告らの訴えがかなえられるのは目前です。最賃裁判、そして原告たちは数多くのマスコミで報道され、この間の最低賃金引き上げの世論を動かす原動力になってきました。



最賃裁判とはなんだったのか、何を生み出し、何を提起したのか、原告たちの実像と訴えに焦点をあて、裁判のプロセスをたどり明らかにしたいと思います。

はじめに

原告の一人、2016年当時23歳の息子と22歳の娘を持つシングルマザーの言葉を紹介します。「私は以前、最賃裁判の原告の一人として活動させていただいたものです。法廷で陳述したこともあります。現在は、高速道路の料金収受員の仕事をしています。昨年4月に契約社員として入社し、今

年10月より念願の正社員となりました。

時給で働いたことのない人にはわからないと思いますが、今、私は本当に落ち着いた気持ちで仕事をしています。体調を崩して時給が減ることもありませんし、少し余分な仕事をして、時給稼ごだろうと疑われることもありません。どうせいつか首になるかもしれないから正社員と親しくなるのは止めようなどと自分を貶める必要もありません。

高速道路の料金収受員の仕事は、朝8時半に出勤し翌日9時に退社、実質15.5時間の勤務。体力的には実のところかなりきつく、朝帰宅すると油断をすると夕方まで眠ってしまったりします。夜中に仕事をするというのは想像していたよりずっと自分のリズムを壊してしまうものだと痛感しています。でも、それでも月給は毎月、同じ額が入ってきます。お正月だのゴールデンウィークだの連休が来るたびに給料が減り、翌月の生活をどうやりくりしようなどと思い悩むことなく過ごすことができます。

正社員になれたといっても時給に換算すると1200円に届かない額ですが、それでも生活は前より人並みに近づいてきました。前髪だけ自分で切って半年間美容院をあきらめる必要もなくなりました。着られればいやと思っていた洋服も、スーパーからデパートへ昇格はできませんが、それでも来月払いでいやと思ってカードで買えるようになりました。来月、払うことができるって何て素晴らしいことかしら、と心から思っています。

裁判長には、まだまだ私の以前のような生活をしているものがたくさんいることをご理解いただき、最低賃金千円以上を実現できるようご判断いただきたいと思います。今後、期限の無い派遣労働が増えていくなれば、以前の私のような生活苦に苦しむ人間が増えていくことでしょう。その子供たちも貧しい中で受けた教育を受けることもできず大人になっていくでしょう。裁判長のお力でなんとしてもそんな時代を変えていく扉を開いていただけることを強く、強く願う所存です」

彼女は、最賃ぎりぎりの時給から抜け出し、1年6ヶ月契約社員の雇用形態で働き続け、その後正社員登用試験に合格し、時給千円未満という原告適格条件から外れることができました。彼女は、現在55歳。彼女の言葉の中に、非正規、低賃金で働き生きることの苦しみ、そして133人の原告が求める「時給千円以上の労働と生活」がリアルに語られています。

1. 最低賃金闘争の質を変えた「当事者が闘う日本の歴史で初の裁判闘争」

(1) 当事者が初めて前面に立つ闘い

今回の最低賃金裁判が社会に、運動に与えた一番のインパクトは、日本の非正規労働、ワーキングプアの悲惨な実態を当事者が前面に出て訴えたことに尽きるといえます。裁判以前の私たちの最低賃金引上げの運動は、「最賃体験」、ハンスト、ワッペンアピール、国会要請行動、デモ行進など、いわば当事者を代弁した「キャンペーン」的運動であったといえます。

当事者である原告133人の登場で、神奈川県においては、毎年の最低賃金引上げの運動の迫力と質が根本的に変わりました。毎回の裁判の大法廷を原告、サポーターで埋め尽くし、原告意見陳述を柱に支援者、サポーターが今の最低賃金のひどさについて怒りを燃やし運動を広げる場となりました。法廷に傍聴にきた若者が「最低賃金1500円運動」を始めるきっかけとなりました。原告はデモ行進、宣伝行動、各種要請行動に参加し、自身の生活と労働の深刻な実態を発信し続けました。法廷での18人の原告意見陳述内容は神奈川労働



局、最賃審議会要請へはもちろんのこと、全国の最低賃金引き上げの運動に引用、活用されました。



マスコミからは50人以上の記者から取材依頼があり、海外も含めTVで9回、新聞・雑誌での記事は60以上に載りました。一審の判決日にはNHKのカメラが法廷に入り、記者席が8席確保されて満杯でした。もし、門前払いではなく最低賃金のあり方についての司法判断がされていれば、全国的なニュースとなっていたことは間違いありません。また、日弁連はじめ全国各組織からの報告依頼が寄せられ、全国青年集会や神奈川うたごえ祭典でのテーマになり、県内では青年による「法廷劇＝最賃裁判」が幾度となく行われ大好評でした。

最賃裁判の闘いが、この間の最低賃金引き上げや、安倍首相の「非正規の処遇改善、最低賃金3%引き上げ早期に1000円実現、均等待遇」発言など、政府の態度を変えさせる上で大いに力を発揮したといえます。

最賃裁判の原告適格は、「時給千円未満で、神奈川県内で働く人」であり、まさに最低賃金引き上げが自分の賃金と生活に死活的に影響を与える人たちです。このような人たちは、それまで仕事に追われて運動にも参加できず、大半が労組未加入で不安定な雇用形態で働いており、国を訴えて万が一自分に（雇用主から）不利益が来ないか、不安を持つ人が多いのです。裁判準備の過程では多くの困難がありつつも、第1次提訴から第5次に至るまでに「自分たちが声を上げることができる。自分の悲惨な労働実態は自分たちのせいではなく、社会の国の問題だったのだ」と気づき、原告に名乗りを上げる人たちが続々と出てきたことは正直自分でも驚きでした。

(2) 133人の原告たちの素顔

職種はコンビニやファストフード店など飲食小売、大手スーパー、介護など福祉関係が多く、比較的時間給が高かった製造業、運輸業、公務関係などを含めたすべての業種・産業に時間額1000円未満の低賃金職場が広がっています。原告の実態で衝撃的だったのは、最大手ファストフード店で兄弟で働き20年、18年働き続けているにもかかわらず最低賃金であるという事実です。有名大企業やコンビニが最賃で募集し、低賃金労働の社会的広がりをつくっているのです。また、時給労働者だけではなく、タクシーや流通運輸関係では月給だが時間給に割ると千円未満になる人も原告になりました。性別で見ると男性64名、女性69名です。原告の年齢構成は、10歳代から70歳代まで広く分布していました。最年少は当時18歳、最高齢はなんと77歳です。労組に加入している人は95人でした。実態が判明した原告79人の生活態様は以下の表のとおりです。

1. 独身で単身生活者	26人	4. 働き生活保護を受給している人	3人
2. 子どもを扶養する一人親	8人	5. 年金を受給しながら働いている人	28人
3. 一人親と同居する息子・娘	10人	6. 年金生活両親と同居の息子・娘	4人

神奈川県が2013年夏に実施した「労働と生活実態調査」(1148枚回収)の結果では、非正規労働者の貧困の典型である世帯類型として、第1に、「本人と親」の世帯、第2に、「単身者世帯」、第3に、「一人親世帯」の3類型が分析されました。「本人と親」では若年層が多く、「低賃金で自立できない」と「生活費・結婚資金が足りない」実態。また「単身世帯」は30代以上が多く、中年・高齢ともに「老後・自分の健康についての不安」が多く、月額20万を割る収入では自立した生活ができない実態が示されています。

2. 最低賃金ぎりぎり働き生きるとはどういうことか。貧困の実態

最低賃金裁判は、横浜地方裁判所の101号大法廷、東京高裁の101大法廷で行われました。地裁の第1回期日から毎回欠かさず原告意見陳述を行い、最低賃金で働き生きることの悲惨さと最賃千円以上を直接裁判官に訴え続けてきました。合計19人の原告意見陳述がされ、そのうち4人の本人尋問が横浜地裁では採用されました。原告の訴えそのものが、現代日本の働く貧困の実態を告発するものであり、毎回傍聴席を埋め尽くす支援者の心を揺さぶり、裁判支援と最賃引上げの運動の広がりとも高まりを作る核となりました。

この全てを紹介することはできないので、弁護団から一審の最終準備書面でまとめられた原告陳述のまとめを紹介します。

(1) まさに命と健康を削って働き生きる深刻な実態

原告らは一つの仕事では生活保護基準以下の手取りしか得られないため、休みや寝る時間、子どもと触れ合う時間などを削って長時間労働やダブルワーク・トリプルワークをしている。そのため、無理な労働がたたって体を壊すものも後を絶たない。

タクシー運転手として働く60代の原告は深夜早朝に実働17時間という不規則かつ長時間の労働を余儀なくされ、そのような無理な長時間労働がたたり、持病の糖尿病が悪化し、その症状に苦しんでいる。それでも手取りが14万円を切るなど全く生活が成り立たない。他のタクシー運転手の50代原告は、深夜早朝の時間帯に実働18時間という長時間労働で、鬱血性心不全を発症した。医師から安静にするよう言われていても、生活するために仕事を辞められず、結局、主治医からドクターストップがかかるまで働き続けた。そこまで働いても手取りが10万円程度にしかならず、働きながら生活保護を受けざるを得なくなった。

定年して老後を迎えた高齢者世代も、清掃など体力のいるアルバイトをしながら生活している。ある原告は、57歳で早期退職した後、貯金と年金だけでは生活できなくなり、椎間板ヘルニアの持病を抱えながら1日7時間・月15日の清掃のアルバイトをしている。ヘルニアの再発におびえながら、体力的にもきつい生活を送る中で、働き始めて4か月で10kgも体重が激減した。男性原告(当時57歳)も、50歳を過ぎてそれまでの内装工を辞め警備会社に再就職したが、生活のために休みなく働いた結果、過労で出血性胃潰瘍に罹患するなど健康を害した。それでも、食べて生きていくために、働き続けている。

30代の女性原告は、甲状腺に腫瘍を患っており、医師から摘出手術を勧められているにもかかわらず、時給970円、月11~12万円程度の手取りでは20万円という手術費用が工面できず、いまだに手術の目途が立っていない。また本人と母親が住んでいる住居は築50年でとても古く、耐震性に問題があるが、引越費用を工面することができず、倒壊の恐れに怯えながら住み続けている。タクシードライ

バーの40代男性原告も7年ほど前から住居の漏電の危険を指摘され、工事を勧められているにもかかわらず、その費用が捻出できず工事を実施できていない。

20代で自活して一人暮らしする女性原告は、2ヶ所でかけもちのバイトをし、生活費を節約するために安いもやしを大量に買い、母親が送ってくれる3キロのお米を半年かけて少しずつ食べて生活するなど、栄養的にも偏った食生活を余儀なくされていた。

5人の子供を育てるシングルマザーの原告は、お米や麺類も高く買うことができず、とにかく値段が半額になっている商品を探しては食べるという、まさにその日生きることを考えて生活していたのである。そのような毎日を送る中で精神的にも追い詰められていき、栄養などを考える余裕など全くなかったのである。彼女は、月10万円程度の手取りと親からの援助では、自分と5人の子が食べていくのもままならず、そのため、子どもが風邪を引いたり、けがをしても、その治療費が用意できず病院に行かせることができなかった。



原告らは、現在の最低賃金の下で極めて低い時給で働き、少しでも生活費を稼ぐために無理な労働を余儀なくされ、その結果、体を壊してしまう。病気やけがをしても必要な治療を受ける費用を工面できず、火災のおそれのある漏電箇所も補修できない、それでも量・栄養ともに十分な食事をとることができない、それが原告らの現在置かれている状況である。世界的に見ても極めて低い水準で放置された最低賃金の下で、原告らはまさにその「命・健康」が危機にさらされているのであって、生存権が侵害されていることは明らかである。

原告らは、現在の最低賃金の下で極めて低い時給で働き、少しでも生活費を稼ぐために無理な労働を余儀なくされ、その結果、体を壊してしまう。病気やけがをしても必要な治療を受ける費用を工面できず、火災のおそれのある漏電箇所も補修できない、それでも量・栄養ともに十分な食事をとることができない、それが原告らの現在置かれている状況である。世界的に見ても極めて低い水準で放置された最低賃金の下で、原告らはまさにその「命・健康」が危機にさらされているのであって、生存権が侵害されていることは明らかである。

(2) 社会的なつながりや自立、余裕が全く奪われた生活、子供へのしわよせ

原告らは、ダブルワークをしても国民年金保険料を払えず、女性としておしゃれもしたいのに新しい下着を買うことすらも我慢している者もいる。結婚式や2次会に呼ばれても、ご祝儀や参加費用、着ていく洋服も準備できず、誘いを断らざるを得ない。「このようなことを続けていたら、そのうち交友関係も途絶えてしまうのではないか」と社会的に孤立していくことに恐れを感じている。

食事はなるべく安い食材で済ませるなどできる限りの節約をした上、さらに新聞や固定電話、いざというときのための生命保険を解約した者もいる。娯楽や趣味をする経済的余裕はない。

結婚したい、子供もほしい、そうした人としてごくごく当たり前の願望を持ちながら、現実には自分自身が自立して生活できるだけの収入もないため、年老いていく親の収入や年金を頼りにせざるを得ない。そのような生活では、結婚や子どもを授かることはもはや「夢」と化し、むしろ事故や病気、親の介護など何かあったときに対応できるだけの蓄えもない中で将来の不安におびえている。

親が休みや寝る時間を削ってダブルワーク・トリプルワークをする中で、子どもと接する時間が持てなかったり、経済的な余裕がなく遊園地や家族旅行といった一般の家庭であれば当たり前の経験や体験もさせることできない。

また、子どもたちが塾や習い事に興味や意欲を持ったとしても、親がその費用を支払えず、子どもにあきらめさせてしまう。あるいは、子どもがパティシエや薬剤師といった将来の夢を抱いても、親の収入を慮り、自らその夢をあきらめるなど、子どもたちの未来や可能性が親の貧困によって奪われている。

(3) 自らの収入だけでは生活できず、働きながら生活保護を受給している者も現にいる。

30代の男性原告は、横浜市都筑区にある学童保育と川崎市にある学童保育の2か所でダブルワークをしており、それでも十分な収入を得ることができず、意見陳述当時は他の原告同様、家庭を持つこ

とをあきらめていた。その後、恋人との間で子を授かり入籍したが、親子4人が暮らすための収入はなく、生活保護を受けており、不足分として月16万円ほどの支給を受けている。

5人の子供を育てているシングルマザーの原告は、毎月20万円以上の生活保護を受給できることになり「やっと最低限の生活ができるようになった」と実感しているが、それでも貯金などできる余裕はなく、成長していく子どもたちを前に不安は尽きない。

彼らが不足分として受けている生活扶助費を、働いて得ようとすれば今の倍以上の労働時間が必要であり、現実的に不可能である。

タクシードライバーの50代原告は、生活保護を受けることによって救われた反面、なぜ一生懸命フルタイムで働いているにもかかわらず生活保護を受けなければ生活できないのか、大きな矛盾を感じている。働いても生活保護以下の収入しか得られない現状は、仕事に誇りをもって働いている労働者から、人としての自信や自尊心を失わせ、働く意欲をも奪ってしまうのである。

このような原告らの実態こそ、まさに生活保護と最低賃金が逆転し、原告らの生存権が侵害されていることの証左であり、逆転現象は解消されているという被告国の主張が全くの嘘であることを明らかにしている。被告が最低賃金の水準について生活保護基準を大きく下回る現状を放置し続けていることは、もはや当・不当の域を超え、明らかな裁量権の逸脱・濫用であるとともに、これまで述べてきた原告らの生活実態はおよそ事後的な金銭賠償によって回復を甘受させることが社会通念上不相当な損害であるため、「重大な損害が生じるおそれ」があることも明らかである。

3. 裁判の焦点「生活保護よりも低い最低賃金」の事実

現代日本の生活保護補足率（本来生活保護が受給できる対象のうち支給されている人の割合）は約20%とされています。80%の大半は低賃金で必死に自立生活するワーキングプアです。安倍政権はこの人たちの生活水準と比較して「生保水準が高い」とし、更なる生活保護の引き下げを行なっています。

法廷で弁護団が「時給868円、時給1000円、時給1200円でフルタイムで働いて勤労収入を得ている者が生活保護の支給を受けられる」という主張を、被告国は認めました。条件によっては時給1400円でも生活保護支給がされる事実も認めました。

このことを端的に示す原告の陳述を2つ紹介します。まず、冒頭に紹介したシングルマザーの意見陳述です。その要旨を紹介します。

(1) 夫は12年前に家を出ていき2年後に離婚。生活費・子どもの養育費は払われませんでした。なんとかヘルパーの資格を取って働き、病院の助手・事務パートなどをして手取りで15～16万円程度。育ち盛りの2人の子供を養っていくには全く足らず、大手電機メーカーで派遣社員として働くようになり手取りも17～18万円くらいになりました。しかし、平成22年3月にこの会社を派遣切りされ、その年の8月ようやく病院のパート事務員の仕事を見つけ、時給は900円で、午前8時30分から午後5時まで週5日働いています。ひと月の給与は、交通費を入れて手取り13万円程度にしかありません。1月や9月など、休みの多い月は10万円くらいしかもらえません。仕事に家事にと体は辛いですが、祝祭日に働けず、給料が減ることの方が何よりも辛いことです。

私は、ここ10年くらい、自分の洋服を買った覚えがありません。また、子どもたちにも満足な小遣いをあげることができません。娘は、昔、「薬剤師になりたい」と言っていました。結局公務員むけ専門学校に入りました。娘の性格からして、私や母に気を遣って、専門学校に進んで早く就職する道を選んだのだと思います。娘にそこまで気を遣わせてしまっていると思うと、情けなくてたまりません。2人の子供はそれぞれ奨学金を年間120万円借りて学費に充てています。長男は、私立大学の理工学部に行っており、5年間在籍することも珍しくなく、約600万円の借金を背負って社会人になりま

す。子どもの教育にはお金を惜しみたくないという思いはありますが、大きな借金を負わせる形で私の収入の少なさのしわ寄せが子どもたちに行っているのです。

私は、時給900円で毎日働いても、家族3人が自立して生活できないのであれば、いっそ仕事を辞めて生活保護をもらった方がよっぽど楽だし、収入もいいのではないかと考えるときもあります。でも健康で、働くことにやりがいもあるので、仕事はやめません。でも、その働いている人の最低賃金が生活保護よりも低いということは、誰がどう考えてもおかしいと思います。でも生活保護を切り下げたその逆転現象を解消すべきだと言うような人もいますが、理解できません。その人たちは、人としての最低限度の生活、文化的な生活を一体どのように考えているのか、聞いてみたいです。

私は、私たち家族は何も贅沢な生活をしたいと言っているわけではありません。家族3人が自立した生活をしたい、自分の生活は自分で築きたいと思っているだけです。そのためには、やはり生活の基盤である収入を上げなければ実現できません。最低賃金をあげてくれなければ今の生活は変わらないのです。裁判官におかれましては、是非私たちの気持ちや生活の現状を酌んで、最低賃金を1000円以上にする判決を出して欲しいと思います。

(2) 次に5人の小さな子供達を育てるシングルマザーの陳述の抜粋です。

2014年2月に生活保護の申請のために役所に行きましたが、このときは、私が一人娘で「両親に援助してもらいなさい」と言われて、申請を受理してもらえませんでした。しかし、両親が援助を続けることはできなくなってしまったので、あきらめずに、次は母親を同行して役所に行き、担当者を変えてもらって事情を説明したところ、ようやく生活保護の申請が認められ、2014年5月から受給を開始しました。私の収入によって金額は多少変動しますが、今年の4月からは生活扶助が15万円程度、住宅扶助が5万円、教育扶助が4万8000円程度、毎月合計24万8000円程度が支給される予定です。生活保護受給前は、私の10万円未満の収入と両親の援助のみで生活していたので、本当に生活は苦しく、今日、明日食べるものにも困るような状況で、精神的にも相当追い詰められていました。お米が底をついても買うお金がなく、麺類も高く買えず、とにかく半額になっている商品を探して毎日の食料を確保することに必死になるような、そんな生活でした。生活保護を受給するようになってから、やっと最低限の生活ができるようになったと感じています。

たとえば、以前は、医療費が有償だったので、子どもたちを医者につれていくこともできませんでした。虫歯がありそれでも歯医者に連れて行けず、サッカーで捻挫や怪我をしたり、風邪をひいたりしても、受診を我慢させてしまうこともありました。今は、医療費が無償なので、必要なときに医療機関を受診させることができ、子どもたちの健康状態の心配が減りました。

また、以前は、勤務時間が減ると収入が減ってしまうので、仕事は絶対に休めず、子どもたちの行事などがあっても割り増し手当の付く日曜日は必ず仕事に行っていました。今は、少し気持ちの余裕ができて、ときどき仕事を休んで子どもたちの行事に参加することができるようになりました。

生活保護を受ける前は、私自身にけるお金は、本当に一銭もないような状況で、美容院には年に1回ぐらいしか行けませんでしたし、洋服を買うときは古い洋服を売って、その代金で買うしかありませんでしたが、今は、安い美容院を探して3か月に1回程度髪を切ったり、セールの洋服を買ったりすることができます。今も生活は決して楽ではありませんが、以前に比べるとだいぶ精神的に余裕が持てるようになりました。もしも生活保護を受給していなかったら、生きていくことさえ困難だったと思います。

4. 最低賃金裁判で何が明らかとなったのか

(1) 先進国最低の日本の最低賃金

最低賃金は、定めた時間給以上で働かせることを罰則を持って使用者に強制するものです。先進国はもちろん開発途上国でも多くの国で導入されています。

世界を見ると（図表1参照）、先進諸国を中心に最低賃金の引き上げが進んでおり、とくにアメリカでは、最低賃金を時給15ドルに引き上げる動きが広がっています。ロサンゼルス市は2020年まで、シアトル市は2017年～2021年にかけて、サンフランシスコ市は2018年までに、それぞれ最低賃金を時給15ドル（約1800円）に引き上げることを決めました。イギリスでは、最低賃金時給6.5ポンド（約1200円）、ドイツでは、2017年1月1日から施行の最低賃金法において、全国一律8.5ユーロ（約1122円）と最低賃金の実施が決定されました。韓国の最低賃金は全国一律で2018年1月1日から、6470ウォン（約650円）から7530ウォン（約750円）に上がりました。上昇率は16.4%でここ5年間の平均上昇率（7.4%）と比べると倍以上です。文政権は2020年に1万ウォン（時給1000円）実現を公約し毎年15%以上の引上げを計画しています。

こうした世界の動きに比較し、2017年10月改定の日本の最低賃金全国平均848円、最高でも東京の958円は先進国で極端に低い水準にあり、もちろん月額的生活保護を下回る異常なものであり、ワーキングプアと貧困を拡大させる「悪魔の鎖」となっています。最低賃金時給1500円、今すぐ1000円、そして全国一律最低賃金制は世界の主流です。これは、労働者本人のみならずその家族も含めて人たるに値する生活を営むことのできる賃金の定めを求めるILO131号条約や国連の社会権規約が求めるものに合致するものです。

〈図表1〉

国別 最低賃金額の推移★出所：JILPTホームページ 海外労働情報 各国主要労働統計指標

国	2000年	2005年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
日本 ¹⁾ (円/時間)	659	668	730	737	749	764	780
アメリカ (ドル/時間)	5.15	5.15	7.25	7.25	7.25	7.25	7.25
カナダ ³⁾ (カナダドル/時間)	5.00～ 7.20	5.90～ 8.50	8.25～ 10.00	9.50～ 11.00	9.50～ 11.00	9.95～ 11.00	10.00～ 11.00
イギリス 一般(22～歳)(ポンド/時間)	3.70	5.05	5.93	6.08	6.19	6.31 ⁴⁾	6.50
若年者(18～21)	3.20	4.25	4.92	4.98	4.98	5.03 ⁴⁾	5.13
若年者(16～17)		3.00	3.64	3.68	3.68	3.72 ⁴⁾	3.79
フランス ⁵⁾ (フラン/時間)	42.02	8.03	8.86	9.00	9.40	(ユーロ/時間) 9.43	(ユーロ/時間) 9.53
中国 ⁶⁾ 深圳市(元/月)	547	690	1,100	1,320	1,500	1,600	1,808
上海市	—	690	1,120	1,280	1,450	1,620	1,820
北京市	412	580	960	1,160	1,260	1,400	1,560
韓国 ⁷⁾ (ウォン/時間)	1,865	3,100	4,110	4,320	4,580	4,860	5,210
(ウォン/日)	14,920	24,800	32,880	34,560	36,640	38,880	41,680
タイ (バンコク)(バーツ/日)	—	—	206	215	300 ⁸⁾	300	300
インドネシア ⁹⁾ (ジャカルタ)(ルピア/月)	286,000	711,843	1,118,900	1,290,000	1,529,150	2,200,000	2,441,000
フィリピン ¹⁰⁾ 非農業 (ペソ/日)	250	325	404	426	456	466	466
(マニラ首都圏) 農業	213	288	367	389	419	429	429
ベトナム ¹¹⁾ (ホーチミン) (ドン/月)	180,000	626,000	1,340,000	1,550,000	2,000,000	2,350,000	2,750,000
カンボジア ¹²⁾ (米ドル/月)	45	45	61	61	61	80	100

資料出所 各国労働省及び統計局資料、カナダ：各州政府労働担当部署ウェブサイト

- 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値、2002年度以降より時間額表示。
- 2) 2009年7月24日から。
- 3) 各年改訂後の州別最低賃金（General Minimum Wages、各州とも別途職種別最賃を定めている）。
- 4) 2013年10月から。
- 5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。2015年1月1日より9.61ユーロへ引上げ。
- 6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。
- 7) 毎年1月1日に改定。2015年1月1日より5,580ウォン/時間に引上げ。
- 8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定（バンコクほか7県は据え置き）。この金額は2015年まで適用予定。
- 9) 2015年1月より2,700,000ルピア/月に改定。
- 10) 2001年から緊急生活手当（COLA）を含む。2013年の改定は10月4日から適用。
- 11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となった。2015年1月より3,100,000ドン/月に改定。
- 12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。100米ドルは現地通貨に換算すると404,000リエル2015年1月より128米ドル/月に改定。

(2) 裁判の争点

ワーキングプアーという言葉が広がり、年収200万円以下の労働者が激増する中、第一次安倍政権の2007年夏に最低賃金法が改正され9条3項が新設されました。最賃法9条2項に定める最低賃金を決める3つの考慮要素（労働者の生計費、賃金相場、企業の支払い能力）のうち、労働者の生計費が強調され第3項において「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」ことが定められたのです。これは、最低賃金制度が社会の安全網としての機能を担っていることを前提に、最低賃金の水準が生活保護の水準よりも低いのでは、労働者の最低限度の生活を守ることができず、憲法25条生存権保障の観点から最低賃金の水準が生活保護の水準を下回ることをないようとの趣旨から設けられた規定でした。

最低賃金裁判は、憲法25条生存権と改正された最低賃金法9条3項違反を告発し、神奈川県地域別最低賃金を1000円以上にすることを国に義務付け、国が毎年行っている最低賃金の決定の違法性を争った裁判です。以下、主要な争点を説明します。

(A) 裁判所で争うための訴訟要件を満たしているのか

国は、最低賃金の決定は立法に準じる行為であり、不特定多数の者に向けられた一般的・抽象的な規範の定立行為であるから、処分性の要件を満たさないと主張しました。

しかし、最低賃金の改定によって、引き上げ後の金額を下回る労働者の賃金は、最低賃金法の適用を受け時給が引き上がることとなります。このように、最低賃金の決定は、個別具体的な国民の権利義務に直接的な影響を生じさせることから、処分性の要件を満たしていると原告弁護団は主張しました。

(B) 「逆転現象」は本当に解消したのか

国は、最低賃金が生活保護を下回る「逆転現象」は既に解消したと見解を示しており、訴訟でも同様の主張を行っています。しかし、国は時給1000円、1200円で働いた場合には生活保護を受給できること、時給1400円で働いた場合でも、他の条件次第では生活保護を受給することができることを認めました。このように、働いて収入を得ている者が生活保護を受給できるかという観点から検討した場合、時給1000円、1200円では未だに「逆転現象」は解消したとは言えません。この点は、国も裁判の中で争いませんでした。

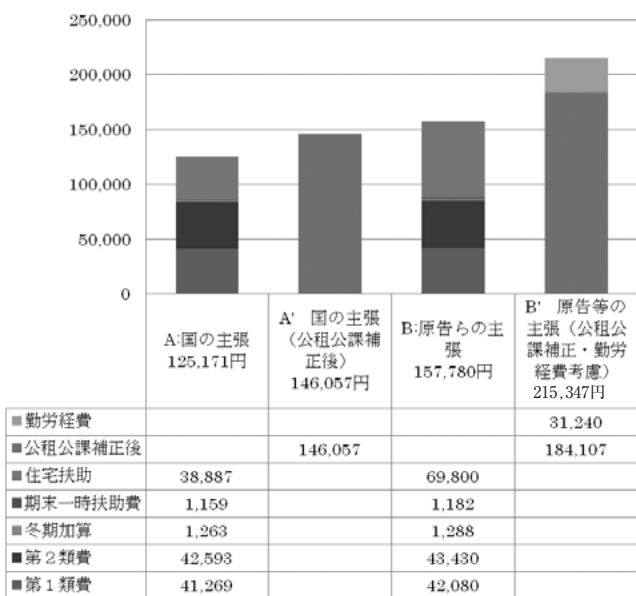
(C) 最低賃金と生活保護とを比較する計算方法は合理的であるか

原告らは、(B)で述べた状況があるにもかかわらず、見かけ上「逆転現象」が解消したことになるのは、国が最低賃金と生活保護とを比較する際に用いている計算方法が不合理であるからだと主張しています。具体的には以下の5点です。

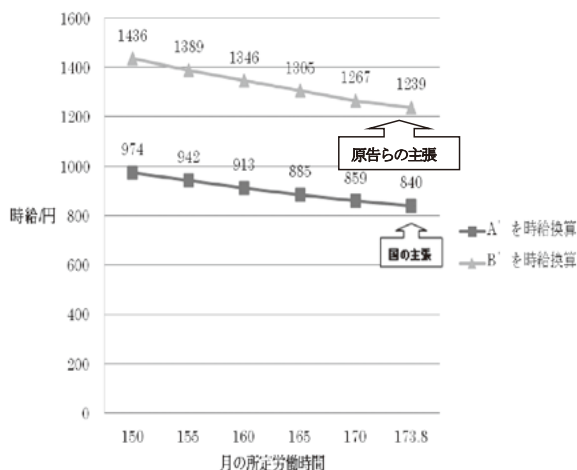
- 1ヶ月の労働時間が、労働基準法上許容され得る最長の労働時間である173.8時間に設定されていること
- 公租公課の負担割合に関して、全国で最も負担割合の小さい県の数値が全都道府県で一律に用いられていること
- 働くために必要となる勤労必要経費が全く考慮されていないこと
- 比較の対象となる生活保護の生活扶助について、人口加重平均値が用いられていること
- 比較の対象となる生活保護の住宅扶助について、実績値という名称の平均値が用いられていること

国は、計算方法について、中央最低賃金審議会で手続きを踏んで決めたのであり、問題はないと主張しました。

最低賃金と比較する 神奈川県内の月額生活保障費



生活保障金額を時給に換算



※2012年9月時点で弁護士作成

- 1 基準とする生活保障費の金額がちがう（国は人口加重平均、原告らは1級地の金額を基準）
- 2 住宅扶助費が違う（国は実績値、原告らは限度額）
- 3 公租公課の補正は、いずれも0.857の係数で除した（これは公租公課がもっとも低い沖縄の数値であり、本来は神奈川県の数値をもとに係数を出すべき）
- 4 国は勤労控除を考慮していない。原告らは、毎月31,240円の勤労控除を考慮。

以上によって、比較対照となる生活保障費（月額）が、国は146,057円、原告らは215,347円となっている。

次に、月額の保護費を時給に換算するときの労働時間数について、国は、173.8時間、原告らは150時間を主張している。

上記で算定した最低賃金と比較すべき生活保障費（国の金額をA' 原告らの金額をB'とする）を150時間～173.8時間で除した場合の時給額は右のとおりである。

(D) 最低賃金法9条3項の趣旨・目的について

2007年、第一次安倍内閣の時に最低賃金法が改正され9条3項が定められました。（「最低賃金法9条については囲み記事参照」）3項では9条2項の労働者の生計費を考慮するにおいて、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」と定めたのです。国は9条3項が「配慮する」との文言を用いていることから、最低賃金が生活保護を下回らないようにすることを義務付けられているわけではなく、全ての労働者について生活保護を受給しているのと同様かそれ以上の生活費を保障することまで求められているわけではないと主張しました。

しかし、最低賃金法9条3項の趣旨が全ての労働者に最低生活費を保障することにあり、それを実現するために最低賃金が生活保護を下回らないことを求めていることは、立法過程や国会審議の中で繰り返し確認されており、国自身も通達の中で明記しています。そのため、国が合理的な理由も無いまま、最低賃金が生活保護を下回ることを放置し続けるのであれば違法の問題を生じることが明らかであり、改正法の施行から10年が過ぎた今もなお、「逆転現象」が本当の意味では解消され

ていないことからすれば、最低賃金法9条3項の趣旨・目的からしても、現在の最低賃金の水準は違法な状態にあります。これらを、憲法、生存権、経済学、国連社会権規約・ILO条約、運動的視点から有識者4人の意見書を提出し、原告4人の本人尋問を裁判長に決断させて真剣な審理が行われました。被告＝国は、最後まで「門前払い」を主張の大半に割き、「国に広大な裁量権がある」、「手続きは踏んでいる」、「国の計算式では生活保護と最賃の逆転は解消されている」と繰り返すばかりで、原告の主張にかみ合った反論は全くなされませんでした。

※最低賃金法第9条とは？

<最低賃金法から>

第二節 地域別最低賃金

(地域別最低賃金の原則)

第九条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金（一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。）は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

<解説>

・第2項で、「生計費」、「賃金（地域の賃金相場）」、「通常の事業の支払い能力」の3つの要素を考慮すべきと規定。

・2007年の改正最低賃金法で第3項が新設され、「生活保護との整合性」が問われることとなった。地域別最低賃金の決定は、9条3項に基づく、地域における労働者の生計費の検討（最低賃金と生活保護との比較）を行った上で、9条2項に基づく、地域における労働者の賃金、及び地域における通常の事業の賃金支払能力といった3つの要素を考慮して行われる。

この内、最低賃金と生活保護との比較は、あくまで労働者の生計費の検討として行われるのであるから、地域における労働者の賃金や通常の事業の賃金支払能力といった要素を考慮することは、法の趣旨を逸脱している。しかし、国の主張では、労使の意見対立は、9条2項の3つの要素の内、どの点を重視するのかという意見対立であったというのだから、生計費の検討において、本来考慮してはならない要素が考慮されてしまっている。

(3) 裁判の過程で明らかになった最低賃金決定の問題と違法性

先進国最低水準、異常な低額の日本最低賃金決定の違法性を、弁護団は国際社会権規約、最賃法と憲法、国の裁量権濫用を断罪した最高裁判決を活用しながら論理で国を追い詰めました。同時に憲法、最低生計費、社会経済政策、労働運動の点から専門家4人からの意見書も証拠として提出し、最新の英知を結集した法廷闘争を展開してきました。裁判過程を通じて国とのやり取りで明確になったことは以下の3点です。

(A) 日本の最賃を先進国最低水準に押さえつけている「中央最賃の目安」そして、それを根拠付ける「まやかしの生保・最賃の計算式」の異常な決定過程が明らかに

「通常の事業の賃金支払能力」を「労働者の生計費」よりも重視して、中央最低賃金審議会の労働者委員の意見を全面的に排斥し、使用者委員の意見を全面的に容れ、公益委員が現在の比較の

計算方法を決定した事実が明らかとなりました。

(B) 最賃決定の考慮要素における異常な「支払い能力の重視」に根拠がないこと

最賃額の決定過程において、異常に重視されている「支払い能力」について国は、「賃金経費の負担能力」であり、一般に言われる「倒産件数の増大や人員削減で雇用そのものが減る」というようなことではない、との主張を展開しました。審議会において使用者側委員が「最低賃金をそんなに引き上げれば、支払い能力のない中小企業がばたばたと倒産し、結果として失業率が上がり労働者にしわ寄せがされる」という脅しに、何の裏づけも根拠もないことが明らかになりました。

(C) 国は最低賃金でフルタイム働いても生活保護支給を認める一方、乖離解消を強弁

「時給868円はおろか1200円でも申請すれば生活保護受給がされる事実」について国は、「原告らの主張を前提とする限りにおいて誤りはない」と認めました。この一方、国の「最低賃金と生活保護とを比較する計算方法」を繰り返し、「乖離解消された」と強弁。そもそも生活保護と最賃は本質的差異があり「金額の多寡をもって単純に比較することはできない」「およそ全ての労働者について賃金のみをもって確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう、最低賃金を定めることは最低賃金法9条3項の予定するところではない」と主張しました。また、社会環境・政策を知り尽くした厚生労働大臣に、最賃額決定における高度、広範な政策的・裁量がある。どんな「最低賃金と生活保護とを比較する計算方法」を選択するかも厚生労働大臣の裁量の範囲である。そして勤労控除を考慮しないことについて「労働政策審議会」での手続きで排除されたこと、勤労控除は生活保護の他の扶助と趣旨が違い、考慮しないことは著しく不合理ではない、とまで主張しました。

一方で、被告国は「5つのごまかし」について個別具体的な反論は一切せず、「裁量権」一本に逃げ込みました。

(4) 司法の役割を放棄した一審不当判決、これを踏襲した2審、最高裁判決

(A) 横浜地裁第4回裁判で「門前払い」をはねのけ、中身の審議に入る

被告＝国は裁判当初から「この裁判はそもそも成り立たない」とし、これまで一貫して「門前払い」を主張し続ける不誠実な態度に終始してきました。

注：裁判の中身に入らず裁判所から「門前払い」されるハードルが2つあります。「①裁判所に持ち込む内容がない②原告に訴える資格がない」ケースです。今回被告＝国が持ち出してきたのが①でした。裁判とは個別具体的な紛争ごとを裁判所に持ち込んで解決をはかるもので、「最低賃金の決定とは多数の人に対する一般的なもの（条例や法律の制定と同じ）であり、そもそも裁判に持ち込めるものではない」というものです。

これに対して原告側は、最低賃金の決定は法や条例の制定行為ではなく、法の下で行政庁が行う行為であること。また、最低賃金の決定という行政行為が神奈川県内の労使間の労働（賃金）契約という具体的権利義務に直接影響するものであり、訴訟の対象となる行政行為（処分）にあたることは当然であることを、最高裁の判例等に触れて、全面的に反論しました。横浜地裁佐村浩之裁判長（当時）も「最賃が引き上げれば個々の原告らの賃金に影響はあるでしょう」と法廷で述べました。第4回裁判において、被告＝国は「処分性、原告適格」など自らの「門前払いせよ」の主張に対する原告弁護団の論述に反論できなくなり、佐村裁判長から打診された「中間判決」を回避し、ついに裁判所の「中身の審議に入る」との指揮を受け入れざるを得なくなりました。

(B) 当初否定的だった石井裁判長が採用決断した「原告本人尋問」

原告弁護団は、国際社会権規約、最賃法と憲法、国の裁量権濫用を断罪した最高裁判決を活用し

ながら論理で国を追い詰め、また「超低額の最賃放置は、事後的金銭賠償ではあがなえない、重大な損害」を強く主張しました。原告の毎日の生活と労働の実態は、事後的な金銭賠償によってあがなうことなどできない、「重大な損害」が現在進行形で生じており、この損害を避けるため「緊急の救済の必要がある」ことを強く訴えました。最低賃金の水準が生活保護の水準を大きく下回る現状の放置は、単なる経済的打撃を原告らに与えているに止まらず、原告らの生命や健康に対する侵害の危険であることを、毎回の法廷での原告陳述で告発された具体的事実を引用して主張しました。



裁判の最終版において、弁護団は「意見書を出した専門家4名と原告9人の証人申請」をし、尋問と証拠調べをして訴えの中身について慎重な審理をすることを求めました。証人採用がされるか否かは、裁判所が判決において「門前払い」するのか、中身に入った判断を行うのか、大きな分岐点となる山場でした。運動側は証人採用を求めて「はがき、団体・個人署名」を集める全国的な運動を巻き起こし、裁判所前での要請宣伝行動を4回にわたって行い、最終的に原告4人の本人尋問を認めさせるに至りました。

(C) 裁判の経過を無視し、司法の役割を放棄した一審不当判決

石井裁判長は、以上の経過を無視し最悪の判決を言い渡しました。

横浜地裁判決は第一に、処分性について、原告側弁護団の取り上げた内容を意図的に捨象し、自ら都合のよい点だけを取り上げて「門前払い」(最低賃金の決定とは多数の人に対する一般的なものの「条例や法律の制定と同じ」であり、そもそも裁判に持ち込めるものではない) しました。

第二に、不当判決の最大の問題は、最低賃金の収入がたとえ生活保護を下回っていたとしても、「個々の国民の健康で文化的な最低限度の生活は」、生活保護や年金、社会福祉施策等によって「総合的に実現されていることが前提とされており」、「神奈川県最低賃金を一時間1000円以上の金額とする本件改正決定がされないことによって、直ちに、原告らに、生活保護水準以下という過酷な経済状況下での生活を余儀なくされ、原告らの健康をむしばみ、その生存権を侵害するという重大な損害が生ずるおそれがあるという原告らの主張を認めることはできない」と述べた点にあります。この点で、一応国でさえ(まやかしの計算式によって)生活保護との逆転は「解消された」と述べています。石井裁判長は、最低賃金が生活保護よりも低い事実を認めたくて上記の判断を行うという言語道断の判決を行ったのです。

第三に、判決は入り口で「門前払い」したため、本案(原告の訴えの中身)については双方の主張を整理するだけで、何らの判断も示しませんでした。これは、本案について判断することになれば、憲法と最低賃金法に違反し生活保護を下回る最低賃金についての違法性を認めざるを得ない、そうすると国を勝たせることができないことを回避するための姑息な抜け道を選択したわけで、強く非難されるべきです。もし、「5つのごまかし」のうち1つでも(特に労働時間、勤労控除)突破できれば、「中賃の目安審議」に重大な影響を及ぼし、全国の最賃引き上げに多大な影響を与えることとなります。だからこそ、無理筋のことを述べて「門前払い」し、中身の審理から逃げたのです。弁護団が声明で喝破した通り、司法の役割を放棄した無責任な判決と言わざるを得ません。



(D) 一審不当判決を踏襲した高裁、最高裁判

東京高等裁判所第20民事部（山田俊雄裁判長、鈴木順子裁判官、菊池章裁判官）は、2016年12月7日、最低賃金の改正決定について処分性が認められないことを挙げて、原判決と同じく訴えを却下しました。高裁判決はさらに裁判の要件を不当に加重しており、これまでの最高裁判決にも違反するものでした。そして2017年10月18日、最高裁第三小法廷から、上告棄却・上告申立不受理の判決文が通知されました。判決文は定型の三行半のもので、極めて不当不誠実なものであり、低賃金で苦しむ多数の労働者が、憲法と最低賃金法に違反し生活保護を下回る最低賃金について、裁判所に訴えることを認めないという司法の責任放棄を確定するものでした。



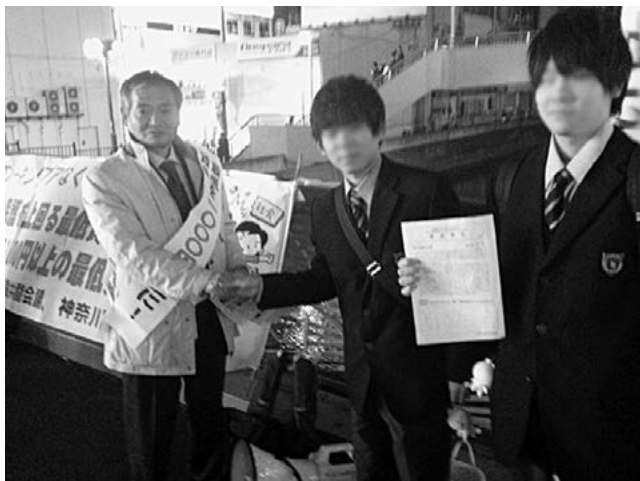
5. 最賃裁判が生み出した新たな最低賃金闘争のうねり

(1) 「100人原告、1000人サポーター」運動

最賃裁判は「原告100人、サポーター1000人」の獲得を目標に準備に入りました。2013年5月23日第3次提訴で原告は102人になり、サポーターも1000人を超えました。最終的に第5次原告団総計133人まで到達し、当初の目標を達成しました。

「サポーター募集、原告募集のチラシ」を計8万枚配布し、最低賃金引き上の意義と「最低賃金と生活保護費との整合性の5つのごまかし」について高校生が読んでも確信と共感が広がるようなマンガ主体のパンフ（「まともな生活ができていますか？」2011年5月発行）を3千部作成しました。パンフを使って弁護士や神奈川労連が神奈川県内全ての単産・地域組織・地域労組に呼びかけ、出前学習会を旺盛に行い裁判闘争の意義と争点を学び、共感と確信の輪を広げました。切実な要求を持つ当事者の多くが原告になってもらい、その周りにサポーターを広げていきました。

第一次原告組織の時は、相当に苦しみました。その後2次～5次原告の組織のプロセスでは続々と各単組や地域労組、民主青年同盟の仲間たちから声を上げる人が立ち上がり裁判運動の盛り上がり拍車をかけていきました。若者の集まる街頭（ビブレ前やそごう前）で宣伝し、サポーター・原告の募集を広げました。そごう前の労働相談では原告が1人立ち上がり、ビブレでは高校1年生がともに署名集めに立ち、自分で署名を持ち帰って友達に広げてくれるなど、若者からは大きな反響がありました。



（2）裁判闘争の内容を全国に発信、支援の輪を広げ続けてきた

最低賃金裁判は当事者の生活と労働の実態を赤裸々に明らかにし、憲法と最賃法9条3条に違反する国の最賃決定の違法性を多角的全面的、徹底的に暴く初めての取り組みでした。

法廷での18人の原告意見陳述と4人の原告証人尋問、弁護団の準備書面、そして4人の専門家からの意見書は、日本の最低賃金の重大問題を明らかにする最新、最高の到達点を集約するものです。この内容を節目、節目にまとめ、全国に発信・共有化するとともに裁判支援を呼びかけ続け、支援の輪を広げてきました。これが全国の最低賃金闘争に大きな貢献をしました。

<取り組みの経過>

- 「やれんのか！勝てんのか！最賃裁判のすすめ」（2013年1月12日発行、初版2千部＋第2版2千部発行。A5版パンフレット。）を以下の目的で作成。全国の中央単産、47地方労連に発送、全労連評議員会で配布と発言、原告、知識人・マスコミにも積極的に配布。パンフとともに、訴訟資料やTV報道等を収録したDVD200枚を作成し、裁判提起の手引きとして配布。
- 「最賃裁判には夢がある」報告書（2014年4月11日発行。頒価1000円。第一次300部完売、2次300部を発行）を発行し、裁判の到達点と原告陳述を収録し裁判の記録と学習に生かす目的で47都道府県労連、中央単産・全労連に各1冊ずつ無料配布。県内各団体、組織、個人に普及と販売を行った。
- 横浜地裁あての「要請署名」：県内22211筆、県内共闘組織427筆、県外組織15641筆（2013年8月の最終集約結果）。神奈川労連傘下の全組織、各民主団体、各業界・サポーター対象組織・個人、県内連合・中立・全労協などの労働組合へも働きかけ約1千枚を配布。同時に全労連、中央単産、各関係組織への要請を行い全国に支援の輪を広げた。
- 2015年春、裁判所向け「証人尋問採用を求める要請はがき・最賃サポーター大募集・サポーターへの再カンパ」要請を行った。県内（地域・単産・単組・支援組織個人）、47都道府県労連、中央単産等。
- 横浜地裁での最終盤に「公正判決を求める はがき・署名」：はがき県内9813枚（裁判所直接郵送もあり）、団体署名は県内312、個人署名1057名、単産・都道府県労連からは47組織から返信（はがき156枚、団体177、個人2966）



- 東京高裁宛「公正判決もとめる署名」は、県内・全国から個人14500筆、団体599筆が集められた。
- 最高裁宛「公正判決もとめる署名」は、県内・全国から個人9022筆、団体526筆が集められた。

(3) 裁判支援体制と財政

裁判闘争と運動を「最低賃金裁判サポーター会議」での議論を軸に神奈川労連幹事会で報告確認し、展開してきました。サポーターの構成は弁護団・原告有志、サポーターの個人参加、県内の諸組織からの参加という形で今に至っています。サポーター会議は月に一回程度開催し、運動の取組方針を討議確立する場となり約50回行ってきました。

財政は神奈川労連の闘争資金会計を基本としつつ、原告千円、サポーター（組織・個人も）一口千円という形態で広げてきました。

サポーターからは合計1,408,000円。全国から寄せられた個人・団体のカンパは1,223,833円にのばりました。

(4) 年金・生活保護の運動と切り結ぶ「25条共闘」への発展

最低賃金、年金、生活保護という社会保障の基盤を支えるナショナルミニマムを守る闘いは、それぞれがばらばらに取り組む傾向がありました。最低賃金裁判の闘いをきっかけとして、最賃労働分野、生活保護、年金分野にまたがって「生活と労働実態調査」を佛教大学の金澤先生のご協力で2013年6～8月に実施しました。この取り組みがきっかけとなり、25条共闘が結成され、現在闘われている「年金違憲訴訟、神奈川生存権裁判」と最賃裁判の相互支援の取り組みに発展してきています。

(5) 労働運動の発展と課題を浮き彫りにする闘い

日本の歴史上初めての裁判闘争を神奈川労連として、最低賃金引き上げと非正規労働者への労働組合運動の輪を広げる取組みとして追及してきました。全ての単産（単組）、地域組織、地域労組から、原告2名以上、サポーター20名以上の組織をして神奈川労連の全組織挙げての裁判闘争にすること、労組内に該当者が見当たらない場合、該当する労働者＝関連・委託や直雇用の非正規労働者の労組組織化と一緒に取り組むことを訴え、関連・委託・非正規労働者の組織化に取り組む労働運動への転換を図る取組みとして位置付けました。「自立型非正規」といわれる、長時間働いて自らの収入で生計を立てている方や、時給1000円未満で働いて所得不足分を生保受給している人、月給者でも時給者でも時給で1000円未満、103万、130万以下に制限して働いている方への働き掛けも強調しました。

この結果、ほぼ全ての単産から原告が出され、労組に加入していない青年や労働者が続々と原告に登録する運動となりました。地域の個人加盟ユニオン（地域労組）に組織されてきた多くの組合員が非正規であり、コアになる原告多くは地域ユニオンから立ち上がってきました。また、ソーシャルワーカーである菅野川崎労連議長からは、生活保護と労働の境界線上で苦しむ（体を壊して働けないなど）ぎりぎりの仲間が続々と紹介されました。タクシー労働者は最賃の引き上げが自分の生活と賃金に直結する、まさに死活的な問題としてとらえて続々と立ち上がりました。

最低賃金は全国的課題であり、横浜地裁だけではなく多くの地裁で闘いに立ち上がることが大きな課題でした。神奈川労連としても北海道、宮城、福岡、東京、新潟など、各地で学習会に招かれ、「やれんのか！勝てんのか！最賃裁判のすすめ」パンフを学習資料に訴訟提起を訴えてきました。しかし、残念ながら神奈川1カ所だけでの闘いに留まりました。

当事者が前面に立ち、これを全国的な支援の輪が広がった闘いの原点は「朝日訴訟」にあります。この訴訟提起は1957年。最低賃金法が成立する以前に始まりました。この朝日さんの闘いが日本の社会保障、ナショナルミニマムの基盤を作りました。この闘いから54年たって、ようやく最低賃金で働く当事者がその生活と労働の実態を赤裸々に示し、憲法で保障された権利が侵害されていることを裁判提起したのです。

くしくもこの間、ナショナルミニマムの3本柱のうち最賃以外の「年金、生活保護」において、裁

判闘争が全国で燎原の火のごとく広がっています。年金切り下げ違憲訴訟は、39地裁で5000人以上の原告が立ち上がり、2013年の生活保護削減が違憲であるとの訴訟は、29都道府県で950人以上の原告が立ち上がっています。建設アスベスト裁判の闘いは教訓的です。横浜地裁の「全負け判決」を乗り越え、全国的な裁判闘争を大衆的、統一的に闘い、東京・大阪・福岡、京都と次々と国の責任を認めさせ、製造企業の責任を裁判所で認めさせる到達を作ってきています。

最賃裁判は、現行の最低賃金では生計を維持できず、「生活保護との整合性」を定めた最低賃金法に違反することを最低賃金ギリギリで働く原告の生活・労働の実態と声によって広く告発し、勝利判決を勝ち取り最低賃金の大幅引き上げの即時実現を迫りました。春闘のあり方が議論されていますが、企業内の賃金闘争とともに、最賃・公契約・均等待遇という社会的賃上げ・賃金確保・社会制度運動の両輪を徹底的に取り組みねば労働運動の社会的責任は果たせません。特に、中小零細企業・委託先企業で働く労働者と、あらゆる職場の非正規労働者にとっては、むしろ後者が死活的に重要な課題であります。



最後に

2016年7月に開催された全労連での28回定期大会で「社会的な賃金闘争」の強化が確認され、その中心課題に全国一律最賃制の実現を据え、2020年を目途にした「全国最賃アクションプラン（全国一律最賃制の実現をめざす行動計画）」が確認されました。これは「最低賃金直ちに1000円。そして1500円への大幅引上げ」と、全国一律最低賃金制度の2020年をめどに確立するために超党派、労働運動の枠を超えた「一点共闘アクション」として展開する基盤づくりを行なっていくものです。当面、2018年7月の参議院選挙で全政党的公約に全国一律最賃制の実現を入れさせるための行動を具体化していくとされています。

我々は今回の不当判決を乗り越え、全労連の「全国最賃アクションプラン」に結集し、最低賃金時間額1500円をめざし、ただちに全国1000円実現の運動を推進していきます。そして全国一律最低賃金制度の早期実現にむけ、すべての労働者・国民との連帯と共同を広げて闘い続けていきます。

やって良かった最低賃金裁判

最低賃金裁判弁護団
弁護士 田淵 大輔

1 突然訪れた「終わり」の瞬間

2017年10月17日、その日は突然やって来た。最高裁判所から届いた郵便。その中には、無情にも上告棄却、上告不受理と記されていた。

通常の事件であれば見慣れた一文であるが、まともに理由も示さない、まさに三行半の決定。最高裁なんて、こんなものだよと言ってしまえばそれまでだが、6年を超える最賃裁判の幕切れとしては、あまりにあっけないものであった。

これで、原告らの訴えを却下する判決が確定してしまった。つまり、最低賃金の問題は司法の場では扱わないというのが、裁判所からの回答だ。



2 最賃裁判は権利を守るための裁判だ

最後の最後まで突破できなかった壁、処分性。

いろいろと細かい話をすれば切りがないが、要は、国民の権利義務に直接影響する問題であるのか、そして、裁判所が取り扱うべき紛争かどうかということである。

裁判所は、最低賃金の改正決定は、一般的な法規範の定立に過ぎないと判断した。つまり、法律や条令を定めることと同じだという理屈だ。

確かに、最低賃金はルールである。その点では、法律や条令と同じだろう。しかし、最低賃金を決めているのは議会ではない。行政だ。議会には選挙という洗礼の機会があるが、行政にはそれが無い。だから、行政の間違いを正すのが司法の役割のはずだ。その重要な役割を、裁判所は恥ずかしげもなく放棄した。非常に腹立たしい限りだ。

しかし、それ以上に腹立たしいのは、今の低すぎる最低賃金が多くの人を苦しめていることに、裁判官が無関心であることだ。

パートやアルバイトの職に就くしかなく、働いて得られる収入だけではまともに暮らせない人がいる。収入が十分でないから、子どもに大学への進学をあきらめさせたり、結婚や妊娠に躊躇いを覚える人がいる。年金だけでは食べていけないから、老いた体にむち打って働いている人がいる。今の日本社会では、そんな人は珍しくない。家族、親戚、友人、知人、自分の周りを見渡せば、必ず

そういう人はいるはずだ。裁判官だって同じだろう。それなのに、なぜ最賃裁判が権利を守るための裁判だと分かってくれないのだろう。

最賃裁判はルールの話をしているのではない、日本の社会に紛れもなく存在する、低い賃金で働かざるを得ない人たちの権利と生活、そして誇りをかけた裁判だった。そのことは、毎回の法廷で意見陳述をしてくれた、原告1人1人が教えてくれた。

お金が無いから、まともな生活ができない。お金が無いから、いろんなことを我慢したり、家族に我慢させている。お金が無いから、惨めな思いや辛い思いをしている。そんなことは人前で言いたくないし、何より自分自身でも認めたくないことだろう。

しかし、原告は、裁判所の法廷で、自分の言葉で訴えてくれた。それは本当に切実で、真摯な、心からの訴えだった。聴く人みんなが、最低賃金の引上げは絶対に必要だと心の底から思った。それだけ力のある訴えだった。

それが裁判官に伝わらなかったとすれば、残念でならない。



3 当たり前になった1500円の要求

しかし、最賃裁判をやったことに後悔はない。

神奈川労連が提訴時に作成したパンフレットには、「やれんのか、勝てんのか、最賃裁判」とのフレーズが踊っている。我々は、最賃裁判には勝てなかった。けれども、やり抜いたことは胸を張って良いはずだ。

最低賃金と生活保護とを比較する計算式の5つのゴマカシ。裁判では繰り返し訴え続けたが、世の中に広まったとは、とても言えない。逆転現象は解消したという厚労省の見解が、大本営発表のように垂れ流されている。

しかし、計算式のゴマカシを正した時に得られる1500円の最低賃金。1500円への共感、主張している人やアプローチは異なっても、確実に広まっている。

最賃裁判を始めた時は、1000円だって高すぎるという反発を恐れていた。1000円に上げないと生活保護を超えられないというなら、生活保護を引下げろという声が出てくることを恐れていた。裁判を始めて、無責任なネットの声では、確かに、そんな声もあった。

しかし、街頭で、現実の社会で、自分の顔を出して、自分の声で訴える人たちの間では、そんな声は一つも出てこなかった。むしろ、1000円では不十分だ、1500円に上げろという声、東京のど真ん中で当たり前のように聞かれるようになった。

それが全て最賃裁判の功績だなどとは言えないけれども、その一助にはなったはずだ。そうであれば、やっぱり、やって良かった。



4 これからの課題

ただ、現実には、政労使合意で2020年を目標としていた全国平均1000円にさえ程遠い。神奈川や東京では、ようやく1000円が見えてきたが、1500円に達することなど、夢のまた夢だ。

全国を見渡せば、700円台の県はたくさん残っている。しかも、都道府県ごとに異なる最低賃金と目安制度によって、毎年、都道府県間の格差は広がり続けている。

これを解決しない限り、問題は本当に解決しない。

賃金は労働の対価である。神奈川県で働いた人の労働の価値と、山梨県で働いた人の労働の価値が200円も違うのか。そんなバカな話はない。

そもそも賃金はコストではない。安ければ安い程、良いわけではない。賃金は働く人の、また、その家族の生活を支える大切な糧だ。人生を切り開く大切なお金だ。その賃金が、働いている場所が違ふというだけで、大きく異なるなんて本当におかしな話だ。

今回の最賃裁判では、都道府県間の格差を直接には問題にできなかった。しかし、今後、処分性の問題を突破でき、Dランクの県で最賃裁判を起こせるなら、都道府県間の格差を正面から問うこともできる。

最賃裁判の可能性は、まだまだ十分に残っている。

裁判所も権力機関であり、裁判官はまさにエリート中のエリートの集まりだ。しかし、彼ら・彼女らも人であり、良心もある。その心の琴線に原告の主張が触れた時、社会を変える判決が、多くの被害者や社会的弱者を救済する判決が生まれてきた。

最賃裁判にも、そのチャンスは必ずある。今回の裁判がダメでも、また別の裁判を起こせば良い。今度は、神奈川だけでなく、全国的な取組としてDランクの県も含めて闘いを起こそう。そうすれば、必ず勝機は生まれる。

あとは、みんなのやる気次第だ。最賃裁判の第一幕は終わったが、これで法廷での闘いが全て終わったわけではないのだから。

5 最後に～ある組合活動家の言葉～

最賃裁判の闘いを続ける中、神奈川労連の水谷前議長は何度も口にしていた。最賃裁判には夢がある、と。

孫もいる、いい年をした大の大人が口にするには、少し勇気がいる言葉だ。けれども、夢を持つ人がいて、初めて夢は現実にできる。それは、これまでに取組まれた多くの裁判や運動が教えてくれる。1回負けたからといって、終わりではない。夢はまた見れば良い。

何より、水谷前議長が見た夢、我々が見た夢は、まだ終わっていない。最賃裁判の夢は、まだまだ続くのだ。

水谷前議長をみならって、自分の羞恥心を押さえつつ、この言葉で締めくくりとしたい。

「最賃裁判には夢がある！！」

<最低賃金裁判弁護団>

弁護団長	小賀坂 徹	畑山 穰	田井 勝	山下 芳織	堤 浩一郎
事務局長	田淵 大輔	川又 昭	北神 英典	石井 眞紀子	小花 和史
		根岸 義道	阪田 勝彦	小野 通子	浦西 洋行
		小口 千恵子	神原 元	星野 文紀	野村 正勝
大川 隆司		中村 宏	篠原 義仁	児嶋 初子	山森 良一
竹中 由重	馬奈木 幹	関守 麻紀子	岩村 智文	畑谷 嘉宏	小池 拓也
清水 俊	鈴木 麻子	西村 紀子	西村 隆雄	内田 和利	滝本 太郎
向川 純平	穂積 匡史	太田 啓子	藤田 温久	高城 昌宏	森 卓爾
高橋 宏		近藤 ちとせ	三嶋 健	湯山 薫	
		浅川 壽一	渡辺 登代美	松本 育子	
		宋 惠燕	川口 彩子	稲生 義隆	

最低賃金訴訟の7年間をふりかえって

弁護士 大川 隆司

1. 私たちが想定した裁判所の判断基準

(1) 2011年6月に最低賃金訴訟が提起されたとき、私は裁判所が「原告敗訴」の結論を下すためにはどういう理屈だろうかと考え、一番ありそうな理屈は、朝日訴訟の大法廷判決(1967.5.24)のマネをすることであろう、という結論を得た。

この判決は、憲法25条の解釈権を事実上行政側に譲り、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、いちおう、厚生大臣の合目的な裁量に委されており、その判断は、不当の問題として政府の政治責任が問われることがあっても、直ちに違法の問題を生ずることはない」として、行政処分(原告に対する生活保護費から実兄の仕送り分を控除)の適法性を認めてしまったものである。

(2) もっとも、上記判決はすぐ上記判示に続けて

「ただ、現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等、憲法および生活保護法の趣旨・目的に反し、法律によって与えられた裁量権の限界をこえた場合または裁量権を濫用している場合には、違法な行為として司法審査の対象となることをまぬがれない」とも判示していた。

(3) 最賃法14条に基づいて労働局長が公示する「地域別最低賃金」の決定が、「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定」するものと評価されれば、それは「司法審査の対象となる」。そして、「著しく低い基準」にあたるとする判断から、処分を適法とする結論が導かれる筈はないので、この場合、結論は当然原告勝訴(労働局長に対する適正額の公示の義務づけ)となる。これに対し、「著しく低い」と評価できなければ(司法審査の対象外となるので)原告の請求は「棄却」ではなく「却下」(門前払い)される場合もある。

つまり、裁判所が請求を却下するのは、実質的には、最低賃金額が「著しく低い」という評価をできない場合に限られるのではないかと私は考えていた。

2. 逃げ続けた裁判所

(1) しかし、横浜地裁判決(2016.2.28)も東京地裁判決(2016.12.7)も、公示された最低賃金額が「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定」しているか否か、という肝心な論点には全く触れないまま、労働局長の決定は行政処分の要件に該当しない(「処分性」がない)から、その是非を裁判所で争うことはできない、というだけの理由で訴えを却下(門前払い)したのであった。

最高裁判所決定は、とくに理由を示すことなく(適法な上告および上告受理申立に該当しない、

という結論だけを示して)、東京高裁判決を是認したものであった(2017.10.17)。

(2) そもそも、「労働局長の決定は行政処分ではない」という主張は、被告国側が最初から主張して来たことだった(横浜地裁に提出された、被告の「第1準備書面」にその主張が詳しく展開されており、その後見るべき補充はほとんどない)。

仮にこの主張が成立するとすれば、訴訟そのものが不適法という扱いになり、裁判所が「最低賃金の水準が高いか低いか」という争点を含めて、実体的審理に入るとは、許されないことになる。そこで原告側は被告が上記「第1準備書面」を陳述した2011年11月28日の第2回弁論期日において、「被告は処分性の問題に関して、中間判決を求めるつもりがあるのか」と釈明を求めた。これに対し被告側は「そこまで求めるつもりはない」と答えていた。

(3) 「処分性」とか「原告適格」、「訴えの利益」などをひっくるめて業界用語では「訴訟要件」と呼ぶ。「訴訟要件」の有無は、裁判所の「職権探知事項」であり、当事者の主張の有無にかかわらず、実体審理に先立って裁判所の責任で判断すべきものとされている。そうしないと、裁判所自身は勿論、訴訟の関係者に無駄な時間を費やすことを強いる結果となるからである。

(4) もっとも、訴訟要件はクリアしているという裁判所の判断が、いちいち「中間判決」という形でオープンにされるとは限らず、実体にかかわる立証活動を当事者に促す、という訴訟指揮の形で默示的になされることが多い(むしろ、その方が一般的と言える)。

裁判所に促されて原告側は第3回期日に向けてただちに立証計画(2014.2.12)を提出し、裁判所も一部の人証を採用した。そして、実体審理がなされた上で結審日(2015.11.9)を迎えたのであった。立証上の重点が「現行の最低賃金水準では到底生活できない」という生活実態に置かれたことは言うまでもない。

このような経過の後の下される判決であれば、仮に「原告敗訴」の結論を導くにしても、労働局長の決定にかかる最低賃金額が「現実の生活条件を無視して著しく低い基準」に該当するとは言えない、という判断(実体判断)を前提にするだろう、と考えるのは当然である。

(5) それにもかかわらず、横浜地裁が実体判断を避け「処分性なし」との理由だけで訴えを却下(門前払い)する判決を下したのは全く意外だった。

判決が労働局長の決定を行政処分と認めなかった理由は、その対象が特定されず「県内で働いているすべての労働者」という不特定多数の者に及ぶから、ということに尽きる。しかし、名宛人が不特定多数ということは、処分性を否定する理由にはなりえない。

ちなみに、有名な先例としては、(コメの価格が統制されていた当時)政府によるコメの買入価格(生産者の米価)は農林大臣が決定し、告示していたが、生産者(農家)がこの告示の取消しを求めた訴訟について、東京地裁も東京高裁も、農林大臣告示は行政処分にあたり、その取消しを求める訴えは適法であるとしている(東京地裁判決1973.5.22、東京高裁判決1975.12.23)。

これ以前に、健康保険法に基づいて厚生大臣が行なう医療費の決定告示について、健保組合が取消しを求める訴えを適法とした例もある(東京地裁決定1965.4.22)。

言うまでもなく、農林大臣告示も厚生大臣告示も名宛人は特定せず、すべてのコメ生産者、すべての医療関係者(医療機関、保健機関)という不特定多数者に適用されるものである。

(6) 労働局長告示とその管轄区域内の労働者(およびその雇用主)との関係も全く同様である。コメ生産者や健保組合が提起する告示取消し訴訟は適法だが、労働者が提起する告示取消し(又は義務づけ)訴訟は不適法—などという理屈は成立しえない。

つまり、横浜地裁判決は、

①実体審理を行っているにもかかわらず、「処分性の有無」という入り口の問題で決着をつけようとした点、および、

②処分性の要件についても先例との一貫性・整合性を全く欠いた判断をした点、という二重の間違いを冒しているのである。

このような「二重の間違い」を冒してまで、横浜地裁は原告ら労働者が問いかけた問題に答えることを避けたのである。横浜地裁の判決に追随した東京高裁判決、最高裁決定についても同様の指摘ができる。

3. 裁判所は、なぜ実体判断から逃げたのか

(1) 朝日訴訟の最高裁判決(1967年)は、事件当時の生活扶助基準が「最低限度の日用品を支弁するに足りるとした厚生大臣の認定判断」は厚生大臣としての裁量の範囲内であって違法ではない、と判断した。

この例に従えば「最低賃金額が健康で文化的な最低限度の生活を営みに足りるとした労働局長の認定判断」は裁量の範囲内であって違法ではない、とする選択肢は論理的ありえたのに、裁判所はこのような実体的判断から、ひたすら逃げつづけた。それはなぜだろうか。

(2) それは、裁判所が「原告諸君よ、キミたちの要求は過大だ」というメッセージを発することができなかつたからにはほかならない。

厚労省の「毎月勤務統計」によれば、既に2008年の時点で、パート労働者の時給(全国平均)は1000円を超えていたのだから、原告が掲げる「時給1000円」の要求を過大と評価する余地はないだろう。それどころか、アメリカで「時給15ドル(1650円)」の要求が一部で実現に向かっていくことに比べても、「時給1000円」が、極めてささやかな要求と言えるのは明白だ。

(3) 今になって、安倍首相が「3%の賃上げは必要」などと言っているように、日本の賃金水準(2016)はOECD加盟主要国が2000年よりいずれも実質的にアップしている(カナダ125%など)中で、唯一実質的に低下している(2018.1.22日経新聞)。これはGDPが伸び、労働生産性が上がっても、労働分配率が低く抑えられていることがもたらした現象である。労働分配率を抑え込む手段の中で、最低賃金額を低く抑えるという方法が果して来た役割は重大である。

そもそも、最低賃金の水準を労働者の平均賃金(中央値)に対し60%の比率で設定しているイギリスやフランスに対し、日本は約40%という「先進国最低レベル」にとどまっている(日経新聞2017.12.27神吉知郁子論文)。この状況の下では、現行の最賃水準を合理化する主張は根拠を失う。

要するに、株価がいくら上っても国民の間に好況感は広がらない、という社会情勢の中では、裁判所にも「君たちの要求は過大だ」と言う勇気はさすがに出なかったものと思われる。

4. たたかいを継続する展望

(1) 勝訴判決を勝ち取ることは出来なかつたとはいえ、この裁判闘争を進めて来たことは、すでに大きな成果を挙げている。訴訟前と比べて最低賃金額が想定以上のピッチで引き上げられてきたことは、その一つである。

それにも増して、最低賃金の引き上げこそが日本の「貧困問題」解決のカギであるという認識が社会的に広がりつつあることが大きな成果である。

「貧困問題」が、社会福祉問題の枠の中だけで考えられていた頃とは違って、今や日本弁護士連合会の「貧困問題対策本部」が、「最低賃金引上げには何が必要か」というシンポジウム(2017.6.13)や

「なぜ大幅な最低賃金上げが必要なのか」と題する講演会（2017.12.4）を主催し、私たちと問題意識を共有するに至っている。

神奈川最賃訴訟を支援する人々の全国に展開されているネットワークが、このような世論の風向きの変化を呼んだと言える。

（2）わが最賃訴訟が、行政訴訟として裁判所に係属し、いわば労働行政の脇腹に喰いついて来た、という事実が、上記のような効果を生んで来た一要因だったとすれば、この種の訴訟が「行政訴訟としては成立しない」という扱いを受けるようになれば、これからの運動を推進する条件は厳しくなるのではないかと誰しも心配されることだろう。

しかし、裁判所が社会の縮図である以上、判例は変わるのである。

その好例が、国政選挙における「一票の価値」の格差是正を追求する選挙無効訴訟である。どれだけの格差があれば議員定数の設定が違憲になるか、という問題について最高裁は衆議院について1976年に「5倍なら違憲」と判断し、1983年にこれを「3倍は違憲」に進めた。しかし、今日において下級審の大勢は少なくとも「2倍は違憲」としているのではないかと。

（3）もっとずっと短い期間で重大な判例変更がなされた例もある。「処分性」要件と同じく、「門前払い」の理屈としてよく使われる「原告適格」の要件を例にとろう。

この問題について最高裁は、ある道路計画が違法であるとして、その事業認可の取消しを求めて裁判所に訴え出る権利は道路用地の買収を受ける地権者だけに認められるもので、沿道の住民にはこの種の訴訟を起こす原告適格はない—という立場を1999年11月25日判決（第一小法廷）で明らかにした。しかし、この判例はわずか6年後の大法廷判決で全面的に変更されている。鉄道事業の認可取消しを求める原告適格は、路線敷地の地権者だけでなく、騒音被害を受ける沿線住民にもある—とした小田急線事件大法廷判決（2015.12.7）がそれである。

（4）「不特定多数を対象とする公示は行政処分ではない」とする理屈は、前述のとおりそもそも先例との整合性に欠ける非常に不安定な論理である。また本件最高裁決定（2017.10.24）は、みずからの判断を積極的に示さないまま原判決を追認したものに過ぎず、最高裁判例としては扱われない。

従って、6年間にわたって判例変更を追求した小田急事件のたたかいに比べれば、本件の横浜地裁判決、東京高裁判決（および最高裁決定）を変更させるために、これから展開されるであろう次なるたたかいのハードルは、はるかに低いと言わなければならない。

勝利への展望は私たちに、なお開かれているのだ。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（一）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

売り手・買い手相互間、そしてそれぞれの内部相互の市場三面競争が、市場当事者の努力工夫を促して、良い結果を得るのは、各当事者がドングリの背比べ的な状況にあるときに限る。資本主義の出發時には、そういう状況がかなり普遍的で、封建的規制や前期的独占を排除して自由競争を促すのは歴史進歩的だった。これが古典的自由主義の立ち位置だ。現代の新自由主義は、巨大独占（多くは他国本土の多国籍企業）と自営業小営業という初めから勝敗のわかっている競争を煽って、前者の勝利、後者の敗北を決定的姿でもたらし、庶民の営業破壊そして生活破壊をもたらす。労働市場では、古典的資本主義の時代から売り手不利、買い手有利の構造であり、この構造を労資対等に変える社会的営為が団結—交渉—争議を基軸とする労働組合制度 trade unionism であり、国家の社会政策であった。

賃金について言えば、団体＝労働組合を通ずるつまり社会的協約賃金による労働力販売、それと国家による法定最低賃金規制つまり最低賃金制が、自由市場による賃金決定よりも賃金水準を高める装置である。自由な労働市場における低賃金、労働者保護的な組合規制あるいは国家規制による多少の高賃金、どちらの実現が歴史進歩的でありかつ民主的なことかといえば、もちろん後者である。後者への肩入れという立場をはっきりさせながら、私が研究活動を行い、その普及活動をやってきた所以だ。

1960年代、私が横浜国立大学の教員に成る前だと思う。私は、労働科学研究所で働いていたが、ここでの研究室の長が岩波新書「最低賃金制」の著者でもあった藤本武先生であり、私が先生の代参で各地の労働組合に講演に行くことは稀ではなかった。その講演先の一つが、三瀬委員長（故人）・増田書記長（現日中友好協会神奈川支部長）の全国一般神奈川であった。当時のナショナルセンター＝総評はその賃金綱領に「全国一律最賃制」を掲げていたが、その制度闘争の実働部隊は中小零細企業の労働者つまり労働市場二重構造の底辺部分を組織していた全金や全国一般という単産傘下の諸組織であった。

盛衰の波は当然あるわけだが、その後続いた最賃制実現と改良の要求運動、それに対応して行われたあるいは欺瞞的な（典型：1959年のニセ最賃制）あるいは多少は身のある改良の変遷ののち、現在は2007年の最賃法改正により新設された9条3項の「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」との規定の実効化が一つの焦点になってきている。この脈絡のもと、本誌前々号の福田裕行論文「The Making of 最賃裁判」に経緯が生き生きと描かれているように、神奈川最賃を千円以上に決定するよう労働局長に求める行政裁判が神奈川労連イニシアで起こされた。これを支援する意味で、私は裁判毎回傍聴と決意し、9月26日の第1回裁判の横浜地裁101号法廷約70席を埋めた傍聴人の一人となった。

まず、原告68名から二人の切実な陳述。「女手一つで3人の子を育てる」のに収入が少なくて「悔しくて、夜中、河原で一人、大声で叫んだ」鈴木さん、今年2月の手取りが14万円を切ってしまったタクシー運転手の平野さん。それから、厚労省が行っている最賃と生保基準の比較技法の五つの誤りを指摘する田淵弁護士の各論的弁論、ついで、わが国法定最賃水準の国際的貧困、生活保護基準を満たさぬ状況を指摘する大川弁護士の総括的弁論、が為された。被告＝国側は「本件訴えを却下するとの判決を求める」と、理由も示さずに言う異例の対応であった。次回11月28日の法廷でその理由が示されるのか？

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2011年11月28日、第二回裁判が横浜地裁502号法廷で開かれた。傍聴席定員48名で前回より小さい法廷。抽選締め切りの13：40に49名が並んで1名外れとなったほか、開廷二時前後に到着の人々10人前後が入れなかった。次回（2012年1月23日午前10時開廷）は原告側の要求が容れられて101号法廷。

今回はまず川崎のタクシー運転手原告Aさんが原告陳述を行った。今年1月から「働きながら生活保護を受けて」いる有り様を、手取り月10万円の中で、電話は固定も携帯も解約、新聞2紙購読取りやめ、散髪は自分で切るか見習理容師に無料でやってもらうなど具体的に述べた陳述である。昨年10-12月月平均174時間勤務で時給850円であり「働いても食えないという現状に疑問を抱き」原告となり、この日の陳述を「裁判官には、この苦しい状況をどうか十分に理解いただき、最低賃金を引き上げる判決を出して欲しい」の言葉で結んだわけである。

前回裁判で、被告＝国側が理由も示さず「本件訴えを却下する」と求める「答弁書」を提出していることに原告側がきつく抗議し、「原告適格性に欠けるとかの理由？」といった助言(?)を被告に行った裁判長の「第二回裁判一週間前に理由を示した「準備書面」を提出せよ」との指揮が行われた。その指揮に従って提出された16頁の被告側「準備書面(1)」は、裁判長の薦めた(?)原告適格性の問題ではなく、そもそも労働局長に最賃千円への改定をせよと命ずる裁判は原告がどんな人であれ起こせないということを法的に表現する「処分性がない」という主張だ。それに対して原告側が一週間で作成した「準備書面(1)第1 地域別最賃の改正決定について処分性を否定する被告の主張には全く理由がない」を、竹中由重弁護士が読みあげた(被告側が「準備書面(1)」を読み上げることはなく文書提出のみ。通例、こういう法廷の運びだとのこと)。私が要すれば最賃決定改訂の行政処分は、適用対象が不特定多数であって、不服の訴訟が行えない立法行為に実質同じで処分性無しとしている被告は誤り。この行政処分は、国民の具体的権利義務に直接影響を及ぼすもので抗告訴訟の対象となる行政の一般的処分>なので被告の主張には全く理由がない>との反論であった。「抗告訴訟」とは、私が持つ『有斐閣 新版 法律学小辞典』によると「公権力の行使に関する不服の訴訟」のこと。刑事裁判と違って裁判を「公判」と言わないことなど、今度の裁判傍聴で、色々法律のことを勉強させられる。

続いて鈴木麻子弁護士が読みあげた原告「準備書面(1)第2 憲法が保障する生存権、勤労権を保障するためには、最低賃金を少なくとも時給1000円以上に引き上げる必要がある」は、複雑な法的知識がなくとも理解できる弁論だった。最賃金額は「単に数値上生活保護基準を下回らなければよいということではなく」「健康で文化的な最低限度の生活」との憲法25条の理念に従ったものでなくてはならず生活保護が高すぎる一最賃水準に引き下げよ>といった「議論は到底容認できない」との弁論である。その趣旨から、全労連関連の地域労組と研究者の共同作業の成果『首都圏最低生計費試算報告書』(2008年)の概要を紹介し、時給1508円あるいは1345円が必要と主張された。裁判後の報告集会で、鈴木弁護士は、最賃適用除外などの乱暴な生保攻撃議論が為された行政刷新会議「政策仕分け」を引いて、憲法理念重視の必要を説明された。労働科学研究所・藤本武先生主導で行われた「最低生活費」の研究に拠って、憲法理念に従った朝日訴訟浅沼判決(1960年)があった構図の再現が今度の裁判のわれわれの目的となってきたように私は感ずる。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（三）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

横浜地裁民事第一部担当（訴訟指揮の裁判長—佐村浩之、判決文起案の主任・右陪席—日下部克通、左陪席—小堀瑠生子）の神奈川最賃裁判第三回が、正月23日の午前に約40分、行われた。開廷20分前、傍聴席86名定員に傍聴希望53名で抽選は無し。開廷後も20名の空席があり「次回（2月27日11:30～）は我々の訴えが門前払いになるかどうかの中間決着の裁判でもあり、101号法廷いっぱいの傍聴動員を」との神奈川労連副議長福田裕行さんのアピールが裁判報告集会の場で為された所以である。

さて裁判は、原告Bさんの陳述と、＜訴えを棄却せよ＞との被告＝国の門前払い請求を巡る原告・被告・裁判長三者の息詰まるやりとりとの二つの部分から成った。

原告Bさんは、学童保育を二ヶ所掛け持ち（川崎：時給860円だったのが公契約条例で893円 11年12月35時間就労、横浜：時給920円63時間就労）で約10万円月収の苦しい生活ぶりを、食費切り詰め、洋服費ゼロ、国民年金保険料不払い、さらには通信教育「スクーリングの日は仕事ができず、別途交通費等もかかりますから、目先の収入をとるか、教員になるという夢を実現するために、スクーリングに行くべきか」を悩むなど具体的に述べた上で、国側に「訴訟要件がどうのこうのと形式的なことばかり言うのではなく、早く実質的な中身の話しに入って下さい」、裁判所に「最低賃金を引き上げる判決を出してください」と訴えて結んだ。傍聴席から思わず遠慮がちな拍手、それを佐村裁判長が「法廷で音を立てるな」と制止する場面にもなった。

前回裁判陳述の原告Aさんは月収10万・生保受給だった。原告Bさんは、同じ月収10万だが、生保は不受給。「彼女」と結婚すると、病身の「彼女」がいま受けている生保13万円が森山さんの収入を理由に「打ち切られる」ので「結婚はできません」と森山さんは述べもし、現在苦しいだけではなく、将来に希望が見えないというアピールもした。こうした庶民的訴えを判事たちはどう受け止めているのだろうか。

労働局長最賃金額決定命令は、立法行為（三権分立原則下の議会が持つ権限で、司法が違憲立法審査以外は口出しできないということか？）と同じで「処分性」が無く訴訟では争えないとの被告の主張は、原告「準備書面（1）」に反論する被告「準備書面（2）」提出で継続された。この被告「書面（2）」は、神奈川労連が傍聴者に事前配布する資料の中にあり、通読。これには被告への反論と併せ「裁判所の指摘を踏まえ、原告らが本件訴えの原告適格を欠くことについての主張を補充する」と冒頭に書かれている。しかしその補充主張は見当たらず。事後の「報告集会」解説で、原告不適格の補充主張をすとの冒頭文言を被告は急遽削除して書面を提出したとのこと。法廷での口頭やりとりでは国側弁護士が、最賃千円に個々の原告の「法律で保護さるべき利益」があるかどうかは不詳などと述べたが、裁判長に＜最賃が上がって原告賃金が上がれば具体的利益でしょ＞といなされた。

「処分性」が無いので訴えを棄却せよと主張している国側なのだが、その論点での裁判所の判断を中間判決として求めるのかということとそうでもなく（「処分性」ありとなれば全国各地で訴訟がおき、無しならば高裁控訴で原告はなお闘えるので、国側が判断に迷っていると大川弁護士は解説される）、裁判長から、この入口問題で中間判決まで求めるのかどうかと国側は迫られもした。その回答期限が2週間となり、次回裁判の日程が決まった。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（四）

岡本 一（かながわ総研理事）

今回は下山先生が傍聴できませんでしたので、岡本がピンチヒッターで投稿します。

第4回の裁判は、89名の参加で傍聴席を満席にし、（3名が法廷に入れず）、11時30分から30数分行われました。今回は国がこれまで主張していた、この訴えは裁判の対象にすべきでないので、中身に入らないで却下する中間判決を出してほしいという請求はしないと、裁判所に2月6日に連絡してきたため、本格的な法廷闘争のスタートです。

今回も原告Cさんという、国鉄を2年休職して59歳で早期退職した、年金暮らしの原告が意見陳述しました。「年金だけではやっていけないので職探しをしたがなかなか見つからず、やっと湯河原にある高級リゾートマンションの清掃の仕事に就いた。時給850円、月15日勤務で月収9万円程度。三人で交代のため、勤務日数は増やせず、天然風呂の清掃など仕事はきつく、椎間板ヘルニアの持病を抱えながらコルセットをして仕事をしている。自分の周りにも年金だけではやっていけない多くの高齢者が、安い賃金できつい仕事をしている。せめて時給を1000円以上にしてほしい」と訴えました。続いて若い竹中弁護士から準備書面（3）＝国の処分性の主張に対し、最賃額の決定が不特定多数を対象にした一般処分であっても、特定の個人の賃金上がるという直接具体的な影響を及ぼすなど、ダメ押的に4点の反論を行いました。

その後裁判長から国に対して、中身に入って最賃の金額が生活保護基準より大幅に下回っている、計算方法がおかしいという事などへの反論はするのかという問い。国は最賃法は国会で青木豊厚生労働省労働基準局長が述べたように、生活保護と最賃の整合性には配慮するが、是正しなければいけないという法的義務はない。中身にふみこんだ反論はしないとの答えがありました。数円であればまだしも数百円も差があるのだから、配慮もしていないとの小賀坂弁護団長の発言もあり、裁判長からも次回までにどうするか決めるよう要請がありました。次回については今原告の弁護団が情報公開で請求している、生活保護の時給額の計算方法を決めたプロセスなどの資料が出てきて、それを検討してからということで、5月23日10時半からになりました。

「報告集会」では神奈川労連水谷議長から、今日は全国一般東京で長年最賃闘争の先頭に立ってきた長島さんや生協労連本部書記長の鈴木さんも傍聴に来ていたことが報告され、原告を100人、サポーターを1000人以上にして大きく盛り上げようとの訴えがありました。続いて意見陳述した前田さんから感想、鈴木麻子弁護士の援助でいい陳述書ができたこと述べました。そして小賀坂弁護団長、田淵、竹中弁護士から、国は計算方法に入ることは避けようとしているが、ぎりぎりのところまで追い込んだなど解説がありました。続いてタクシー運転手、障害者施設や図書館で働く労働者、飲食店やスーパーのアルバイト、資生堂・アンフィニの池田さん、年金者などの原告が次々立って自己紹介。全国一般東京の長島さんからも「数十年前から全国一律最賃の確立目指して闘い、裁判闘争も弁護士に2回相談したが、断られた。議会闘争と大衆闘争で闘ってきたが、この裁判では多くの若い弁護士が熱心に取り組んでいることに驚いた。東京では新しい法律を作る取り組みも始めているが、この裁判を勝たせるためにも奮闘したい。国民的な運動に発展させよう」との発言がありました。最後に神奈川労連福田副議長から、「現在68名の原告プラス10数名が名乗りを上げているがあと20名程度は増やし、次回までには原告を100名以上に、サポーターもあと300人は増やして1000名以上にしよう。3月3日16時から横浜駅ビブレ前での宣伝、裁判1周年の6月30日のシンポを成功させよう」との訴えがありました。

（追記：ヤフーでもグーグルでも「最賃裁判」で検索すると、動画とブログが最初のほうに出てくるようになりました。動画では小越さん熊谷さんが発言しています。ぜひ全国の人に伝えてください。）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（五）

小越 洋之助

5月23日（水）。横浜地裁の第5回最賃裁判の傍聴のために、10時からの傍聴抽選では人、人、人と列を連ねた。そのはず、この日のビラには裁判に新たに34人が追加提訴で、原告は102人となった、と書かれている。10時30分、いよいよ法廷への入場。傍聴席はずっしり満席で、初めて最賃地裁裁判の生の姿に接した。

まず、原告Dさんの意見陳述から開始。原告Dさんは17歳～54歳まで内装工として勤勉に働いていたが、バブル経済崩壊後仕事の減少、3年前仕事を失い、廃業。

典型的な日本経済の被害者である。その後職探しで数十社に断れ、ようやく再就職できた警備の仕事は過重労働で倒れ、その後梱包作業のアルバイトで働いている。時給900円、労働組合の交渉で950円となったものの、会社の都合で月10日程度の就労。賃金は月12万円程度とのこと。生活は大変で奥さんの障害年金が6万円程度支給されているが、2人の医療費、通院の交通費だけで多いときは月10万円以上、光熱費、電話代などの公共料金の支払いで12万円+6万円程度では残りの現金は3万円を切る。最賃を時給1000円以上に上げてほしい、という窮状の訴えは傍聴者にはよく響いたが、当日9人出席した国側にはどこまで届いたのだろうか。

次いで、田淵弁護士から当面のポイントである最賃法改正における最賃と「生活保護との整合性」問題の論点が語られる。これまで当局は最賃の係争事件それ自体を「門前払い」してきたが、今回からはそれではすまされず、国を改正最賃法に沿った中味の論点に「引きずりこむ」明瞭な発言だった。「生活保護に係わる施策との整合性に配慮する」（改正最賃法9条3項）について、「配慮する」だから生活保護以上の水準以上にする法的義務を課していない、などという当局側の主張（これは『詭弁』だ！）を弁護団は「準備書面（3）」において見事に粉碎しているが、それが読み上げられた。その論拠を日本国憲法による保障（第27条勤労権、第25条生存権、両者の密接な関係など）で、しかも国連憲章・社会権規約まで展開しているのは格調が高い。さらに、改正最賃法9条3項の趣旨・目的に関する大臣の国会答弁などを詳細に調査し、「被告国が、最低賃金の水準が生活保護の水準を大幅に下回る状況を放置し続けることは、最低賃金法9条3項の趣旨・目的を無視するものであって、裁量権の範囲を逸脱・濫用するものとして、違法性を帯びることは当然の結論」と断定していることは実にハグレがよい。そして当局が最賃と生活保護の比較に使用した方式（生活保護〔生活扶助基準1類+2類費+期末一時扶助〕+住宅扶助（実績値）と最低賃金（月173.8時間×0.859）について、そのまやかしについて十分な議論や、明瞭な手続きもせず決定していると厳しく言及した。この比較方法は最賃を低くさせ、生活保護との乖離の不当性を示すものであるが、国側はこれに直ちに答弁せず、次回に持ち越した。

出席していた被告国側の官僚たちは、その算定式を作成し、中央最低賃金審議会に資料提出した当事者であろうから、事の仔細を知らないわけではないであろう。だが、次回裁判（8月8日）まで引き延ばしたのは、好意的にみれば弁護団の論理が整然としているから、体系的に「反論」の論理を構築するというかれらの慎重さを表明しているのかもしれない。しかし、一傍聴者からみれば、この反論のためになぜ3ヶ月という長い時間が必要なのか、という単純な疑問がわいた。官僚たちはその意思決定についてトップの指令に従い、中賃の会長や財界の委員などに配慮する「調整期間」が必要なのか、との「勘ぐり」さえも抱かされた。ともあれ、次回の裁判はようやく国が同じ土俵に乗ったなかでの本格的な論戦が見られるのではないかと期待される。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（六）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

第六回裁判が、2012年8月8日午前、横浜地裁101法廷で開かれた。横浜地裁で一番容量が大きい法廷ときくが、席数を数えると横一行14席が6行で計84席。今回傍聴抽選に並んだのは、サポーター千人達成（この日で1030人）の力の現れか、先生から最賃裁判傍聴の宿題を与えられた中学生高校生の参加もあってか、計120人余り。それで30人近くが外れ。幸い、私は当りで傍聴できた。私と同じく海老名から参加の、国民救援会海老名支部長は外れてしまった—私のアピールでサポーターに加わって頂いた人だったので、残念残念。

今回裁判は、103人になった原告団からの7人目の陳述で始まった。10年前に離婚し、元夫からの送金はないまま、2人の子供を育て私大理工学部、専門学校にあげているシングルマザーの淡々としたしかし内容的には極めて重い陳述。時給900円で病院手伝いの月10—13万円の収入で生保受給せずでは自立した家族生活は営めず、年金生活の母親のところに転げこんでの寄食生活。子どもたちは年100万、150万円の奨学金を受けているが卒業時にはそれが膨大な借金になるという不安。優しかった母親とは電気を点けた、消し忘れたで言い争いになるなどギスギスした関係。

こうした貧困の家族への拡がりの訴えを聞いていた私は、生保基準の最賃との比較を彼我ともに単身世帯で行っている現在の状況を、我々の側はより発展させて少なくとも二人世帯基準での比較に進めなければと考えた。因みに、高等教育無償化、公共住宅あるいは家賃手当、児童手当などが日本と同じく不備か欠くかのアメリカでの運動状況を、私は04年ミネルヴァ書房刊の社会政策学会誌12号『社会政策学と賃金問題』86頁で次のように書いている—「CW運動が目指すのは、女性にも家族賃金をということで、シングルマザーが自己の賃金で子育てできることを要求している。ジュリア・ロバーツ演ずるエリン・プロコピッチが訴訟に負けても3人の子育てができる賃金を要求しているのである。女性職賃金が低いことを団交で主張してストをかけてとるとか、最賃引き上げで女性職賃金をあげる方がベターなCW運動というのがブルムの含意だ。ところが日本では最賃金額引き上げにはほとんど沈黙であり、高い家族賃金から安い個人賃金への改革が叫ばれる」（CW運動—コンパラティブ・ワース運動は女性職賃金を市場に拠る評価ではなくて、女性労働の価値を人が直接に評価することで引き上げようとする運動 エリン・プロコピッチ—2000年制作のアメリカ映画 法律事務所助手として働くシングルマザーの奮闘努力で公害裁判に最後に大勝利する話し ブルム—96年お茶の水書房訳書刊『フェミニズムと労働の間』の著者リンダ・ブルム）。

さて原告陳述に続いては、提出された原告準備書面（5）の田淵弁護士による要約口述であった。この準備書面（5）は「第一 最低賃金の大幅引き上げは社会的要請であること」（1—3頁）の総論と「第二 最低賃金の大幅引き上げは法的要請でもあること—最低賃金と生活保護とを比較する方法について—」（3—9頁）の詳論とから成る。後者は、かねてから神奈川労連が「5点のゴマカシ」として批判してきた国の生保—最賃比較方法の問題点を田淵弁護士が第一回裁判で陳述したことの延長で、今度はそれをより精確詳細に展開したものだ。そこに掲げられている「考慮すべき要素を正當に考慮した場合の計算方法」の結果数字が表のB列だ。

「被告国による神奈川県地域別最低賃金の決定には、その基礎とされた最低賃金と生活保護との乖離額という重要な事実に関して、重大な事実の誤認が存在する。…裁量権の範囲を逸脱した又はこれを濫用した違法な決定」と断じて終わる原告準備書面（5）に対して国側は、全21頁の被告準備書面（4）を提出している。例によってということか、口述は無かった。

		A：中賃＝国の主張		B：神奈川労連＝原告の主張	
生活保護基準平均月額		A	B	A ÷ B	A - B
生活扶助	第1類（個人 12-19才）	41,269	42,080	98.1%	▲811
	第2類（一人世帯）	42,593	43,480	98.0	▲887
	第2類（冬期加算）	1,263	1,287.5	98.1	▲24.5
	期末一次扶助	1,159	1,181.6	98.1	▲22.6
小計		86,284	87,979	98.1	▲1,695
住宅扶助		38,887	69,800	55.7	▲30,913
合計		125,171	157,779	79.3	▲32,608
公租公課分算入（係数A：/0.857 B /0.859）		146,057	183,677	79.5	▲37,620
勤労控除		—	31,240	0.0	▲31,240
α：生保基準総計		146,057円	214,917円	68.0	▲68,860
β：時間賃金算定に用いる月間労働時間		173.8	150	115.9	23.8
α ÷ β		841円	1,432円	58.7%	591円

この被告準備書面（4）の「はじめに」と「結語」に挟まれた本論は、「第2 法12条による改正決定につき、厚生労働大臣等に広範な裁量権が認められていること」（4-7頁）、「第3 本件不作為が神奈川県労働局長の裁量権の範囲を超え若しくはその濫用となるとは認められないこと」（7-21頁）の二つの部分から成る。うち前者は、前回あるいは前々回の裁判での国側の強引な言説—「07年改正最賃法9条3項の＜生活保護との整合性に配慮する＞の＜配慮＞は保護基準を上回る法的義務を課したのではない」を修正補強する次の論理を展開する。すなわち9条2項の「地域における労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支払い能力を考慮」を重用し、「かかる三要素は、そのうちのどれかに重点がおかれる、他の要件が二次に置かれるといった関係にあるものではなく」総合勘案すべきものと述べる（6頁）。直前の5頁の叙述では最賃法の第一義的目的は「労働条件の改善を図ること」と言いながら、すぐに生計費の位置を引きずり落としているのだ。そうした枠を設定して安心安全となったと思っただけか、生保と最賃との比較論を含む後者（第3）では、法9条3項で「地域別最低賃金が生活保護を下回らない水準になるよう配慮すべき」と規定した（法的に規定した？）と述べる。

生保最賃比較の技法として国が選択したのは、中央最低賃金審議会（中賃）での労働者側の主張（生計費を重視して生保水準に勤労経費を含むなど高い水準を主張）と使用者側の主張（支払能力を重視して生保は低い水準を主張）の対立を、後者の側に立ったとしか理解されない内容での公益側案で取りまとめた技法であった。公益委員は「最低限の生活水準とは、先ずは衣食住について考慮すべき」と称し（15頁）、9条3項に憲法25条の生存権規定を反映した「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」と明記されたのを完全に無視した。その技法による神奈川版計算結果が表のA列である。因みに、A B両者間格差で最大なのは「勤労控除」であるが、この項目について国側準備書面の「生活保護制度の概要」（10-12頁）説明で一言も触れていず、従って「勤労控除」をカウントしなかったことの正当性を説明することもなされていない。こうした「知らしむべからず」的裁量発揮は、封建国家のやり方だ！

他項目でのA Bの差異は、生活扶助（A平均値 B上限値）、住宅扶助（A実績平均値 B上限値）、労働時間（A法定理論値 B1800時間／年政策目標値）という違いに拠っている。近代国家行政の裁量は恣意的ではならず論理一貫性を保持すべきと考えるならば、Aは少なくとも、労働時間—平均値155、公租公課率—最低の沖縄ではなく中位県の値、を採るべきだった。（2012年8月16日）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（七）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

選挙で選出された代議員が、多数決で事を決めることだけが民主主義ではない。1960年安保闘争の高揚に「デモは暴力 議会に任せよ」と水をかけた在京新聞七社共同宣言（1960.6.17）は、反民主主義の行為であり、その仕掛けの先頭に立った朝日新聞に対しては、以降、触るのも見るのも不愉快という心情で私は来ている。街頭に出て国民住民が直接に意志表明（マニフェスタシオン—英語日本語でいう街頭デモ＝示威行進を表現する仏語）を行うのは民主主義の不可欠の要素なのだ。議会主義に添えて民主主義の実効性を確保すべき手段は、デモ以外にもいろいろある。三権分立もその一つだ。社会主義建設のために政権掌握した共産党が資本主義を復活させることで生産力発展を成し遂げようとしている現代中国では、コントロールしようとする資本主義が暴走して政権崩壊に至ることを警戒して近代民主主義の諸原理が制限されている。司法の独立の侵害あるいは行政の司法支配もその制限の一局面である。われわれはそれを批判するが、ヒトごとではないという気持ちを私は強く持つ。

日本国憲法九条違反の在日米軍と自衛隊＝日本軍を、司法は結局容認してきている。約20件の原発差し止め請求訴訟では、志賀原発2号機差し止め請求を容れた金沢地裁判決（2006年3月 井戸謙一裁判長）を例外として、全て請求棄却であった。高尾山中腹にトンネルを開ける圏央道工事の差し止め請求訴訟三件で「地裁、高裁、最高裁から言い渡された判決の数は合計で八つに及んだ。しかし『行政裁量』の壁が大きな壁となって、原告の請求を阻んだために、判決はいずれも原告の敗訴に終わった」（鈴木堯博「高尾山天狗裁判—「行政裁量」の壁との闘い」『世界』12年10月号）のである。こうした歴史からすれば、厚労省相手の行政訴訟で我々が勝つのは容易でない。しかしそれでも勝って経済民主主義の獲得陣地を広げねばならない。

戦後ほぼ一貫永続してきた保守＝右翼政権下での行政＝権力に対しては、大資本＝金力に対してと同じく、裁判官は弱い。権力金力の横暴な人権侵害が司法制度＝裁判所で救済されるには、日本国憲法の謳う論理を理性的にも感性的にも裁判官たちにアピールする法廷闘争、そして世論が圧倒的に裁判所を包囲する国民的大衆闘争が必要だ。わが神奈川最賃裁判でも、ことは当然同じである—と考えながら、10月15日、第七回裁判傍聴のため日本大通りの横浜地裁に向かった。抽選開始の11：10、用意された傍聴席が83席で、並んだ傍聴者が90名、遅刻で抽選権から外れた人を含めて100名近くが結集。幸い当選の私は傍聴83名の一人となった。

前回傍聴記に書いたように存在する傍聴席は84。なのに何故83？との疑念は、後日（10月18日）の最賃裁判サポーター会議で与えられた情報で「被告国側の要求で特別傍聴席1を用意したため」と一応わかった。しかし、その傍聴人はどういう人物だったのだろうか。原子力規制委員会の事務局＝規制庁に公安警備警察の幹部が配置され、また委員会の傍聴者監視のために麻布署公安警察が会場に入るという報道が既にあったので、厚労省も公安警察を呼んだのかと思いましたが、そうではなくて厚労省の幹部が担当の一線職員かが、いよいよ本番の闘い始まりと決めて傍聴したのだろう。

さて今回裁判の内容であるが、まずは恒例の原告陳述がなされた。今回陳述を行ったのは、「今年の春に高校を卒業したばかりの18歳」との自己紹介から始めて、緊張感一杯だがきちんと話し通した青年である。小学生時の親の離婚、母子世帯での母親の必死の勤労、水道停止にも至る苦しい家計、進学断念、懸命の高卒就職活動にもかかわらず正社員不採用の連続、最賃金額でのアルバイト就労継続の不安—と切々と続けて「裁判所には、どうか僕たちのような時給労働者の現状を理解していただき、最低賃金を引き上げてほしいです」と結んだ陳述であった。この陳述を、離婚率増加（結婚件数対比の離婚件数は戦後1970年までの約1割が2000年以降は4割近くとなる推移）、高卒就職難（春の就

職率は9割台だが、正社員採用とみなせる前年秋時点の内定率は07 - 09年で約5割、10 - 12年では約4割が近年状況)の一般情勢を念頭に置いて聴けば、この事例は特殊例ではなくて現代日本の典型例の一つなのだ。

この原告陳述に続いて、前回裁判に提出された「被告準備書面(4)」(以下 α と略称)を徹底批判する「原告準備書面(6)」(以下 β と略称)の田淵弁護士による要約口述が行われた。 α の最大特徴は、原告が「五つのインチキ」として批判する点について、積極的に正当性真理性を主張対論することがなく、中央最賃審議会公益委員の見解がそのまま採用された経緯が、ただ述べられているのみだということである。その経緯が如何におかしなものかは、 β が α における国の主張の概要として紹介する以下の一文が明示している。—「このように最低賃金と生活保護とを比較する計算方法について、(労使の)主張が一致を見ることは無かったことから、公益委員は法9条3項の趣旨目的と労使双方の主張を勘案して(勤労者控除を含めないなど)すなわち、使用者側の主張に沿う形で計算方法を決定した」。労使双方の主張を勘案して使用者側の主張の計算方法を採用した!! 使用者意見がつまり公益?! β の α 概要の仕方が悪いのではない、 α にはそう書いてあるのだ。原告弁護団の痛烈な皮肉が感ぜられる。裁判官は平然と読み流すのだろうか。

生活保護法(1950年)が憲法25条理念を明示して「最低限度の生活を保障する」と規定してきたのに比して、業者間協定=賃金買い手カルテルを最賃制とする「ニセ最賃」として出立したわが最賃法(1959年)は、9条3項「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護との整合性に配慮する」の新設挿入(08年7月施行)によって漸く憲法25条と明示的にリンクすることになった。なのに、 α によれば前回裁判傍聴記で私が紹介したように「最低限の生活水準とは、まずは衣食住について考慮すべき」として「健康で文化的」要素を排除した使用者側計算方法を採用したのである。これでどうして「公益委員が法9条3項を勘案した」ことになるのか?!

私の考えでは、最賃金額決定に考慮すべき要因として「地域の労働者の生計費及び賃金ならびに通常の事業の賃金支払能力」を並列して挙げる改正法9条2項は、59年ニセ最賃法の3条を継承するもので、間違っており削除すべきものだ。しかし、立法が間違っているでは法廷では通用しないだろう。 β は、9条3項に基づいて、健康で文化的な生活限度をきちんと計測したうえで、その即時実現を制約する条件を具体的に検討せよと主張している。事業支払能力を「行政裁量」で恣意的に考慮するのは不当だとの主張である。そういう法解釈は正当だ。

原告被告弁護士間に、法廷現場での鋭い応酬が無く経過してきたこの裁判で、今回注目されたのは、原告弁護団田淵さん口述の始めの前と終りの後に被告弁護士から「準備書面に書いていないことをしゃべるな」「反論するが提示された論点以外になお今後提起されることがあるのか」との不可解な発言があったことだ。この発言は、田淵さんから「今の段階ではこれら限りだ」と至極当然の応答があって収められたが、何を目的としたものか。今回裁判の最後、次回裁判日程(13年1月21日)を決定する裁判官訴訟指揮の経過で、国=被告側が<最賃法9条2項・3項の解釈、最賃金額の計算方法・決定プロセスについて本格的反論をしたいので二ヶ月余裕をくれ>と述べたことからすれば、その反論執筆担当者が技術的に原告主張を限定したい気持からの発言だったのか。(2012年11月7日)(追補:11月に入って神奈川労連計算の「正しい」生保基準—地域最賃比較2012年版を入手した。厚労省計算では、生保より最賃が低いのは6道府県だが、神奈川労連計算では47全都道府県が生保以下の最賃で、うち24が500円台のギャップ、残り23も400円台の大差だ。)

神奈川最賃千円裁判傍聴記（八）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2011年9月に始まった神奈川最賃千円裁判が足掛け3年目に入った。第8回裁判の1月21日、神奈川労連が組んだ行動は①10：30～11：00 裁判所前宣伝行動 ②11：00～ 傍聴抽選待機 ③11：30～ 裁判傍聴 ④12：10～12：45 アピール行動デモ行進、以上であり、私は②③④に参加した（④は翌22日の赤旗4面で報道 掲載写真のデモ最前列に私も写っている）。今回は抽選無し。しかし傍聴席は満員、原告弁護団席の約30人と合わせ、百人規模の春闘昼休みデモが、裁判所発、みなと大通り、日本大通り経由、県庁着で行われた。デモ前後の報告集会で、北海道、静岡、東京の労組幹部の発言あるいは紹介があり、神奈川発の運動が全国的に広がる気運を感じた。

さて、裁判はまず原告Eさん（25歳女性）の意見陳述。一人暮らしを法律事務所時給1100円と焼肉屋900円のダブルワークで支えている。20万円を割る月収で、家賃6万円、奨学金返済2万円の大きい支出（国民年金保険料1.5万円は支払えず）。友人結婚式などはすべて不参加、食費、衣服費ギリギリの生活を具体的に陳述、「私のような生活をしている若者は、たくさんいます。自立して人並みの健康で文化的な生活をできるように、最低賃金の引き上げを実現して、若者の賃金の底上げがされることを願っています」と結んだ。

「最低限の生活水準とは先ずは衣食住について考慮すべき」だとして、我々が五つのインチキを含むと批判する最賃生保比較技法を選択した中賃公益委員の立場からすれば「家族や友人とのつきあいにお金や時間をかけたい」と願う林さんの気持は容れられない。しかし社会の中で生きたいと表明する林陳述は「健康で文化的な最低生活ができるよう」との憲法25条リンクの文言を漸く入れた07年最賃法改正の趣旨の実現を願うものに他ならない。この陳述に傍聴席から当然熱烈拍手。佐村裁判長が例によって制止するが、声は力無かった。

裁判はこの後、被告「準備書面（5）」 α の提出確認（例によって口頭説明無し 特に口頭で陳述しなくても 裁判所はきいてくれると奢っているのか??）と、それに対する原告「求釈明申立書」 β の田淵弁護士による口頭説明、 β に対する被告の回答期限設定（3月8日）、次回裁判日設定（4月22日）の手順を経て閉廷。全体で20分足らずで終わった。

書面のやりとりが主体のこの裁判の状況は「傍聴記」では報告しきれない。提出される書面を読んでコメントすることが必要だ。A4判35頁の α は「最賃法9条解釈、最賃金額決定方法プロセスについての本格的反論」として二ヶ月かけて昨年12月28日にできた文書だ。その内容根幹は次の3点と読んだ。

第一：金額決定で法が挙げる三要素（生活費、賃金、支払能力）をどう配慮すべきかは「高度の政策的裁量的判断に委ねられて」おり最賃が生保基準以下でも法的義務違反にはならず、また最賃一生保の整合性の「配慮をすとしても」「具体的にいかなる比較方法を採用するか」も「裁量に委ねられている」との主張。

第二：「公益的見地を加味した労使間の利益調整の結果に基づいて定められることによって妥当性および公正性が備わっている」審議会方式では、審議会の意見を最大限尊重せねばならず、法は国が独自に「審議会の意見とは異なる決定をすることを許容していない」との主張。神奈川最賃審議会の答申849円を斥けて1000円に改訂決定するなどとんでもないというわけだ。

第三：賃金決定への国家介入の意義を「そもそも賃金は労働市場における労使間で決定されるもので、地域別最低賃金も労働市場における賃金水準からみて不当な賃金の切下げを防止する趣旨で設定されるもの」との脈絡で捉える主張。

しかしである。近代国家の行政「裁量」は、古代国家中世国家の無限定的一方的「恣意」とは違うはずで、まずは「裁量」の根拠が国民に説明されねばならない。「知らしむべからず抛らしむべし」ではダメなのだ。β（A 4判 4頁）が、審議会＝厚労省の「支払能力」を重視した生保最賃比較技法の問題5点の正当である根拠を問うのは、そういう重い史的意義がある。さらに、抛りどころの正当性は一つの論理で貫徹せねばならず、その場その場で都合の良い論理を裁量選択することは許されない。一方で約7割の対象が設定基準を上回って外れてしまう生活扶助人口加重平均値あるいは住宅扶助実績値保護世帯数加重平均値を使いながら（下掲註参照）、月間労働時間では実態平均値を使わないなどの勝手な「裁量」は行ってはならない。

審議会についてはその委員構成が大問題だ。かつて公害審議会委員が被害者＝住民を全く排除し、加害者＝企業の代表のみで構成されていたことが批判されねばならないと同じく、全労連系の労組から全国で一名も労働者委員に任命されてないことが、底辺労働市場の相場の上で呻吟している労働者を代表するような人選になってないとして、批判されねばならないだろう。公益委員の半数は各潮流の労組の推薦によるなどの改革も必要である。

労働者の生計費を考慮するために「健康で文化的な生活水準を維持することができる」はずの（生活保護法3条）生保基準との比較を行うのに、「衣食住だけ」でよいとする意見に異論を立てるような公益委員が必要である。

労働市場賃金の考慮をどう行うかの「そもそも」論がαでは間違っている。労使間の自由な取引では深刻な社会経済問題が発生するから国家介入が必要となる。日本の労働市場階層構造のもとでは底辺市場の相場自体が問題で、その相場を押し上げるために国家の社会政策的介入が必要なのである。この裁判毎回の原告陳述で示される時間800円とか900円台の相場自体が1000円以上に成るように改革されねばならないのであって、現存の相場からの「不当な切下げ」だけが改革されねばならぬのではない。さらにまた、民間大企業本雇い労働者典型の市場賃金との比較で底辺市場賃金が是正さるべきなのだ。

（註）

2011年（天皇歴平成23年）における神奈川最賃改訂決定時の計算値（被告準備書面（4））。加重平均値以上の部分が、生活扶助では65.8%、住宅扶助では71.0%。加重平均値基準では当該地域の生活保護基準を過半が下回ってしまっている！！

生活扶助			住宅扶助		
級地	人口構成比%	基準金額・円	地域	保護世帯数構成比%	実績値・円
1-1	65.8	87,980	横浜市	48.9	41,419.5
1-2	27.1	84,027	川崎市	22.1	42,049.8
2-1	6.3	80,056	横須賀市	3.6	26,572.9
3-1	0.7	72,134	相模原市	5.8	32,206.8
加重平均値		86,284	その他神奈川県	19.6	33,219.2
			加重平均値		38,887

神奈川最賃千円裁判傍聴記（九）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

第一回裁判の2011年9月26日（月）から足掛け一年八ヶ月になる2013年4月22日（月）の13：30～13：55、第九回の裁判が開かれた。関連の参加行動を含め以下に報告する。

〔事前行動〕

今回は「全国一律最賃制の実現／時給1000円以上に 全労連」の幟を先頭にしたデモが特に組まれ、イチョウ並木の新緑が深緑に変わりつつある日本大通り近辺に昼休みで出てきた人々にアピールしながら行進した。恒例の裁判所前の集会では、神奈川労連水谷議長、神奈川労連福田副議長両ベテランのスピーチに続いて、原告3名（女性2名）が訥々と切実に裁判に勝ちたいとの意を表明、特に高齢銀髪男性の原告が特にこの数年頑張っても生活がどうしようもなく苦しい状況になっていると訴えたことが心に刻まれた。

〔法廷〕

傍聴席84に対して抽選列に並んだ人々は83名。外れ無しだが、抽選締め切りに間に合わなかった人々数名があぶれる。裁判官入廷で、女性陪席判事が男性に代わっていることに気づく。新年度で陪席判事が二人とも交代と後の報告集会で聞かすが、これまでの八回の原告の陳述—今日の日本で日常的な大量の現象ではあるが毎度泣ける庶民の労働生活の実態陳述がきちんと継承されているのか、改めて不安になる。

裁判長一佐村裕之は変わらない。最初にボソボソと何か両側の弁護士に彼が尋ねる。被告側が3月11日に提出した「準備書面（6）」（以下 α と略称）、原告側が4月22日に提出した「準備書面（7）」（略称 β ）について「口頭陳述をしますか」と尋ね、例によって被告側は〈しない〉、原告側は〈する〉との応答。

裁判の建前は口頭陳述だが実際の殆どは陳述無しであり、「準備書面」裁判提出で陳述がなされたとされる。だからこの最初の問答の瞬間に α β に書かれたことが、裁判上で有効な主張となる。傍聴者の大部分は、 α β を抽選列に並んだ折に労連事務局より配布されて手にする。パラっとでも眺めていればよい方で消化はされていない。田淵弁護士担当の原告側の概略陳述は傍聴するわけだが、被告側の主張の内容はまったく未消化のまま裁判傍聴を終わらざるを得ないのである。

さて、その冒頭問答に続き、また田淵弁護士の陳述に先立って、36歳の青年Sさんが原告陳述を行った。中卒後、蕎麦屋、運送ドライバーを経て、大手ファーストフード店にこの15年働いて現在に至っている。いずれも雇用形態はアルバイト。現職は、厨房高熱労働—冷凍室寒冷労働の交替、それに24時間営業へのシフト対応で極めてハードな労働。しかし、時給はこの7年、860円のまま。会社の要員・シフト管理の規制下で、週5日×7時間しか働けず、月収13～14万円しか稼得できていない（860円と月152時間就業で13万円余と計算される）。他方、支出面では三つの病気が重なって月々の医療費支払が1万3～4千円。健保加入という非正規労働ではラッキーな条件のもとでもこの支出である。他方、通勤費支給は無く、ガソリン代・保険料で月1万3千円は自己負担。そんな次第で「結婚したい」「実家を離れて独立したい」との願望は満たせない。陳述の最後の言葉は「裁判所にもできるだけ私たちが置かれている現実を知ってほしい、私たちの気持ちに共感してほしい」であった。

高い壇上の裁判官たちが、Sさんの発言を、被告「準備書面（6）」における月173.8時間の計算で「格別不合理な点があったとは認められない」の叙述や、原告被告間の生保基準との比較技法の争いでは生保における医療扶助や通勤費はそもそも全く捨象されていることまで想起して聴いていたかどうか。

次回裁判日程は、6月26日10:00～と決定。被告国側が、国の裁量権の問題についての β の主張への反論を6月14日までに「準備書面(7)」としてまとめ、それが裁判で有効になる次回法廷である。 α は、国の大幅な裁量権を主張し、そのうえで生保基準の賃金換算現行計算式の正当性を主張する二段の形になっていて、 β はそのそれぞれに反論した。 β 反論への被告の再反論は、国の裁量権の問題に限り、計算式の問題は「反論しない」とのことであった。神奈川労連裁判事務局はこの点、国が「白旗をあげる」と断じているが(「最賃裁判ニュース 14号」)、ボロが見え見えの現行計算式擁護の論述をするよりも、国に大幅な裁量権があり従ってどういう計算式を使おうが勝手(α の表現—「比較方法の一部に当不当が問題となり得る部分があるからといって…生活保護の水準への配慮がなかったとはいうことはできない」との論陣を張ろうとしていると私には思われる。

[報告集会]

横浜合同法律事務所での恒例の報告集会では、陳述原告と彼の準備支援を行った女性弁護士、事前集会でマイクを握った3人の原告が、まず挨拶。ついで、田淵弁護士が法廷での口頭陳述簡約版を述べる。私も幾つか質問する形で発言した。その一つは、 β で1992年伊方原発最高裁判決(伊方原発にGoを与えたものだが…)に「専門的な委員会が決定した判断基準についても、その合理性について司法審査は及ぶ」との判例があると叙述されていることを意識しつつ、<行政を水俣病認定で敗訴させた4月17日の最高裁判決の論理は我々のこの裁判でも使える?>との質問だった。またフロアからは、声が小さく内容も分かりづらいとのきつい田淵批判が出され緊張したが、自分たちも学習せねばとの結論の発言だったので聞いてまあホッとした。

[被告準備書面 α への評注]

耳で傍聴したのではないが、 α を読んで<そんなあ?!>と反発した論点をいくつか書いておこう。

1) 裁量権と法治主義 被告は行政の裁量権を強く主張し続ける。その程度は、同じ段落の中で(α 第2-3(2)ア)改訂最賃法9条3項は最賃が生保基準を「下回らないように配慮しなければならない旨定めている」が、しかし最賃金額から公租公課控除後の金額が生保「受給額を下回らないよう配慮すべきことが要求されているわけではない」との言説展開を行っている如くだ。それなら最低の沖縄県公租公課率適用だってしなくてもよかったということになる。比較技法の「当・不当の問題にすぎない」と述べて、著しく不当不合理な技法を選択することが許されるとするのだ。近年の護憲運動の高まりの中で広く知られるようになった法治国家概念を想起しよう。古代国家や中世国家と違って近代国家は為政者の恣意的裁量で権力行使を行ってはならず、憲法に基礎づけられた統一的客観的合理的ルールで施政するのが近代国家なのだ。傍聴記(六)でも書いたように、生活扶助、住宅扶助では平均値を用い、月労働時間、公租公課率では、限界値を用いるといった恣意的裁量は許されない。

2) 全ての労働者? α は「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって」生保基準と同様生活費となることを法は要求していないとも述べる。しかし原告もそうしたことは要求していない! 子供を抱えるなど非単身労働者については最賃のみでの生活は出来ないと断念している。しかしせめて働く労働者本人だけはフル稼働できれば生保基準での生活ができるようにとのつつましい要求なのである。逆に被告は、生活扶助、住宅扶助の比較金額に平均値を用いることで、前者では65%、後者では71%の人々が単身生保基準以下最賃になる道を歩んでいる。せめて50%の人が救済されるように中位値をとったら、比較基準とすべき生活扶助は87,980円、住宅扶助は41,420円、あわせてプラス4,229円となり、8割の人を救済すべき金額を同様算出すればプラス4,854円となった。その程度の合理性は採るべきだった。

3) 使用者意見=公益? 国の「5つのインチキ」は、統一ルールによらずその件その件であるいは平均値、あるいは限界値を使って、比較基準値を低く算定するインチキを含む。しかし、こうした操作による基準値引き下げは金額的には大きくはない。原告=労連側と被告=国側との計算で差が大きいのは、住宅扶助の上限値(特別基準額)と実績値加重平均との違い、勤労控除一部参入と全件不算入との違いに因っている。これらを含め全ての国のインチキは、中賃審議会での使用者意見→公益意見→審議会意見→行政職権行使の形で行われている。aに叙述がある限りで審議会労使委員の意見の採用のされ方を示すと、①月労働時間=法定基準: 労不採用・使採用 ②公租公課負担率=最低沖縄基準: 労不採用 ③勤労控除=不算入: 労不採用 ④生活扶助=給地別平均値: 労不採用・使採用 ⑤住宅扶助=給地別平均値: 使採用 と言う具合だ。審議会議事録など証拠として提出されている文書をみれば、aで触れていない②③での使の意見が採用意見であることが分かったのであろう、βは「5つの点全てにおいて、公益委員は、結論として使用者意見の主張を採用している」と述べ、aの「公益委員見解は…労働者委員の主張を一方向的に斥け、専ら使用者委員の主張のみを採用したものである」との主張を正当に批判している。三者構成の審議会意見を十分に尊重しているから、行政の職権行使は正当だとの主張はaの軸の一つであるが、その内実は全く不公正・非中立である。

4) 生保受給=不就労原則? ところで行政が上記のように尊重する使用者意見がデタラメの極であることを示すのが、月労働時間の計算で「生活保護は就労できない者を支給対象とするものであることからすれば、実労働時間を用いることは適当ではない」と主張していたことだ(a第2-2(2)ウ)。就労した場合の賃金収入が生保基準の生活費を上回ることが常態ならば、このような主張は成り立つ。しかし、高度成長期に就労世帯の生保受給が減少した傾向は近年のワーキングプア増大によって逆転している。「平成21年被保護者全国一斉調査」によれば生保受給122万余世帯のうち12.1%=15万弱が就労世帯だ。

この就労世帯では、勤労収入から所定の勤労控除額を差し引いて、それが生保基準未満だったならば生保受給が可能となる。この控除制度は、1959年度に勤労に必要な経費を控除する趣旨で導入された。そして、経費控除を認めなければ、就労しないで生保受給した方が生活費をより多く獲得できるというモラルハザードを惹起する因果を考慮して、就労自立助長の機能が後に言われるようになったものである。最賃と生保基準比較では当然に就労生保受給世帯がモデルにならねばならず、勤労控除算入は全く当然必要だ。しかし、生保世帯は不就労との使用者のいいかげんな認識が原点にあるためか、国は勤労控除不算入の立場をとる。なお、勤労控除には①基礎控除②特別控除(年勤労収入の1割)③新規就労控除④未成年者控除⑤通勤費・社会保険料実費があり、国の「5つのインチキ」に対抗する神奈川労連の是正要求では①しか対置されていない。②と通勤費(⑤)も考慮すれば、国のインチキ性は一層に浮き彫りされると私は考えている。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2013年6月26日（水）10：00～10：20に第十回裁判があった。それ以降、この裁判闘争に関係深い事象として、7月2日—今年度最賃金額改訂のための中央最賃審議会初会合、21日参院選での自民圧勝—自公参院絶対多数獲得、22日中賃目安に関する小委員会第2回会合—生活保護（本裁判でわれわれがインチキと指摘する手法に基づく数値）と最低賃金比較資料配布—「赤旗」を含め各紙「当局発表」報道、これらがあった。

衆参両院での与党絶対多数確保によって、これから3年はアベノミクスの第三の矢＝成長戦略の柱の一つである労働規制緩和諸策が次々と放たれる装置ができてしまった。6月14日に閣議決定をした文書「日本再興戦略」は、「20年以上続いた経済の低迷は」と、小泉竹中時代の経済政策失敗の事実から叙述を始めながら、2008年秋「リーマンショック以降の急激な雇用情勢の悪化に対応するために拡大した雇用維持型の政策を・・労働移動支援型の政策に大胆に改める」と述べ、雇用政策については何と小泉竹中時代の新自由主義路線に戻ることを宣言したのである。

新自由主義学説で労働市場規制だとして目の敵にされる最賃制については、やや別の流れになっている。日本維新の会が、昨年末の衆院選公約に一旦掲げた「最賃制廃止」を引っ込めざるを得なかった状況をわれわれは作っているわけだが、その状況に規定されて「日本再興戦略」では「今後の経済運営を見据え、最低賃金の引き上げに努める」と書かれているのである。2日の中賃における厚労省大臣冒頭挨拶でも大幅引き上げを要請すると述べる異例の風景があった。その大臣の諮問言辞通りに大幅引き上げがなされ、神奈川最賃1000円が実現するなら結構至極だが、そう事が運ぶためには、われわれの裁判闘争を含む最賃闘争が一層広がり高まる必要がある。

さて、第十回裁判報告である。裁判は、追加提訴の原告21名が加わった123名の原告団という新陣容で行われた。傍聴希望は約百名、私は抽選アタリの84名に入って傍聴した。恒例の原告陳述は、49歳の女性。8年前に離婚、子供二人を育てるために、最初はスナックやパブのホステスの肉体的にも精神的にも負担の重い労働に従事—時給1600から2000円で月収18～20万円。てんかんの持病に、水商売の飲酒による肝臓悪化で、弁当屋に転職する。時給が当初850円、4年半で漸く950円、月収14～16万円。だが突然の雇い止めで、時給850円の現職＝近所のコンビニに転職。健康不調で週3～4日、一日4～5時間しか就労できず、月収7～8万円。「長く働けばそれだけ作業スピードや能率が上がっていきます。それにつれて新しい業務を命じられますが、結局実質的な賃金は下げられていきます」と懸命に働いても報われない非正規労働者の生活実態、今回もその一典型が述べられた。

裁判のもう一つの柱は、6月26日付け被告準備書面（6）提出の確認と、それへの原告反論骨子の田淵弁護士による陳述であった。被告準備書面（6）は、原告側が最高裁伊方原発訴訟判決で原子力発電所安全基準の判断が司法審査の対象になったことに依拠せよと主張したのに対して、最賃と生活保護基準の比較計算方法は行政の高度の裁量に委ねられているもので、司法審査の対象にならない、つまり違法かどうかの問題は生じないと反論しているものだ。「当・不当の問題を生じることはあっても、違法の問題は生じない」との被告の言い分は、行政がどんなに不当な行為を行っても、司法はそれを是正できないとの行政優位司法劣位の法学説としか私には思えない。次回11回裁判までに提出される原告準備書面（8）での詳細的確な反論に期待したい。（2013年8月1日）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十一）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2013年9月18日午前の神奈川最賃裁判第11回。この日の原告側の行動は、この頃のパターンで①9：15～前段行動：裁判所前での宣伝行動集会 ②裁判参加 ③後段行動：日本大通り近傍デモ&報告集会、正午近く解散—これらを百人余の結集で行なった。傍聴参加は、9：40の抽選時点では定員84人以内で抽選無しの経過だったが、その後駆けつけた人で結局91人になり、傍聴席は満席だった。

私の要請でサポーターになって頂いた全国20人近くの友人の一人＝牧野富夫さんも参加した。原告五十名ジャスト、サポーター三百余名で始められたこの裁判は、原告百名、サポーター千名をそれぞれ越す発展を獲得してきた。しかし「原子力ムラ」要人33名に対して一万5千名近くの告訴・告発人が組織され（私も参加）闘われている福島原発告訴団の運動（先月の東京地検の不起訴決定に対して検察調査会申し立ての段階）が国民的規模にまで発展したと言えるのに、我が裁判闘争は未だ未だだ。本稿読者が一層の支援に加わって下さることを期待しつつ、傍聴記を書き続ける。

①前段行動

ユーコープ労組の安部さんと北海道労連の出口さんがスピーチ。安部さんは毎年神奈川労連推薦で神奈川最賃審議会委員に立候補するが、今年もハネられた人だ。全労連系からの委員の選任は、地方労働委員会については突破口が開かれ、全国的に多少はなされるようになり、神奈川労連の水谷議長も県労委委員として大活躍なのだが、最賃審議会は委員を全労連系からは選出しないという不当な国策がなお貫徹している。われわれの裁判の過程で、被告は、公労使三者の意見を十分に組み上げて民主的に最賃金額を決定している旨の叙述を「準備書面」で折々行っているが、「労」は連合系からしか選ばれず、「公」も科学的に公正な主張を断乎貫こうとするような人士は殆ど選ばれない不当不公正な委員構成になっているのだ—といったことを想起しながら挨拶を聴く。

出口さんは、神奈川労連に続いて裁判を起こしそうな地方労連の一つ＝北海道労連の事務局長。困難はあるが、神奈川に学んで神奈川に続けるように頑張りたいとの挨拶。

②裁判参加

②-1 口頭陳述：原告側が努力して恒例にしている「原告陳述」の今回は、予定していた人が勤務の都合でダメになり急遽ピンチヒッターに立った33歳の女性である。「このままではママ殺されちゃうよ」との小4・長女の言で、浪費癖と家庭内暴力の夫と別離を決意、現在、離婚調停中。子供5人を抱え、900円/時×4時/日×5日/週=18,000円/週（月収約8万）の賃金収入での苦しい生活を陳述した。「自分が5人を養っていく立場になって初めて、このような低い時給、最低賃金では生活していくことができないことに気付きました。裁判所におかれましては、私たちの生活実態を見て、最低賃金を引き上げる判断をしてほしいと思います」が彼女の堂々たる陳述の結びである。因みに、今回陳述原告の事例で社会保障給付を計算すると約10万円/月となる（児童手当6.5万円、母子手当4万円余）。賃金と併せ18万円の月収では6人家族が自立して暮らすことは到底できない。

彼女の陳述によって、私は今までの原告陳述とも重なる以下のような重要論点を考えさせられた。その第一は、総評の賃金綱領草案（1952年）における「全国一律8千円」の法定最賃制確立提起以来、日本で展開されてきた最賃制闘争の目標が単身者賃金で設定されてきていることを発展させなくてはならないとの思いが高まったことだ。「全国一律最賃」要求闘争で理念として大きく想われていたの

は、フランス現行最賃SMICの前身SMIGであった。その設定根拠となったのは単身者生活費だ。フランスは児童手当などの社会保障給付が日本に比べて充実しているからそれでよいのだろう。しかし、児童手当の存在しないアメリカでの最賃論議では、子どもを養える世帯＝家族賃金が問題になっている。働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実にあつて、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯＝家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第だ。せめて子供一人分の生活費を上乗せすべきだ。夫婦二人就労で子ども二人が養育できなければ、日本民族は人口論的に滅亡する。幼時から三人以上の集団での社会生活的陶冶の訓練を日常生活で行う場としての子ども三人以上の家族がかなりの程度存在することが、国民の品性資質に意識的共同性社会性が備わるためにごく有用な条件となるとの私の持論からすると、日本国の人口論的滅亡の途は、絶対に歩んではならない途なのだ。

因みに後述の原告準備書面（8）で引用されている日本批准の最賃関連国際条約（ILO 131号条約、国際社会権規約）は「労働者及びその家族の必要」の充足を最賃金額決定に当たって考慮すべしとしている。

論点第二。パート的労働では収入拡大のために労働時間延長を希望しても、その実現が容易でない現実なのに、被告＝国側は月労働時間労基法上限値の173.8時間でよしとしている。今回陳述の原告の場合、二ヶ月前に一日3時間の契約を「会社に頼み込み」4時間にしてもらうことができた。それでも月86.7時間で、国の基準値＝173.8時間の半分だ。

論点第三は、憲法25条の理念に基づくと明記される生活保護法とリンクするのみならず、「健康で文化的な最低限度の生活」保障を文言的にも書きこんだ改正最賃法9条3項に関わる。被告準備書面（4）では、生保基準計算方法において中賃公益委員が「最低限の生活水準とは、先ずは衣食住について考慮すべき」とする判断、法9条3項の規定に明示的に反する公益判断が、平然と引用紹介されている。

ところで毎回の原告陳述では、交際付き合いの費用が支出できず、社会的排除状態におかれていることが訴えられたことが多かった。今回原告陳述ではそれが、子どもにも及んでいることが示された。息子二人が各・月2,500円を払って通うサッカークラブに加えて「長男は本当にサッカーが好きで、他の子たちと同じように平日のスクールに通いたい」のだが、「さらに月8,000円の月謝を払う余裕はありません」ということや、フラダンス教室に週一回通うのを「いつも楽しみにしていた」娘二人に対し、大変な状況を説明して教室を休ませていることなどである。

②－2書面やりとり：A4×26頁の原告準備書面（8）及びA4×9頁の被告準備書面（8）それぞれの提出が確認され、前者については田淵弁護士から概要の口頭陳述が為され、後者は書面提出のみとの例のパターンで経過したが、後者については大川弁護士からの鋭い質問がなされ、被告側弁護士は、もごもご言って明解に回答はせずのこの裁判では珍しい口頭やりとりが行われた。

まず被告国の主張への総括的反論となっている原告準備書面（8）を読んで、私が重要と受け止めた主張を紹介する。

第一には、国が「通常の事業の賃金支払能力」を過大に重視して、生保―最賃比較計算方法を歪めているのみならず、その不当な計算方法に基づく逆転額の解消さえ5年も先送りにしてきたとの指摘が為される。最賃法1条が定める法の目的（「労働条件の改善」「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」）に照らせば、9条2項が最賃金額決定に際して考慮すべきとして挙げる「労働者の生計費」「賃金」「支払能力」のうち「生計費」こそを第一義的に考慮すべきだったのに、そうしなかったとの批判である。

私が付加的に言うことを許されるなら、少なくとも生保―最賃比較計算の局面では「支払能力」を一切考慮せず、憲法25条の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を国が行政上確保している建前になっている生保基準を全労働者が享受できることを実現する立場が堅持されねばならなかったと言

いたい。それで計算された逆転額の解消を即時にやるのか何年か掛けてやるのかの判断局面で「支払能力」を考慮するとの手順にすべきだった。。

なお原告準備書面（８）では、関連して、最賃ILO条約でも、各国最賃制度においても「賃金支払能力」を最賃金額決定基準に挙げていないことも指摘している。「賃金支払能力」をも考慮して最賃を決定すべしというのは日本特殊の状況なのだ。この点についても、私が追加的に述べるならば、この「支払能力」規定は業者間協定（労働市場買い手カルテル）を最賃制の基礎とおく59年制定の最賃法以来のもので、そのニセ最賃制の内容に相応しいものであった。最賃制度運営への労資対等の参加を謳うILO26号条約違反の59年法を、当時の政府は公労使三者構成の審議会で審議するので問題ないと強弁していた。それなら、労働市場売り手カルテル、つまり労組が自主的に組合規約で決める賃金（ユニオン・ルール）も並行して最賃制の基礎とせねば、労資対等ではない。結局、政府は59年法ではILO26号条約を批准できず、最賃制が無い国との国際的批判を受け続けた。また全国一律最賃制実現が春闘ストにおける統一要求に掲げられることにもなり、68年法改正が実現した。それで現行の審議会方式に移行したのである。その改正の際に「支払能力規定」も削除すべきであった。削除しなかったのは、立法の欠陥だ。できるだけ「支払能力規定」を後景に遠ざける法解釈が為されねばならぬ所以である。

原告準備書面（８）の重要点第二は、それが次の主張を行っている点である。－「公益委員が、最低賃金と生活保護とを比較する方法を決定するに際して、使用者委員の意見に全面的に与して、計算方法に関する労働者委員の意見を一つも採用することなく、現在用いられている計算方法を決定したことは、本来、中立であるはずの公益委員が中立性を放棄したに等しい」。

この主張叙述についても私の追加的コメントを書いておく。裁判の過程で、どう決めようが国の裁量権の範囲だとの立場から、被告国は計算方法の正当性公正性を内容的に積極主張することを一切していない。叙述されているのは、最賃審議会でどう審議されてことが決まったかの経過説明のみだ。そしてその審議会審議は、労使が対立する点すべてで使用者意見を採用して審議会意見としているのである。原告側が「すべての労働者」を救済する視点から上限値をとることで一貫しようとしているのに、公益委員は、生保は働いていない人対象の制度だからとして、勤労しても生保受給となる人の場合に長年適用されてきた制度＝「勤労控除」を認めないという法外な使用者委員意見を取り入れ、また、生活扶助基準、住宅扶助基準では対象集団の7割が適用外となってしまう平均値を採用せよとの使用者意見を採用し、対象集団の5割が適用されることになる中位数を採れといった中立的提案もしなかった。

重要点第三は、賃金の「今日的な問題」提起である。曰く、1997年以降「他の先進資本主義国が一貫して給与水準が向上しているのに比べ、わが国だけが給与水準の下落に苦しむという極めて特徴的な現象が生じている」2002年～2008年の景気拡大期にも「労働者が給与の下落に苦しむ一方」だった。「長期の経済成長を謳歌したにもかかわらず、その果実が企業の内部留保→株主への配当ばかりに充てられ、労働者の賃金が改善されなかった」「今こそ」「被告には、最低賃金の大幅な改善が求められている」！！！！

私の認識では、組合ほぼ未組織あるいは極少数状態であった戦前期を含め、好況期に賃金が低下したのは、日本資本主義史上初めてだ。そして、それは1975年以来の「日本型所得政策」＝国家権力に拠らず労使自治の範囲でのつまり組合協力体制での賃金凍結政策の超貫徹なのである。組合の団体交渉に拠る問題解決が困難なこの状況では、国家権力に拠る社会政策の出動が期待される。原告準備書面（８）は、そのことを書いてると私は理解した。

さて被告準備書面（８）に移ろう。これは「本案前の主張について補充して主張する」から始まり「第1 原告らは本件訴えの原告適格性を有しないこと」「第2 『重大な損害を生ずるおそれ』がないこと」の叙述展開を経て、「本件訴えは不適法であり、速やかに却下されるべき」で結ばれる書面である。つまり裁判の第1回から第3回までの期間に争われ、2012年2月に被告がその点での中間判決

は求めないとの意思を裁判所に伝えて一応棚上げにした問題を蒸し返して「訴訟の対象となる行政処分には当たらない」「原告主張の原告適格を基礎づける法的利益は抽象的かつ不明確で特定個人の個別的利益としての実質を有していない」などを主張するものだ。裁判が本論に入った以降、国の大幅な裁量権があり不当ではあれ適法との不遜な主張を重ねる被告が、改めて最終判決で本論に触れるまでも無く門前払いで原告敗訴に導こうとして行った営為か。

この準備書面に対して法廷で大川弁護士が「最賃法違反の使用者は刑事罰で罰せられるがそれでも処分性が無く訴訟の対象にならないとの主張か」との質問を行なった。が、対する被告弁護士の言は傍聴席では全く聞き取れなかった。次回裁判（11月27日午後）以降、この裁判入口問題での議論が文書あるいは口頭で再び交わされることになる際に、理解を深めたい。

③後段行動

裁判後の横浜地裁周辺デモの写真が、左翼マスコミ＝しんぶん赤旗の20日付けの報道「子の成長にも収入で格差が… 最賃裁判口頭弁論 5子の母訴え」で北海道から沖縄にまで伝えられた。デモ最前列に神奈川労連水谷議長に並んで、畏友・牧野富夫兄、小越洋之助兄が、横断幕を掴んで歩んでいる。帽子をかぶった私は2列目、水谷議長の後ろに田淵弁護士と並んでいる。

デモ終了後の報告集会（於：横浜合同法律事務所大会議室）での諸発言は、いずれも有用だったが、人生の困難な局面に立たされながらも勇気をふるって法廷陳述を行った女性原告の発言に特に感銘を受ける。社会の低賃金を何とかしなくてはと多くの人々が行動していることを経験し、今後いろいろ学んで行動参加をしていきたいとの趣旨の発言だった。

裁判は今後、個々の原告の損害立証の段階に入るが、来春に佐村裁判長が多分異動になるので、裁判進行はやや遅れるだろうとの田淵報告や、水谷議長が神奈川県労委使用者委員との談話で聞き出した神奈川地賃審議での裏話の紹介などもあった。今回の神奈川最賃改訂は、中賃目安+19円より1円安い+18円で決まりそうになったが、交代辞任直前の一人の公益委員が目安通りの決定を強く主張し、投票の結果+19円となったといった裏話である。公益委員のこの程度の気骨ある行動も、珍しい話なのではないか?!（2013年10月1日）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十二）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2013年11月27日神奈川最賃裁判第12回。関連の行動は、横浜市役所くすのき広場を9:20出発、ベイスターズ通りを進んで裁判所までのデモ行進、13:15傍聴席抽選（83席に90人で7人外れ 私は当り）、裁判傍聴13:30~13:50、報告集会14:00~14:45という具合に行われた。裁判は、原告準備書面（9）と被告準備書面（9）の提出確認（以下前者を α 、後者を β と略称）から始まり、次いで恒例にしてきた原告陳述が行われ、さらに α の要約陳述が田渕弁護士によって為された（ β の口述は例によって無し）後に、次回裁判日程の調整決定（14年2月12日10:00~）があつて終わった。

今回陳述の原告は前職—デイサービスセンターの正社員、現職—社会福祉協議会の非常勤職員（1年契約更新で7年 時給970円）で、60歳の母親と二人世帯の34歳女性。仕事の苛酷さ、労働条件の低劣さが切々と述べられる。前職の場合は、正社員といいながらボーナスは無く、人手不足で8時半始業の昼間は事務スタッフとして働き、夕方から夜10時半までは介護スタッフとして、つまり二人分しかも休憩も取れない過度労働で働きながら、残業代無しで月収14万円、それが遅配欠配にもなる。この状態10ヶ月の勤務で、ストレス過多からの極度の身体不調になり、さらにその3ヶ月後に甲状腺腫瘍が発見され、ショックで徹底落ち込んで退職に追い込まれた。現職は前々職と同じ職場だが、通算7年勤務の経過で仕事は変わっているのに時給は殆ど変わらずの状態だ。手取り月収11-12万円で「生活はとてもたいへん」ということに当然なるが、日々の生活が困難であることは人生の行路で新局面への展開が不可能で停滞した生涯に追い込まれてしまうことである。陳述では、そのことが「20万円の費用が工面できないため、未だ手術の日はたっていません」、正社員への途が開ける社会福祉主事資格を取得すべく教育を受けるにも「お金がかかります」、「お金が無いと、新しい事にチャレンジする機会すら得られなくなる」といった叙述で表現された。

この陳述を聞きながら、私は新自由主義経済思想あるいは新古典派経済理論の非現実性に改めて腹を立てた。アベノミクスの「第三の矢」は、衰退産業から成長産業へ労働力を移動させるために、雇用保護規制を取っ払うというものだが、労働需要が増大している福祉関連では、賃金・労働条件は低劣のままだ。この状況のもとに衰退製造業で解雇が為されれば、低劣賃金労働条件でもやむなく福祉分野に再就職し、良い仕事は出来ずに転々として結局良質の福祉サービスが社会的に供給されることはない。

アベノミクスの経済思想=新古典派ミクロ理論では、自由な市場が最適な資源配分と適切な所得配分をもたらすはずだ。産業の転変に伴って必要となる労働移動=労働力再配分は、自由な労働市場が保障するはずなのである。だったら労働需要増大の福祉分野の賃金が上昇して、そこに新卒労働力が集中し、また衰退の製造業から労働力がそこに自発的に移動することにならねばならない。しかし、現実には福祉サービス需要の主体は貨幣を充分には持たない庶民で、福祉の必要はあってもそれが市場で貨幣をとまなう有効需要にはならない。ケインズ思想=マクロ理論の左翼版に従って、社会保障制度に拠る国家介入で福祉に資金を投入せねば、あわせて最賃制によって福祉分野を含む底辺労働市場の相当な賃上げを強制するかせねば、つまり市場論理だけでは社会的需要は充足されないのだ。

ところで α は、被告準備書面（8）への反論である。この書面（8）は、原告に原告適格性が無いとのこの裁判の初盤で被告が提起し裁判所に相手にされなかった主張を繰り返すことに加えて、行政事件訴訟法3条6項のいう「行政庁が一定の処分をすべきであるのにこれがなされないとき」の訴訟=「義務付けの訴え」においては、同法37条の2第1項が「一定の処分がなされないことにより重大な損害を生ずるおそれが」なければ訴えは起こせないとしていることに拠って新たに次の様に主張す

る。―「地域別最低賃金の改正決定がされないことによって生ずる損害は日々の経済的損失であるから、その損害の性質上、行訴法37条2第1項における『重大な損害』が生ずるとは認めがたい」

私の読むところでは、 a は、このような被告の議論に対して、次のように力強く論駁する。第一に、最賃千円以下の労働者は生活保護法3条2項の「健康で文化的な最低限度の生活水準」維持ができないのだから、生存権が侵害されている。第二に、生保水準不充足の現状は「単なる経済的打撃を原告らに与えているのみならず、原告らの生命や健康に対する侵害の危険を含む」。第三に最賃金額<生保基準の現状は「原告らから子どもに教育を受けさせる機会や、結婚、出産、育児の機会を奪うことにもなっており、事後的な金銭賠償による回復を甘受させることが社会通念上不相当なものである」

a は、このような論理を立てた上で、その論理の実態的裏付けとして、前回までの10回の裁判における計11人の原告陳述を次の6項の下に抜粋引用する。①「原告らは最低賃金ギリギリの低賃金で生きていくために、仕事の掛け持ちや長時間労働を余儀なくされ」「通常必要とされている人間関係の構築も容易ならぬ状態にある」②「長時間労働などの無理がたたり、体調を崩している者もいる」「まさに原告らの生命や健康に対する危険が生じている」③「低賃金・低収入の状態は、原告らの自立、結婚、出産の機会も奪っている」④「親の低賃金・収入のしわ寄せが子に受け継がれてしまい、子の教育等の機会が失われている」⑤年金受給「年齢に差し掛かっても、年金額の引き下げや支給年齢の引き上げによって60歳以降も最低賃金ギリギリの時給で働かなければ生活できず、他方で医療費等はかさみ、低賃金・低収入による不安定な生活は変わらない」⑥原告らは「まじめに働いただけの収入を得て、人として当たり前の生活をしたと思っているだけ」「しかし現状は、働いても、生活保護基準よりも低い収入しか得られず…その生活に心身ともに疲弊しながら、この裁判を提起し、現在まで続けている」。

こうした a の論理と実証は、今回裁判の原告陳述の内容にも貫かれている。けだし、職業資格が取れず、治療手術も受けられないのは「重大な損害」に他ならず、生命を失う損害は「事後的な金銭賠償による回復」で甘受できるものではない。

さて β の主張であるが、それは①最賃法改正の「生活保護に関わる施策との整合性に配慮する」とは生保基準以下にならぬよう「配慮すべきことを求めるにとどまる」もので、下回っても違法ではない ②最賃決定基準の3要素（生計費、支払能力、賃金）は「互いに軽重が無く」、国際条約も賃金支払能力を考慮することを排除していないなど、従来の被告主張のほぼ反復にすぎない。ただし「平成25年度の神奈川県最低賃金の改正決定により」最賃―生保の「乖離が解消されたことを主張する」と宣言口調で述べていることが新しいといえは新しい。しかしながら、その強弁は生保基準の非科学的不公正の計算によっているわけで、到底承認できるものではない。せめて生保基準の計算には、事業支払能力を考慮すべきではなく、生計費観点一本槍で計算すべきであり、それでも乖離が解消できなければ、それは事業支払能力考慮の結果と主張すべきではないか。

乖離解消の誤認的認識と生保改悪政策強行が結合すれば今後最賃金額は引き下げ趨勢に逆転しかねない。この裁判に勝利せねばと改めて意志を固める所以である。(2013年12月2日)

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十三）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2014年2月12日、神奈川最賃裁判第13回の日である。開廷10時からの裁判傍聴席84に対して傍聴券抽選時に並んだのは厳寒のためか56人だった。事後の報告集会出席の原告9人、弁護士5人を併せた数字に56人を足し、それに遅刻早退などを考慮すれば百人弱の人々が、この日の行動—裁判所前の事前宣伝活動30分弱、裁判30分弱、事後の街頭デモ宣伝30分弱、報告集会1時間弱—に参加したように思う。

裁判は、原告側の二つの文書（「準備書面（10）」と「立証計画」）提出を裁判長が確認した後、恒例の原告冒頭陳述が行われた。44歳男性の原告はスーツとネクタイを着けた整った姿で、A4用紙3.5枚の陳述をきちんと読み上げた。その内容は毎回の原告陳述と共通で、ディーセントでない労働と生活の実態、そこで度々打撃を受け挫けながらなお立って生き抜こうとする尽力、そして裁判原告になり法廷陳述を行う積極的意志、これらを聞かされ、私の胸が詰まり、怒りがこみあげる。幾つか引用しておこう。

「困窮していたため、40度の熱を出して倒れても、アパートで一人寝ているしかできず、布団にくるまりながら、不安と孤独におしつぶされそうになった」「『今月いっぱいでもう更新しないから』と言われたのが、その月が終わる4日前でした。低賃金で働かされ、使い捨てにされる、人間扱いされていないことを肌身で感じました」「出勤途中の駅で気を失って倒れてしまいました。診断名は『うつ病』でした。…思い詰めてしまった私は、絶望して、アパートで大量の酒と睡眠薬を飲んで自殺を図った…去年S状結腸憩室炎で人口肛門になるかもしれないと医者に言われたときに心から神に祈りました。…昨年末にキリスト教会で洗礼を受けました。…今はこの信仰が私の心の支えです」

原告陳述に続いて田淵弁護士が、二つの原告提出文書の要約的説明を行った。ここでは私の要約的説明を書いておく。一被告は2013年の神奈川最賃引き上げで最賃一生保の「逆転現象」が解消したと主張するが誤りだ。とりわけ生保支給金額決定の行政の場で行われる「勤労控除」が数値の多寡で問題どころか全く考慮要素の外つまり考慮ゼロになっている。この不合理さを明白に示すために、19才单身男性が時給868円～1400円、労働時間173.8時間（国採用基準）155時間（原告主張）で働き、生保住宅扶助横浜一般基準53,700円特別基準69,800円適用をそれに組み合わせた16事例について生保支給金額がそれぞれいくらかになるかを算出することを求める（＝求釈明）。被告が、「労働者の生計費」のみを考慮すべき最賃一生保比較局面に「賃金支払能力」を持ちこむのみならず、その「支払能力」を重視し「生計費」を軽視する比較技法を選択したのは「二重の誤り」だ。この誤りを正すため、世界の最賃制度に詳しい専門家、憲法25条27条を統一的に理解すべきことを明らかにする専門家、保障すべき最低生活費の専門家を証人として、また敵性証人として比較技法において使用者側意見のみを採用した2008年中央最賃の会長を申請したい。さらに原告に生じている損害が「経済的損失の範疇を超え、人格権の侵害に直結する取り返しのつかない」損害となっていることを原告約10名の本人尋問によって立証したい。—

こうした原告の「求釈明」「立証計画」に対する意見を裁判長から問われた被告側は、「求釈明」に対しては回答不要と答え、中賃会長証人も不要と答えた。そこで裁判長がとりなす形で「勤労控除考慮の場合の生保支給金額を原告側が計算し、それに被告側反論があれば次回裁判で提出することでどうですか」と言い、原告側が了承してそうする運びとなった。その次回裁判は4月16日水曜午後4時～。傍聴空席無しに思う。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十四）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

神奈川最賃裁判第14回は、2014年4月16日午後4時から15分あまりで行われた。開廷20分前の傍聴券抽選時点では、定員84名に対し傍聴希望の列は76名一つまり外れ無し。その後の開廷までに駆けつけた人で法廷は満杯になり、前回傍聴記末尾に書いた「傍聴空席無しに」の思いは叶った。

意味することは不明だが、4月新年度で交代するのではと予想されていた佐村浩之裁判長は変わらず。法廷はいつものパターンで淡々と進行する。まず原告準備書面（11）の提出を裁判長が確認、ついで原告陳述があり、さらに田淵弁護士による準備書面（11）の要約説明。いつものパターンでないのは、3月12日に被告に渡っているはずのこの原告準備書面に対する反論となる被告準備書面の提出が無かったことだ。反論困難で立ち往生しているのか。裁判長に対して反論作成のためあと一ヵ月半くださいとの被告要望で次回裁判は、6月9日午後4時からと決定された。

今回陳述の原告は、時給900円のアルバイト。電子機器基盤組立工場で働く27歳の男性。ボーナス無し、一日労働時間は、実働8時間に昼休憩1時間、3時休息時間10分を挟んで拘束9時間10分労働で、週5日勤務制。私が1979年に行った休憩時間等の調査では（労研編『勤務時間制・交代制』所収）、tea-time的な「休息時間」は、休憩時間ではなくて労働時間扱いが通例だったが、現在では有給休息時間はかじり取られて無給になっているのか。アルバイトであっても、残業もあり、土曜出勤もある。それで月々の手取りは12～13万円。母親との同居生活で何とかやりくりしているが、靴下、下着の更新もままならず、友人との付き合いもできず、興味ある講演会にも交通費を気にして行かない、ましてや結婚一家族形成はとても困難と言った生活である。こうした状態はこの青年に特別なことではなく、いまや広範な社会現象だろう。最賃引き上げの社会的意義の大きい事を改めて思わせる陳述だった。

原告準備書面（11）は、この傍聴記の前回で紹介した「勤労控除考慮しての生保支給金額」16ケースについての原告による2013年度時点での計算結果を示すものである。結果は「時給868円で働く場合はおろか、時給1000円、1200円で働く場合であっても、生活保護の受給対象に含まれる」などであって、生保一最賃の「逆転現象が解消されたなどとは到底言えるものではない」との書面結論を力強く根拠づけるものだ。なお準備書面の「まとめ」において、最賃一生活保護比較の政府＝中賃技法の五つのインチキのうち、数字の多寡の問題ではなく全くゼロにされている「勤労控除」無視の不合理さが「極めて不合理さが際立っている」と指弾されている。正当な指弾だ。被告＝国は何と答えるのだろうか。興味しんしんで待たれるところである。

この裁判の過程では、中賃の場で経営者委員から「生保は働かないことが原則だから勤労控除は問題にならず」とのデタラメ極まる議論を公益委員が批判もせずそのまま容れた経緯だけが被告から説明されていた。因みに、今年3月26日の参院厚生労働委員会での日本共産党小池議員の「勤労控除も当然算入すべき」との質問に対する労働基準局長答弁は、「勤労控除は直接的に衣食住の水準に関連するものではないことから、公益委員見解においてもこれを考慮しない」と考えるというもの（神奈川労連刊『最賃裁判には夢がある』150頁）。勤労必要経費無視のとんでもない考えだ！必要経費を賃金から控除した残り衣食住を賄うのだから、経費控除で比較せねば生活保護基準の衣食住生活は確保出来ないのに！！

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十五）

牧野 富夫（労働総研顧問）

（１）「逆転現象」雑感

「最低賃金と生活保護の“逆転現象”」という言い方を、私はなるべくしないことにしている。理由は、それが言外に「働いた代価である賃金（最賃）」が「働かずに受ける生活保護」よりも高くして当然だ、という「判断」を前提にしているように思えてならないからである。だれもが知っているはずの憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、それを国に義務づけている。みてのとおり、働いていようと働いていまいと、憲法は等しく「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を「すべての国民」に保障している。なるほど働くことなしに人類は生存できない。働くことで人は磨かれ成長するなど働くことの意義は大きい。たしかに働くこと＝労働は尊い。しかし、だからといって、最低賃金が生活保護より高くしてはならない、ということにはならない。

憲法第27条2項は、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」とし、最低賃金や最長労働時間などの基準を法定するよう国に義務づけている。その賃金についての具体化が最低賃金法にほかならない。その第9条3項では「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と定めている。ここで「整合性の配慮」を求めているが、最低賃金は生活保護を「上回るべし」とはなっていない。当然である。国民の「最低限度の生活」に“二重底”があってはならない。

いま安倍政権は、生活保護バッシングを異常に強め、これをテコに社会保障全体の抑制や、最低賃金の引き下げをねらっている。これは政権・財界サイドからの「逆転現象解消」論を逆手にとった攻撃ともいえる。この国の最低賃金と生活保護は、ともに貧困である。とくに生活保護利用者へのスティグマは目に余る。「逆転現象」論が“生保スティグマ”を助長してないか、私たちは想像力を逞しゅうすべきである。双方の引き上げ・改善こそ求められる。働きたくても働けない障害者・高齢者などの「いのち」・「生存権」と、働いて賃金を得ている人々の「いのち」・「生存権」に軽重はないし、あってはならない。

（２）原告Sさんの陳述の重さ

6月9日の横浜地裁での原告Sさんの陳述には、いくつもの重大問題を含んでいる。Sさんは、高校を卒業後、引き続き現在の仕事に就いている。半年の「期間従業員」（非正規雇用＝試用期間？）を経て「正社員」になり、現在に至る。その間、いくつか変化があった。まず、2005年に親企業が変わり、それまで約400万円だった年収が一挙に約300万円に下がった。許されない暴挙である。同時に、上司の「恣意的な評価」で賃金を決める「成果主義賃金制度」が導入され、以降、春のベースアップ期にも賃金が上がらなくなった。さらに、08年のリーマンショック後、大幅に賃金がカットされ、爾来、手取り13万円という「食えない賃金」をおしつけられている。「食えない賃金」は賃金とは呼べぬ。

これではどうも生活できないので、Sさんがその旨会社に訴えたところ、「本務に影響が出ない程度に自分で稼げ」といわれ、以来ずっとコンビニでアルバイトをしている。ゆえに休日なし、だ。私はこういう経営者に怒りを覚えるが、Sさんは我慢強くダブルワークを続けている。アルバイトの時

給は870円（神奈川県地域別最賃868円プラス2円。深夜1200円、早朝920円）である。健康を犠牲に平日は正社員として、週末はアルバイトで深夜も働く、という「生活」（これは人間の「生活」ではない。奴隷制の末期には奴隷にも休日があった）だ。それでもSさんは「他の原告より私は恵まれている」という。

こう陳述したSさんは、現在40歳の独身男性である。「自分のこともどうなるかわからないのに妻や子どもを養う自信なんてありません」と心情を披瀝し、「最低賃金を引き上げて賃金の底上げをしないと思います」と訴えた。この訴えは、重い。怒りを禁じえない。もし私自身がSさんのような境遇におかれたら、生きてゆけるだろうか。そんな想像をめぐらせながら、Sさんの誠実な陳述を聴いた。

（3）安倍政権の最低賃金制への対応

安倍晋三なる人物は、「世界で一番企業が活動しやすい国をめざす」と公言し、「規制改革」という名のブルドーザーで「岩盤規制」と政権・財界が敵視する労働法制を破壊している。最低賃金制と最長労働時間制は、かれらにとって「岩盤規制」の最たるものである。いま産業競争力会議などは「新たな働き方」なる偽りの看板のもと、「残業代ゼロ」の合法化をねらい、労働時間規制の破壊に狂奔している。米日財界のため安倍政権がめざす「企業天国」では、最低賃金制や最長労働時間制などがあってはならない。国際社会の手前、形だけ残す、という魂胆である。その解体工事が産業競争力会議ほかで「労働時間規制」から始めている。

最低賃金制の解体工事が後回しにされた理由は、それが低すぎてあまり邪魔にならないからである。政権や財界には「かわいらしい最低賃金」はむしろあったほうがよい、という判断もありうる。生計費無視の低い最低賃金は「市場賃金の重石」として役立つからである。もっとも、この国の労働時間法制も穴だらけであるが、「残業代ゼロ」を合法化するには邪魔なのだ。

千円以上の最低賃金は待ったなし、である。生活保護との「整合性の確保」も待ったなし、である。裁判で原告団が「整合性の欠如」を“被告＝国”に事実上認めさせている。事実上ではなく「公然」と認めさせ、確たる是正を勝ち取ることだ。あわせて、全労連や連合などナショナルセンターには、全国一律最低賃金制の確立に向け運動を強めてほしい。さすがに全労連の運動方針にはそれが結成時からドンと座っている。だが、「座りっぱなし」では展望がない。すくくと立った全国一律最賃制確立の運動を軸に、それがナショナルミニマムの基軸であることを広く国民に訴え、たたかいて血を通わせようではないか。（2014年6月9日）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十六）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

第4次厚木米軍基地爆音裁判の行政訴訟部分で初の夜間早朝飛行差し止め判決（ただし自衛隊機のみ差し止め東京新聞社説5月23日タイトル「米軍に白旗でいいか」で批判されねばならなかった苦肉の判決）を行った佐村裁判長が、横浜地裁を転出したために裁判官交代となった裁判の2回目が8月4日に行われた。前回行われるべきだった石井浩（裁判長）、倉地康弘、穂苅学という判事新メンバーに対する「更新弁論」が三人の弁護士（12人で構成される弁護団の団長一小賀坂徹、最長老顧問格だがなお弁論一線で闘う大川隆司、毎回の裁判で裁判長とやりあう主任弁護士の田渕大輔）の陳述で今回なされた。

「中央最賃審議会の今年の日安改訂答申（7月29日）を巡っての報道や要求運動展開があったことに加えて、夏休み自由研究の中高校生らしい人たちの参加もあり、抽選時10:15に行列に並んだ人は丁度百名で、当選の私を含め傍聴席は満席となった。10:30に開廷、新判事たちに佐村裁判長時の弁論を総括復習させる「更新弁論」が展開されて、11:05に終わる。弁論の解説、原告や東京（新宿文京）など各地からの参加者挨拶が行われた恒例の「報告集会」の後、この日は特別に日本大通りの裁判所から馬車道の神奈川労働局までのデモと1000分ハンガーストを含む座り込みがなされた。神奈川労働局では、中賃提示の日安＝プラス19円を受けての神奈川地方最低審議会が開かれていたのである。81歳の私は、デモまでの参加で申し訳なくも行動から引退。勿論そのためではないのだが、この日の地賃の審議決定は現行868円＋19円＝887円に留まる答申であった。

さて、今回裁判の中身を成す「更新弁論」のうち私が受け止めた特徴点を記しておこう。①小賀坂弁護士：今日、非正規労働者が4割を占め、その少なからぬ部分が最低賃金ギリギリで働いている。その最賃が生保水準を下回っている現状は、憲法25条、27条への違反だ。この違憲状況を是正しようとして「生活保護法に係る施策との整合性に配慮」と定めた9条3項設定の2007年法改正が行われた。しかし、本訴被告の国は「すべての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることは、法9条3項の予定するところではない」と主張、行政裁量権をかざして正当化する誤った不公正な計算法による比較で、最賃く生保の乖離は解消したと強弁している。原告陳述にみる生活具体例に照らしても、憲法25条などへの違反は明白。②大川弁護士：1)憲法の生存権勤労権に基づく労働条件規制の領域での行政裁量権の限界 2)労基法1条の「人たるに値する生活」必要充足の観点から最賃金額を具体化する必要 3)遵守すべき関連国際条約では「労働者本人のみでなくその家族の生活をも保障できるように最低賃金の水準が設定」さるべきなのに、最賃行政ではその「観点が全く欠落」。家族生活維持の国際基準不充足どころか、単身「若年労働者の最低限度の生活保障という役割さえ果せない水準、すなわち「重大な損害を生ずるおそれ」（行政事件訴訟法第37条の2）を裁判所が認定すべき水準、にまで低下している」つまり「二重の」違法状態。③田渕弁護士：被告が許容されるべきと主張する行政裁量権は逸脱濫用があってはならぬところ、「労働者の生計費」の生保基準と最賃基準との比較技法決定の場で「支払能力」配慮の思想から「勤労控除」を無視するなどの5点の不合理的を容れており、生保基準に到達するには500円以上の不足となる状態を「逆転解消」と称している。そうした自由裁量は「到底認められない」。

以上の①②は、佐村法廷で展開された弁論の復習であるが、②は弁論の現時点での新たな補強と私は理解した。三年前にこの裁判傍聴に参加した時点での私の認識は、法定最低賃金の金額はせめて働

いている本人一人の独立自らの生活を保証すべきものとの思想のもとにあった。しかし、本訴各回法廷の原告陳述聴取を重ねるうちに、社会保障不備、住宅・教育などの有償市場経済傾斜の日本では、若年単身生計費のみならず一定モデル（例えば3人子供を夫婦で扶養として単身+1.5人=2.5人家族等価可処分所得算出方法を援用すれば単身生計費の $\sqrt{2.5}$ 倍=1.58倍は必要）との比較で1000円要求が如何に謙虚なものかをPRすべしという思想に成った。昨年9月18日の神奈川最賃裁判第11回の傍聴記で「働く人本人一人が生活できるとの基準は、先ずなによりも実現せねばならぬ基準ではあるが、児童手当充実に拠って、子どもは社会が育てるシステムを構築せんとする民主党鳩山内閣の意義ある政策展開が、自公内閣復活で潰されようとしている現状では、アメリカ状況を前提に世帯=家族賃金を最賃基準の一つとして設定すべきではないのかと考える次第」と書くに至ったのである。

<すべての労働者について、最賃だけで生保基準が充足できる最賃金額決定をやっているわけではない>というのが被告国側の主張なのだが、他方、原告側の公正な比較技法では例えば生保生活扶助基準では最高の一級地をとって「すべての労働者」が生保基準を充足するよう計算されている。しかし算術平均を使う中賃=厚労省方式では単身生計者でも65%は除外されてしまう。「すべて」と言わなくともせめて半分が救済される50%値=中位数を採用して「公正」を主張するくらいの良識があってふつうと言えるのではないのか（第8回傍聴記の詳参照）。そうした被告の非良識に加えて、これまでの被告原告の勝負では、家族持ち労働者については初めから最賃一生保比較の対象から外され、その意味で「すべての労働者」対象ではなかった。これからはできるだけ「すべての労働者」対象に広げるように家族扶養の労働者の生計も要因に入れての考察と主張をしていこうではないか。

ところで、被告国側の論の謬は余りにも明らかだが、それが判決で原告主張のとおりのものであると判定されるには、運動をもっと高め広めねばと改めて思わせる事象が、今回あった。マスコミの「発表ジャーナリズム」ぶりである。安倍政権の戦争政策への傾斜を批判し、従来見向きもしなかった政権批判のデモ集会もかなり報道するようになった「東京新聞」でさえ「働いて手にする賃金が生活保護の給付を下回る現象も課題だったが、逆転している5都道府県はやっと解消する」と書いた次第だ（7月31日社説「最低賃金改訂貧困から抜け出す額に」）。因みに「赤旗」7月31日主張では「これまで生活費保護水準より最低賃金が低かった…5都道府県では「逆転」が解消する見込み」との叙述であった。

逆転に鍵括弧をつけて<当局発表ではそうだが実際は違う>と解釈したいが、そう出来た読者は多くはないのではと考えた。私の購読紙はこの2紙なのだが、他紙はおして知るべしと判断してよいだろう。裁判開始以来3年も闘ってきたのに、月額的生活保護費（単身者）>最賃の乖離が「時給にして500円以上、月額にして8万円以上」との原告側の主張が広まらず、欺瞞の当局発表しか報道に引かれない不公正状況が克服されないのはまことに残念という他ない。しかし挫けず頑張ろう!!

次回裁判は10月22日10:30~。そこに被告が今回法廷での原告主張への反論を提出せよとの裁判長の指揮であった。（2014年8月26日）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十七）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

前日に続いて雨天だった10月22日10：27～10：47、四年目に入った神奈川最賃裁判第17回が開かれた。恒例の裁判所前宣伝活動に続いて、84席の傍聴券抽選の行列は83人で、抽選無し。抽選時限に遅れた人が7名で、傍聴席は満席になった。

開廷後まず、被告準備書面（11）と原告準備書面（13）の提出が確認され、ついで38歳男性現職タクシー運転手の以下概要の原告陳述があった。＜パソコン関連会社正社員、商業派遣社員、発電機コンプレッサーのリース会社正社員、いずれも苦境に追い込まれてそこから転職、2007年に現職に就く。08年リーマンショック、11年東日本大震災の影響下、売上不振が著しく、売上30万未満で歩合45%がつかず基本給12.6万円のみ、夏冬のボーナスも無しの現状。最賃を割っているタクシー業界のこの状態に憤って、訴訟に参加。労働者が置かれている苦しい現実を目を背けずに、最低賃金を1000円以上とする判決を＞

それから、田淵弁護士の準備書面（13）に拠る説明が為された。被告準備書面（11）は＜最賃金額決定の行政行為は、法的に十分に許容される「裁量」の範囲だ＞と言うばかりで、原告の「最賃＜生保」の逆転解消はないとの主張への反論にはなっていないとの説明である。

以下、裁判長と田淵弁護士とのやりとり―石井「原告の立証計画は？」 田淵「原告の逆転不解消論に対する被告の明確な反論が無ければ…」 石井「反論は為されている」 田淵「被告側の反論がもう無いのならば次回までに立証計画を提出する」 石井「11月25日までに立証計画提出を。次回裁判は12月15日午前10時半。」

閉廷後、約1時間の報告集会、それから裁判所周辺から横浜市役所に至る昼休みデモで、この日の行動は終わった。報告集会で注目された三つの発言を記しておく。

一つは裁判長の訴訟指揮を巡る小賀坂弁護団長の解説である。＜前回裁判で、最賃生保逆転現象解消との明確な反論をと被告に要求して今回裁判になったのに、今回はもう反論は必要無しとの訴訟指揮であった。裁判所が、逆転解消問題について、論点の存在は了解しているが、内容的に理解してはいないということ。＞

もう一つは、傍聴に参加した国公労連宮垣委員長の発言（中央単産幹部が傍聴に参加したのは生協労連に続き2人目で、神奈川の闘いの広がりの一つの現れと私は受け止めた）。＜政府は、国家公務員の賃下げを地域差拡大の方向で進めている。沖縄等の民間低賃金12県の調査に基づき、2%賃下げを行い、その原資で東京などを引き上げる策だ。またタクシー規制緩和による業界の困難に対しては、鉄道バス等他の公共交通機関に対すると同様の補助金を出して、最賃引き上げに対応すべきなのに、そうしていない。＞ 「日本経済再興」に不可欠な賃上げに政府が直接介入できるのは、最賃制と国家公務員の賃金であるのに、全国一律的な賃上げ政策選択をしていない安倍内閣の現状に、私は改めて矛盾を感じた。

三つ目は、生活と健康を守る会からの生保基準引き下げ（最大10%、平均6%）に対する抵抗闘争（審査請求 違憲訴訟）の発展の報告であった。我々の最賃訴訟が、[最賃＜生保基準]逆転現象の最賃法9条3項による解消を一つの要としていることからしても、注目される闘争展開であった。この生健会、最賃訴訟原告団に年金引き下げと闘う年金者組合を加えた、国民の生活権を謳う憲法25条に拠る三者の連帯共同闘争のアピールが改めて為されもした。

ところで、裁判原告事務局では、傍聴希望者に裁判関係書類を毎回印刷配布する労をとっているのだが、今回も上述の二つの準備書面（被告（11） 原告（13））のほか、10月7日付けの被告「上申書」

が配布された。準備書面は、裁判官がそこで提起されている論点に対応すべき書面だが、上申書は「聞きおく」ことで済ませて構わぬ性質の書類だそうだ。しかし今回の「上申書」は「貴裁判所におかれては、速やかに弁論を終結するよう上申する次第」を結語とするもので、今回裁判の「被告反論必要無し」との裁判長訴訟指揮に影響を与えていると私は理解した。そこで、この8頁の上申書の要約をここで紹介しておく。

上申書は、まずこの裁判の初期に被告が固執した主張—「原告らの本件訴えは不適法として却下されるべき」との主張を繰り返す。曰く地域最賃金額決定行為は「一般的抽象的な規範を定立する行為であるから」行政取消訴訟の対象となるような「処分性は認められない」、原告らは原告適格性を有しない、申請を前提としない行政行為の義務付け訴訟の要件たる「重大な損害を生ずるおそれ」がないとの主張である。

そのうえで「本案の主張は尽くされている」として「速やかに弁論を終結さるべき」と上申する。昨年11月27日の12回裁判で「原告らは、主張は尽くしたので立証計画書を提出する旨」述べたのに、「現在においても、人証申請、陳述書の提出を行なって」おらず、最賃—生保水準比較の被告の「計算方法が不合理である旨の主張」を繰り返している、被告の「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることを法9条3項は予定して」いないとの主張に対して、原告は「独自の解釈に基づく主張を繰り返すばかり」で「これ以上、期日を重ね主張のやりとりをしたところで、争点が整理されるとは思わない」との主張だ。

この、原告主張が「全ての労働者について」最賃=生保となるようにとの「独自の解釈」だという被告の言い方に、私は猛烈な反感を覚える。いかなる主張もいずれも独自特殊なものであるところ、わざわざ「独自」と表現して、原告主張が何か並はずれた破格の論理のものとのニュアンスを含ませている。しかし、不公正非科学的な比較技法を裁量の範囲と強弁する被告の主張こそ、並はずれた破格の論理なのだ。

「全ての労働者」についていえば、原告側の主張は二重の意味でそういうことではない。まず単身労働者についての比較を前面に論じていて、シングル・マザーなど扶養家族を抱えている労働者については、当面は最賃=生保とならず最賃金額千円以上でもって「逆転解消」に一步でも近づくことを要求している。また単身労働者についても、公正・科学的比較技法に基づけば、最賃時給1500円近くまで引き上げねば最賃=生保とならぬところ、当面千円以上と節欲した要求にしているのだ。逆に、被告国側の主張の中には、生保の生活扶助基準の比較の場合に、34%しかカバーしない加重平均値をとるなど（「傍聴記8」参照）、その「全ての労働者」を最賃=生保とする必要はないとの裁量は、7割つまり大部分の労働者が適用にならなくて構わぬとの主張なのである。そんな主張を司法に是認させてはならない。

と、ここまで書いたところ、畏友=伍賀一道さんの新著『「非正規大国」日本の雇用と労働』（新日本出版社刊）が宅急便で届いた。その302頁「最低賃金の実質化」の節にある叙述を引用して今回の傍聴記を閉じることにしたい。—「2011年6月、神奈川県内の労働者68人が「生活保護を下回る最低賃金額は違憲」として1000円への引き上げを求めて横浜地裁に提訴した。生存権保障と労働権保障を結合した新たな裁判闘争である。この最低賃金裁判に勝利することは、「家計補助型」パートを前提にした現行最低賃金水準からの脱却に向けた大きな手がかりとなる。」

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十八）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

18回裁判—2014年12月15日10：30～10：45開催のこの日のわれわれの行動も、①裁判所前での事前宣伝集会②傍聴券抽選③裁判④報告集会⑤裁判所→横浜市役所の昼休みデモのパターンで行われた。抽選の折に並んだのは84席に対する53名で抽選無し。傍聴者が結局60名、他に原告10名、弁護士5名ほど、計80名近くの行動展開であった。

裁判そのものは恒例の原告陳述が10分余り、裁判官と両側弁護士—三者の多少のやりとりのパターン。陳述した原告は、老人ホームの調理補助パートとして時給950円（手取り月賃金約13万円）で働く26歳女性で、4人体制で朝・昼・間・夕食110～225食分を作る過酷な労働や同居の親がかりの非自立の生活、友人との交際場面での窮屈な有様などが、切々と述べられた。

裁判官とのやりとりは、この間すでに提出されていた原告側の「証拠申出書」（11月25日付け） α と被告側の「意見書」（12月15日） β を巡るものだ。 α が、学者3名（小越洋之助—最賃制研究の経済学者 金沢誠—最低生活費研究の経済学者、遠藤美奈—生存権研究の憲法学者）と、低賃金での生活を余儀なくされている多くの労働者の実情を熟知している実践家1名—水谷正人神奈川労連前議長—計4名の証人尋問と、9名の原告本人尋問を申し出るものに対して、 β は証人尋問も原告本人尋問も不要とする。法廷での意見「陳述」や文書による意見陳述よりも、申出当事者による「主尋問」、相手方による「反対尋問」、裁判官による「補充尋問」が行われる証人尋問の方が重きを成すというのが裁判のルールであるようなのだが、口頭あるいは文書による陳述意見の供述は自由に行えるのに対して、証人尋問は裁判官による採否の関門を経なければならない。

β が尋問不要として挙げる理由は二つ。第一は、この裁判の最初から被告が主張している門前払い論に拠るもので「本件訴えは訴訟要件を欠き不適法であり、原告ら申出の証拠調べをするまでもなく却下すべき」だということと、地域最賃の「改正決定に係る法の規定が、原告らの主張する「人間らしく働くことによって、健康で文化的な生活を享受する利益」を個々人の個別的利益として保護すべきものとする趣旨を含むとは到底解されないことから原告適格に関しても」原告本人尋問は不要だということだ。第二は「本案の争点との関係においても原告ら申出の証拠調べは必要ない」との主張である。「証人尋問とは、訴訟当事者間に争いのある事実について、証人が経験した事実を供述させ、その結果である証言を証拠とする証拠調べ手続きである」のに、「本案においては、専ら法9条3項及びこれに基づく厚生労働大臣等の裁量等の解釈が争われている」のだから、証人尋問は不要と言うのである。法解釈は裁判官がやることで、裁判所外の間人がやることではないとのことだろう。

そして、法廷での口頭やりとりはまず裁判長の「証人陳述は必要ない。意見書陳述書提出でよい」との発言から始まる短い緊張に満ちたものだった。問題の具体的認識を裁判官に深めて貰うために証人尋問が絶対不可欠と考える原告弁護士田淵さんが、ここで「証人尋問採用せず」との決定を下されたら一大事と「証人採否は、提出する証人の意見陳述書を観てからにしてほしい」と食らいつく。その提案を裁判長は容れて「原告側証人の意見書を提出してほしい」と発言、その提出期限を3月末として次回裁判の日程が4月22日となった。

司法が行政を裁く行政裁判で、行政＝国側を敗北させるのは容易なことではない。第4次厚木爆音訴訟で自衛隊機飛行差し止め判決を下して、横浜地裁を去った佐村裁判長に代わってわが神奈川最賃裁判を担当することになった石井裁判長は、11月5日に、10歳で不法入国したコロンビア人（男性21歳）に対する国の強制退去処分を取り消す判決を下す一方で、12月10日には、特定秘密保護法は違憲として施行差し止めと無効確認を求める行政裁判で「訴えは不適法」だとして却下する判決を下して

いる。秘密保護法施行によって「直ちに国民の具体的な権利、義務、法的地位によって影響はない」ので、行政訴訟の要件を欠くとして、国を勝たせた判決だ。この2件の判決だけであえて言えば、行政権力べったりの裁判官でもなく人権熱烈擁護の裁判官でもなく、慎重に目配りして判断するような人か取りあえずは思う。証人採否決定を3カ月余延ばしたのもその慎重な目配りなのだろう。その間に法廷外の最賃引き上げ世論を昂揚させて、証人何人かは採用させることが必要でもあり可能でもあると私は考えた。

裁判前日の衆院総選挙は、衆院自公2／3体制をあと4年維持して明文改憲などの安倍晋三の野望を達成するとの賭けで行われ、その結果は自民4減、公明4増で、辛うじてその賭けに安倍が勝った選挙であった。他方、共産党議席2.6倍の躍進は安倍極右政治への待ったをかける力を強めた。今までも何度かこの最賃裁判の傍聴にみえた日本共産党・畑野君枝さんがこの選挙で衆院議員に当選し、今回裁判の傍聴報告集会でも挨拶をされた。全国一律最賃制、最賃金額決定原則からの「支払能力」消去などへの法改正も展望できると私は感じました。

ところで、今後なお続こうとしている安倍政治の本命は憲法9条改悪＝戦争国家への改革推進だが、12／14選挙で自公2／3体制維持更新を可能にしたのは、消費税8％アップによるGNPショックなどで破綻を見せながらもなお一部国民の期待をつなぎ止めているアベノミクスである。だがその本質は、アベノミクスの金融政策財政政策に引き続く「第3の矢」としての産業政策を文書化した「日本再興戦略」（2013年6月、14年6月改訂）が「20年以上も続いた経済の停滞」と描く時代の主要部分＝小泉規制緩和政治に他ならない。アベノミクスの司令塔＝安倍晋三や甘利明自身が、この小泉政治の要職にあってその推進に尽力していたのだ。

小泉政治とアベノミクスとの違いがあるとすると、後者が内需不足による経済停滞の深刻化から、賃上げの必要を唱えるに至ったことであろう。アベノミクスが唱える経済の「好循環」とは＜規制緩和等による企業収益改善→賃上げ・雇用拡大→消費拡大→その内需による更なる投資拡大＞の三つの環（→）を含むものだが、この第一の環の内実は企業が儲ければおこぼれで賃金があがるというトリクルダウンの虚偽的経済学説なのだ。資本主義企業は、労組（ストを力とする団体交渉）か国家の社会政策によるかの社会的強制なしには賃上げは行わない本質のものだ。三つの環の第一が回れば、第二、第三の環は自ずから回る。政府の強制力の無い賃上げの掛け声だけでは、第一の環は回らない。国民の生活確保改善につながる日本経済成長のために、労組の賃金労使交渉の健闘と、国家の職権による賃上げ―法定最賃引き上げと公務員賃金引き上げ―が改めて期待される所以だ。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十九）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2015年4月22日10：30～10：38の19回裁判は（10：10の傍聴抽選締切時に84席に対して88人希望私は当りで傍聴できたのだが）やや意外あるいは奇怪な経過を辿った。

事前の予想：4名の証人尋問と原告9名の本人尋問をとの原告側申出を、前回裁判冒頭に不要と述べた石井浩裁判長が、原告側田渕弁護士との陳述書意見書の内容をみて判断を>との意見で証人採否の決定を3ヶ月余持ちこし今回裁判になったことは前回傍聴記に報告した。今回裁判の1週間前に、いま行われ難くなっている裁判官と弁護士との法廷外での面談が実現、しかしその場で石井裁判長が「証人採用せず」の意見を変えず、人数を絞ってとの原告側弁護士の提案も無視されることがあった。

貧困が深刻な問題になっている現代日本で、最賃制を有効な防貧策に改革するために裁判勝利を願う原告側は、そのためには裁判官に具体的真実を掴んでもらう機会となる証人等尋問は不可欠と考え、証人等不採用の訴訟指揮は絶対に許せないと判断した。そこで、証人等不採用の決定には裁判官忌避申し立てで対応する、傍聴席からも抗議の声を一斉に挙げるとの緊張姿勢で裁判に臨むことにした。

実際の経過：開廷すると両陪席が女性裁判官で裁判長が何か石井裁判長とは違う感じの男性。彼が「証人採否については、裁判体も変わったので、慎重に判断する次回まで決定は持ち越す。しかし原告被告とも最終準備書面の作成を行ってほしい」と言って次回裁判日程を6月8日に指定したのである。法廷横廊下にある担当裁判官名の掲示を観ると、徳岡治、吉田真紀、石井奈沙の名がある。裁判長が変わった？

報告集会での弁護士の解説では、石井浩裁判官は他の裁判担当も降りており病気かもしれぬが、証人採用せよとの2千通の要請葉書や、この朝の裁判所前の宣伝行動の影響もあって徳岡裁判長が不採用の決定を申し渡す場面にはならなかったのではとのことだ。<証人採用せよ>との世論をより高めるための運動期間があと1カ月あまり与えられたわけだ。その第一弾として、裁判所前発着で日本大通り周辺をデモリ、<証人採用せよ>とのシュプレヒコールを挙げた。

ところで9：30～10：00の裁判所前の宣伝行動で、私は女性の結集に改めて注目した。集まった約50人の大部分が女性であり、原告アピールでマイクを持つのも女性が多数派だ（原告133名中の女性の数も69名で多数派）。現代日本の最賃制の在り方を批判する運動を支えているのが女性だと認識した次第。私は畏友伊藤セツさんの千頁余の大著『クララ・ツェトキーン』（御茶ノ水書房2013年刊）を読了したところなのだが、クララの没年1933年までの国際女性労働運動では「同一労働同一賃金」が課題として登場しているが、最賃制は現れていない。戦後60年代に私が藤本武先生（大著『最低賃金制度の研究』日本評論新社1962年刊 新書『最低賃金制』岩波書店67年刊の著者）の「代参」として、神奈川一般労組などで総評の法定一律最賃八千円要求の宣伝的解説を行っていたころ、藤本さんは女権拡大の労働運動の要は賃金闘争、とりわけ本格的な最賃闘争、なのに現実には女性労働運動ではお茶くみ反対などに終始し、女性団体も最賃制闘争に立ちあがることが無いとこぼされていた。しかし、いまの神奈川最賃裁判闘争では、その時代とはかなり違う状況になっているように思う。この風景が全国に広がることを改めて期待する。（2015年4月22日）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2015年6月8日の第20回裁判—この日のわれわれ原告側の行動は、11：00～11：10裁判所前宣伝行動（原告からのアピールなど）、11：20～11：30傍聴抽選（84席に対する72名行列で抽選なし）、11：40～11：47裁判傍聴（原告11名、原告側弁護士6名出席など）、報告集会12：00～12：50（田淵、小賀坂両弁護士からの解説、原告8名からの迫真の所感表明など）、デモ13：00～13：15（裁判所—日本大通り—横浜市役所）という展開であった。

昨年6月15回裁判からの石井浩裁判長が、12月18回裁判で、原告側の要求する「証人尋問、原告本人尋問は不要」の判断を示して以来、この裁判の焦点と成り、緊張事態をもたらしていた問題について、今20回裁判で一つの決着をみた。証人尋問原告本人尋問を全く行わないとの訴訟指揮ならば裁判官忌避手続きを行うとの方針で臨んだ4月の19回裁判に石井裁判長が現れず代わって裁判長席に就いた徳岡裁判官が証人等採否は「なお慎重に決定する」との判断で一回先延ばしにした結論は「原告側申請の本人尋問9名各30分は、原告側人選の4名各15分で認める。学者等の証人尋問申請は不採用」との内容であった。言い渡した裁判長は石井浩之。徳岡治前裁判長は今回は右陪席。こういった裁判体の目まぐるしい変化の理由は何？ 裁判冒頭に田淵弁護士が理由によっては忌避理由に加えることも考えて質問したが、裁判所は答えずであった。

裁判体の異例の反復交代の過程で、尋問採用ゼロの方針が、原告尋問4名採用に方針が変わったわけだ。原告側の運動—証人&原告尋問採用せよとの葉書（神奈川労連経由の2658通 他に直送分あり）の提出行動7回、うち4回は「裁判官は職務を放棄するな」「石井浩裁判長は証人採用を行え」「裁判長は原告の声を聞け」「証人採用拒否ならば裁判官の忌避申し立て」とのタイトルのビラ配布を含む裁判所前の宣伝活動などが、その変化に大きく関わっているだろう。ともあれ、この変化で裁判官忌避の方針実践は回避された。証人4人は全面不採用だが、その意見書4通は、既に証拠として採用済みであり、原告最終弁論の準備書面でできるだけそこから引用することで活かしたいと田淵主任弁護士からは解説された。

既に20人近くの原告が各回裁判で陳述を行ってきたが、裁判体が変わってきたこともあり、また法手続き的にいって原告陳述は裁判官の心証形成に関与しえても判決上の証拠としての事実提起には成らないとのことだ。原告本人の生活と労働の実態のより強いアピールが期待される原告本人尋問の次回裁判は8月20日。あと数回で結審—判決という局面になった。被告＝国側が初めから一貫して主張、さらにこの5月29日付けで提出された被告「意見書」でも繰り返された「門前払い」の主張（①処分性無し—この議論は私には未だよくわからない 立法で決まった一律の行政処分で裁量の余地無しだからという風に理解したのだが被告は立法の解釈における行政の裁量の余地を大きく主張もしており矛盾しているとの私の理解だ ②原告適格性無し—裁判の最初の局面で佐村裁判長は時給900円なら100円経済損失を受けており適格性ありと述べた ③最賃時給千円以上にならなくとも重大な経済損失とはならず）は、裁判所のものとはならないだろう。判決が「門前払い」を斥ければ、仮に千円以上にとの訴えは認められずとも、裁判はやれるということで全国的に後続裁判が起こる気運醸成には成るといのが、報告集会での小賀坂弁護団長の解説であった。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十一）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2015年8月20日14:00~15:15、133人の原告を代表する形で、宣誓して証言をする本人尋問が4人の原告により行われた。第21回裁判である。

裁判傍聴事前の行動としては、14:00から、裁判所前で宣伝集会。4人の原告（この日の証人となる原告とは別の人々）が訴える。13:30~13:40に傍聴抽選のため行列。84席に対して97人待ちで抽選となる。事後の行動は、15:40~16:00に裁判所周辺デモ。シュプレヒコールでは「戦争法案反対」も叫ぶ。その後一時間ほどの報告集会—北海道、東京、福岡から参加した運動幹部の発言、証人尋問を担当した4人の弁護士の発言などがあった。

さて裁判で行われた証人尋問の内容は、これまでほぼ毎回の裁判冒頭で行われた原告一人の陳述が迫真の労働と生活の実態報告であった点で、同じであった。しかし形式は違って、宣誓のうえで弁護士が一問一答方式で原告証言を引き出す。それも4人分が一度に為されたわけで、報告集会では「すごい迫力があった」との感想も述べられた。

証人尋問不要と述べてきた被告側の反対尋問は無いのではとの予想もあったが、一人の被告側女性弁護士が証人4人それぞれに反対尋問を行った。しかしその内容は「反対」というより「補充尋問」的なものであった。収入を増やすために転職あるいは就労時間増の努力はしなかったのかと聞く辺りは、裁判官に本人の自助努力不足を印象付けようとの意図からかと解されるもするが、原告を追い詰めていく鋭い攻め方ではなかった。

今回証人原告の4人はいずれも30歳台で、内2人は親の援助で、あと2人は生活保護の補足で、低賃金下の窮乏生活を送っている。かつては親を扶養援助した中年世代がいまや親になお扶養される時代になったとの感想が報告集会で述べられもした所以である。また生保で低賃金を補充している2人は、いずれも原告自身が冒頭陳述を行ったかつての裁判期日以降に生保支給を受けるようになったのであるが、「やっと最低限の生活ができるようになった。以前に比べるとだいぶ精神的に余裕が持てるようになりました」「（住宅扶助や医療扶助もあり）日常の生活をおくることに関しては、ひとまず問題はありませぬ」と述べている。

このようにひとまずは最低の生活を保障している生保基準であるが、これには問題が二つあると考えた。一つは、低賃金を生保で補充する行政実務は、厚労省が昨年地域最賃改訂で「乖離は全国で解消した」としている「まやかしの計算式」ではなくて、神奈川労連が裁判で主張してきた公正な方式での生保基準からの賃金不足分の計算に拠っているということ。もう一つは、この傍聴記でも何度か問題にしてきた単身者モデルの限界だ。今回の4人のうち一人は世帯を形成できず、単身ではあるが親のもとで生活しているのだが、他の3人はいずれも家族を形成しており（夫婦+子2人が2組、それと子5人のシングルマザー）単身者賃金前提の最賃ではそもそも最低生活は維持できない。少なくとも単身者モデルと合わせて、子育てを考慮したモデル（例えば夫婦共働きで子供2人の生活費の半分=単身+子1人のモデル）に拠る政策論も必要ではないかと改めて考えた。因みに8月13日付の横浜弁護士会会長声明「最低賃金の大幅な引き上げを求める」では、厚労省の単身者前提での乖離解消議論を、中学生2人を養育している40歳女性のモデルの実例を挙げて「子どもの養育を行っている世帯との関係では、生活保護がきわめて低く算定されている」と批判している。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十二）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2011年9月16日を第1回として4年余続いてきた神奈川地域最賃を千円以上とすることを求める裁判は、2015年11月9日14:00~14:30の第22回をもって結審となり、来たる16年2月24日午後判決の運びとなった。

11月9日この日の原告われわれ側の行動は、13:05開始の裁判所前集会から始まった。集会ではまず原告岩森さんから、公正判決要請署名と葉書による裁判所要請行動の報告があり、次いで北海道労連からの6名など傍聴にかけつけた各地支援者たちの挨拶、専修大兵頭ゼミ学生の傍聴参加挨拶、そして原告4名からの感想決意の表明があった。ついで（13:30~13:40）傍聴券抽選のための行列。傍聴席84から報道席3を引いた81席に対して、144名が並んだ。私は当選で傍聴席に入る。

この日付けで、被告側から24頁の準備書面（12）が、原告側から102頁の最終準備書面の提出が為され、口頭陳述は被告側からは為されず、原告側からは5名の弁護士によって各5分の要旨陳述が為された（後掲資料参照）。なおトリの大川弁護士の発言は、予定されていた弁護団長小賀坂弁護士が急な激しい風邪で裁判出席不能となり、ピンチヒッターで為されたものだ。

裁判後は、裁判所~神奈川労働局間の1キロ余をデモ、ついで15:30~報告集会であった。各発言のうち、私には弁護士からの判決予想が興味をひいた。主任弁護士・田渕さんは、生保一最賃の本論で裁判所が国の謬論に与することは難しいのではとの観測を述べた。他方、最終弁論で訴訟資格要件の所を担当した竹中さんは、4年余の訴訟の経過からして門前払いの可能性は低いだらうと述べたのである。

因みに被告準備書面（12）を読む。それは、「処分性が認められない」「原告らに訴えの原告適格性がない」「原告らには『重大な損害が生ずるおそれ』がない」の三点で門前払いを求める裁判当初からの主張の繰り返しが半分余であり、原告主張（生保基準を満たしていない）への反論（満たしている）が半分弱である。前半の門前払い論では、原告4名の本人尋問を引用して、飲み会忘年会不参加、水回り電気回りリフォーム不能などの叙述は、抽象的で個別具体的でなく、生保受給で最低生活が送れているなら最賃改正が無くとも「重大な損害が生ずるとは認められない」との主張が目された。後半の本論=生保一最賃比較論の所では、比較技法については行政の側に「広範な裁量的判断」の権限があり、「およそ全ての労働者について、賃金のみをもって、確実に生活保護受給者であった場合と同様の生活費となるよう最低賃金を定めることを法9条3項は予定していない」と主張する。しかし現在の不公正非科学的な比較技法は裁量の余地外だ。

行政裁量の余地に関連して、国はあたかも原告が「全ての労働者」について生保基準をカバーする賃金に成ることを要求しているかのように主張していることに改めて強い違和感を覚える。大川発言のキータームは、単身ではなくて世帯の生活を基準とせよという所にあり、日本の現最賃制が単身を政策基準としているのは確かに国際的な劣位の一根拠である。しかし、神奈川最賃裁判での生保一最賃比較基準では、原告は一貫して単身労働者のケースを根幹に論じてきた。しかも国側の比較技法では、単身生活扶助基準に人口加重平均を使っており、過半にも及ばない数の単身者しかカバーしない基準なのである。貧困研究では通例である中位数とか五分位あるいは十分位数とかを使って「全ての単身労働者」にできるだけ近い範囲をカバーすべきなのだ。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十三）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2016年2月24日—11年9月26日の第一回裁判から4年半（足掛け6年）のこの日の裁判は23回目、そして判決言い渡しの裁判だ。事前に弁護団が、裁判所前の集まりの場に出す「旗」として次の三種が準備されていた—

- 「1 勝訴の場合 「時給905円は違法」「最賃は1000円以上に」
- 2 請求棄却の場合（門前払いではないが、中身で負けた場合）「訴えは適法 請求は棄却」
- 3 請求却下の場合（門前払いの場合）「訴え却下」

中央単産（国公労連、生協労連）や全国各地の労組（北海道、静岡など）の代表を含み通常の3倍近く（傍聴抽選倍率は76傍聴席に対する2.3倍の173人）集まった原告側の人々が知った判決結果は「3門前払い」であった。裁判所周辺デモの後に行われた報告集会の場での大川弁護士の言によれば「想定外のひどい判決 権力へのゴマすり判決」だ。

抽選に外れた私は特に傍聴券を融通してもらって法廷に入った。法廷の場での言い渡しは主文「本件各訴えを却下する 訴訟費用は原告らの負担とする」のみ朗読のあっけない瞬時であった。

報告集会の場で手にした判決文はA4×20頁のもので、そこで裁判所は本裁判の争点を四つとして次の如くにまとめている—（1）本件（地域最賃金額決定）改正決定の処分性の有無（2）原告らの原告適格性の有無（3）本件改正決定がされないことにより重大な損害を生ずるおそれの有無（4）神奈川労働局長が最低賃金法12条に基づき本件改正決定をしないことが裁量権の逸脱濫用となるか。この4争点のうち前3者は「本案前の争点」つまりそもそも裁判になるかならないかの争点であり、第4の一点のみがそもそもの裁判の中味となる「本案の争点」だ。裁判所は、争点（1）（3）二点について国に与する判断を書き、「本件各訴えは、その余の点を判断するまでもなく不適法というべき」との門前払い判決を下した。国側の当初からの「門前払い・裁判即時終結」の要求を容れない訴訟指揮を行いながら、4年半・23回の裁判を重ねてのうえでの門前払い判決には全く納得できない。

一般的法規範の制定行為と同じだから「行政処分性」が無く裁判に訴えることはできないとの処分性の法的議論は、私には結局、三権分立が形骸化して行政の優位という形で処理される現代国家の弊害を擁護する議論としか思えない。是非にも次の戦線＝東京高裁の場で突破せねばならない。一般的法規範の制定そのものに対しても違憲訴訟が起こせるのに、「本案」の部分で被告が行政の大きな裁量権を主張するような行政処分に対しては訴えが認められないなど、三百 or 八百代言的詭弁ではないか。私はそう考える。しかし裁判官にそう考えさせるにはどうすべきなのか。そこが問題課題だとも思う。

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十四）

岡本 一（かながわ総研副理事長）

即日結審。判決は12月7日15時

2016年9月14日（水）16時から、東京高裁101大法廷で控訴審第一回期日が行われました。

東京高裁に控訴した原告19人のうち6名、元原告2名が参加し、傍聴支援は東京地評と都内の区労連、全労連や生協労連、国交労連、全教、全国一般、自治労連、年金者組合、エキタス、そして神奈川からの参加者含め、93名が詰め掛け、98の傍聴席はほぼ満席となりました。法廷では、控訴側代理人田渕弁護士と竹中弁護士が格調高い意見陳述、原告の猪井さんが胸を打つ意見陳述を行いました。

田渕弁護士は「原審判決は、以上に述べたような人の一生における掛け替えのない機会の喪失や、社会生活における人とのつながりによって成り立つ人間らしい生活を営むことを、およそ法的保護に値するものではないとして切り捨てたに等しく、この点からも看過することのできない極めて不当な判決である。原審判決は、このような働くことの意義についても一顧だにしないものであり、先に述べた社会福祉施策に対する無理解や低賃金での労働を余儀なくされている労働者の置かれた状況への無関心を露呈した、稀に見る不見識極まりない判決である。このような不見識極まりない判決をこのまま放置しておくことは、東京高等裁判所の名折れであり、かかる不見識な原審判決を正しく改めていただくため、本審においては充実した審理を行った上で、裁判所の豊かな見識に基づく公正な判決を示していただくことをお願い申し上げる次第である」と陳述を結びました。

竹中弁護士は「原判決は、処分性要件に関する最高裁判例の無理解を露呈したものであり、またその他の訴訟要件の解釈適用を誤ったものであるから、本審においては、本案につき十分な審理を行ったうえ、公正な判決を示していただきたい」と結びました。

そして猪井さんの意見陳述の後、山田俊雄裁判長、鈴木順子裁判官、菊池章裁判官が一旦退席し、今後の裁判進行について合議に入りました。5 - 6分後に再開され、「本日で結審する。判決言い渡しは12月7日15時」と宣言し終了しました。

地裁への差し戻し＝「門前払いの否定」が判決の焦点

控訴審第一回期日の焦点は、東京高裁山田裁判長の裁判指揮にありました。原告らを負かす場合、「十分な審理もせず一回目の期日で即日結審し、次回判決」ということが多いからです。結論はそのとおりの展開となりました。裁判長の宣言について多くの傍聴者は意味がつかめずとまどいました。

しかし裁判後の日比谷公園での報告集会で、弁護士から解説があり、特に大川弁護士の「これまでのたたかいにより、裁判長は今回の控訴審を『訴えの中身の議論ではなく、焦点は差し戻すか否かにあるでしょう』と述べたように、『門前払い』した横浜地裁判決を否定し、『原告の訴えは裁判所に持ち込めることを認め、中身に入った判決をすべき』という判断をしたはずだと」という説明に参加者一同が納得し、大いに元気づけられました。参加者はたたかいを更に強め、差し戻し判決を必ず勝ち取るために全力を尽くすことを誓い合いました。

（常連の下山先生が所用で傍聴できませんでしたので、岡本が代わって執筆しました。）

神奈川最賃千円裁判傍聴記（二十五）

下山 房雄（かながわ総研元理事長）

2016年12月7日の東京高裁判決。傍聴できずに裁判所前に待機する人々に提示する文字縦書きの「旗」として出されたのは、残念ながら、4回の高裁要請行動で届けた1万7千筆の「公正審理要請署名」も全く無視する「司法の責任放棄」「不当判決」だった。高裁101号法廷傍聴98席に対する傍聴希望125人の先頭1番札で抽選に臨んだ私は当選、で法廷に入れた。15時に壇上（裁判長・山田俊雄 右陪席・鈴木順子 左陪席・菊池章）から告げられたのは「控訴棄却」の一言、一瞬の間であった。裁判所前の「旗出し」に私が十分に間にあった所以でもある。

日比谷公園から新橋駅近くまでの繁華街のデモ（参加二百人近く）。国公労連事務所での判決報告集会。神奈川労連、弁護士、原告らの懇親会食会。これらに加わって、話を聞きながら私はいろいろ考えた。－

判決言い渡しの言語のみならず、判決文の文字も極少量。「事実及び理由」がA4一枚、「当裁判所の判断」がA4一枚、計二枚の判決文だ。「当裁判所も、本件改正決定に処分性は認められないから控訴人らの訴えは不適法」との（判断の論拠が積極的に論ぜられることなく「原判決の通り」ですませる）「引用判決」である。高裁の地裁判決に対する補正の判断として挙げられることは、次の2点だ。一つは最賃決定に「処分性あり」としたら使用者が法的に抗争するのに困るという主張（！？ 弁護士顧問大川弁護士はこの点を原審判決よりも悪質な特徴と評する 同感）。もう一つは「平成20年最判」（最判とは最高裁判例のことらしい。が、一審判決には「平成21年最判」が最賃決定とは異なる行政処分を確定したものととして登場するが「平成20年最判」は登場していない）は、土地整理区画事業の「施行地区が特定限定されている」場合であって、最賃決定の処分性論拠にはならないというもの。いずれにせよ、報告集会で叫ばれた原告の声々が今回の高裁判決の不当性を浮彫させる。「これでは一億総活躍どころか一億総崩れだ」「労働者の生活の苦しさを無視した紙きれ一枚の判決」「訴訟運動に参加してきた皆がなお闘うべき判決」…

因みに昨日12月8日に下された第4次厚木基地騒音訴訟最高裁判決（「東京新聞」報道は「人権救済司法が放棄」との見出しで解説）で取り消された自衛隊機早朝深夜飛行差し止めの一審判決（2014年5月）は、わが神奈川最賃裁判の当初の裁判長である佐村裁判官※が裁判長として下したものだ。原告適格性無し―裁判門前払いをとの被告国側の主張は、佐村裁判長の「800円時給の者が1000円になるなら200円損失回復でしょう」といったコメントで氣勢をそがれ、門前払いの中間判決を被告は求めないことになって審理が実質的に繰り返され、最賃水準が単身労働者の生保基準さえも全く満たさないことが明らかになったのが、一審の経緯である。

一・二審の判決は、門内に5年間入っていたのに、実は入る権利は無いので出てゆけというようなものだ。立法府が最賃法改正（9条3項）で、生保基準との整合性を定めたにも拘わらず、行政が最賃と比較する生保基準をデタラメ非科学的かつ不公正非中立的方法で行ったことが明らかにされた。この本論部分で行政をヨイショすることが困難なために、三権分立の機能（暴走行政の司法による規制）を形骸化する「処分性」の法理をかざして、最賃行政の不当な現実を擁護する姿勢を裁判所は貫いた。まさに「司法の責任放棄」だ。許せない。民主主義的立憲国家の内実を確保するために、世論を喚起し、この闘争をなお広げ、勝利のため頑張ろう。（2016年12月9日）

※ 佐村氏は厚木基地訴訟判決をもって横浜地裁を転出。最賃裁判・裁判長の後任（14年6月15回～16年2月23回）は石井浩裁判官で、彼の証人採用否定姿勢の訴訟指揮（原告側が裁判官忌避の準備をして臨んだ19回15年4月裁判では彼が欠席でこの回だけ裁判長になった徳岡治裁判官によって採否決定慎重にと告げられ結局原告尋問が実現したりした）は、今から思えば彼の門前払い判決を予告するものだ。